

さいたま市告示一覧

（令和2年5月16日から
同月31日まで）

【目次】

- | | | |
|-------|---------------------------|---------------------|
| 第786号 | 市が実施する一般競争入札 | 【財政局契約管理部契約課】 |
| 第787号 | 市が実施する一般競争入札 | 【財政局契約管理部契約課】 |
| 第788号 | 市が実施する一般競争入札 | 【財政局契約管理部契約課】 |
| 第789号 | 市が実施する一般競争入札 | 【財政局契約管理部契約課】 |
| 第790号 | 市が実施する一般競争入札 | 【財政局契約管理部契約課】 |
| 第791号 | 認可地縁団体の告示事項変更の届出 | 【桜区役所区民生活部コミュニティ課】 |
| 第792号 | 身体障害者福祉法第15条に規定する医師の新規の届出 | 【保健福祉局福祉部障害支援課】 |
| 第793号 | 身体障害者福祉法第15条に規定する医師の変更の届出 | 【保健福祉局福祉部障害支援課】 |
| 第794号 | 身体障害者福祉法第15条に規定する医師の辞退の届出 | 【保健福祉局福祉部障害支援課】 |
| 第795号 | 指定自立支援医療機関（育成・更生）の変更の届出 | 【保健福祉局福祉部障害支援課】 |
| 第796号 | 指定自立支援医療機関（育成・更生）の辞退の届出 | 【保健福祉局福祉部障害支援課】 |
| 第797号 | 指定自立支援医療機関（精神通院）の新規の届出 | 【保健福祉局福祉部障害支援課】 |
| 第798号 | 指定自立支援医療機関（精神通院）の変更の届出 | 【保健福祉局福祉部障害支援課】 |
| 第799号 | 指定自立支援医療機関（精神通院）の更新の届出 | 【保健福祉局福祉部障害支援課】 |
| 第800号 | 指定自立支援医療機関（精神通院）の辞退の届出 | 【保健福祉局福祉部障害支援課】 |
| 第801号 | 大谷口・太田窪土地区画整理事業定款変更 | 【都市局まちづくり推進部市街地整備課】 |
| 第802号 | 大門第二特定土地区画整理事業定款変更 | 【都市局まちづくり推進部市街地整備課】 |
| 第803号 | 土呂農住特定土地区画整理事業定款変更 | 【都市局まちづくり推進部市街地整備課】 |

さいたま市告示一覧（令和2年5月16日から同月31日まで）

第804号	蓮沼下特定土地区画整理事業定款変更	【都市局まちづくり推進部市街地整備課】
第805号	大門上・下野田特定土地区画整理事業定款変更	【都市局まちづくり推進部市街地整備課】
第806号	台・一ノ久保特定土地区画整理事業定款変更	【都市局まちづくり推進部市街地整備課】
第807号	大和田特定土地区画整理事業定款変更	【都市局まちづくり推進部市街地整備課】
第808号	大間木水深特定土地区画整理事業定款変更	【都市局まちづくり推進部市街地整備課】
第809号	丸ヶ崎土地区画整理事業定款変更	【都市局まちづくり推進部市街地整備課】
第810号	市が実施する一般競争入札	【教育委員会事務局管理部学校施設課】
第811号	予算の公表	【財政局財政部財政課】
第812号	予算の公表	【財政局財政部財政課】
第813号	市の徴収金に関する書類の公示送達	【財政局南部市税事務所納税課】
第814号	市の徴収金に関する書類の公示送達	【財政局北部市税事務所納税課】
第815号	認可地縁団体の告示事項の変更の届出	【緑区役所区民生活部コミュニティ課】
第816号	認可地縁団体の告示事項の変更の届出	【緑区役所区民生活部コミュニティ課】
第817号	認可地縁団体の告示事項の変更の届出	【緑区役所区民生活部コミュニティ課】
第818号	認可地縁団体の告示事項の変更の届出	【緑区役所区民生活部コミュニティ課】
第819号	動物の収容	【保健福祉局保健部動物愛護ふれあいセンター】
第820号	開発行為に関する工事の完了	【都市局南部都市・公園管理事務所開発指導課】
第821号	開発行為に関する工事の完了	【都市局北部都市・公園管理事務所開発指導課】
第822号	動物の収容	【保健福祉局保健部動物愛護ふれあいセンター】
第823号	認可地縁団体の告示事項の変更の届出	【浦和区役所区民生活部コミュニティ課】
第824号	令和2年度の固定資産税に係る土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧期間の延長	【財政局税務部固定資産税課】

さいたま市告示一覧（令和2年5月16日から同月31日まで）

- 第825号 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定
【建設局北部建設事務所建築指導課】
- 第826号 開発行為に関する工事の完了
【都市局南部都市・公園管理事務所開発指導課】
- 第827号 市が実施する一般競争入札
【保健福祉局市立病院病院経営部病院財務課】
- 第828号 市が実施する一般競争入札
【保健福祉局市立病院病院経営部病院財務課】
- 第829号 公募型プロポーザルにおける提案書の提出の招請
【環境局資源循環推進部資源循環政策課】
- 第830号 地方税関係手続に係る本人確認措置に関する告示
【財政局税務部税制課】
- 第831号 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準
【総務局危機管理部防災課】
- 第832号 放置自転車等の撤去及び保管
【都市局都市計画部自転車まちづくり推進課車両対策事務所】
- 第833号 市が実施する一般競争入札
【財政局契約管理部契約課】
- 第834号 市が実施する一般競争入札
【財政局契約管理部契約課】
- 第835号 市が実施する一般競争入札
【財政局契約管理部契約課】
- 第836号 市が実施する一般競争入札
【財政局契約管理部契約課】
- 第837号 市が実施する一般競争入札
【保健福祉局市立病院病院経営部医事課】
- 第838号 地縁による団体の認可
【岩槻区役所区民生活部コミュニティ課】
- 第839号 特定計量器の定期検査の実施
【経済局商工観光部経済政策課】
- 第840号 市が実施する一般競争入札
【市民局区政推進部】
- 第841号 土地区画整理組合の理事の氏名等の届出があった件
【都市局まちづくり推進部市街地整備課】
- 第842号 開発行為に関する工事の完了
【都市局北部都市・公園管理事務所開発指導課】
- 第843号 大規模小売店舗の変更の届出
【経済局商工観光部商業振興課】
- 第844号 大規模小売店舗の変更の届出
【経済局商工観光部商業振興課】
- 第845号 開発行為に関する工事の完了
【都市局北部都市・公園管理事務所開発指導課】

さいたま市告示一覧（令和2年5月16日から同月31日まで）

- 第846号 議会の招集
【総務局総務部総務課】
- 第847号 市が実施する一般競争入札
【子ども未来局子ども育成部子育て支援政策課】
- 第848号 市が実施する一般競争入札
【子ども未来局子ども育成部子育て支援政策課】
- 第849号 開発行為に関する工事の完了
【都市局南部都市・公園管理事務所開発指導課】
- 第850号 動物の収容
【保健福祉局保健部動物愛護ふれあいセンター】
- 第851号 市が実施する一般競争入札
【保健福祉局福祉部年金医療課】
- 第852号 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定
【保健福祉局福祉部生活福祉課】
- 第853号 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の変更の届出
【保健福祉局福祉部生活福祉課】
- 第854号 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の廃止の届出
【保健福祉局福祉部生活福祉課】
- 第855号 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による施術者の指定
【保健福祉局福祉部生活福祉課】
- 第856号 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による施術者の変更の届出
【保健福祉局福祉部生活福祉課】
- 第857号 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定
【保健福祉局福祉部生活福祉課】
- 第858号 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の変更の届出
【保健福祉局福祉部生活福祉課】
- 第859号 市が実施する一般競争入札
【市民局区政推進部】
- 第860号 市が実施する一般競争入札
【財政局契約管理部調達課】
- 第861号 市が実施する一般競争入札
【財政局契約管理部調達課】
- 第862号 市が実施する一般競争入札
【保健福祉局福祉部生活福祉課】

さいたま市告示一覧（令和2年5月16日から同月31日まで）

- 第863号 市が実施する一般競争入札
【教育委員会事務局生涯学習部青少年宇宙科学館】
- 第864号 開発行為に関する工事の完了
【都市局南部都市・公園管理事務所開発指導課】
- 第865号 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定
【建設局北部建設事務所建築指導課】
- 第866号 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定
【建設局北部建設事務所建築指導課】
- 第867号 屋外広告物の保管
【都市局南部都市・公園管理事務所管理課】
- 第868号 動物の収容
【保健福祉局保健部動物愛護ふれあいセンター】
- 第869号 放置自転車等の撤去及び保管
【都市局都市計画部自転車まちづくり推進課車両対策事務所】

さいたま市告示第786号

さいたま市の発注する「暮らしの道路整備工事（市道30748号線）」ほか1件の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和2年5月18日

さいたま市長 清水 勇 人

1 入札参加資格

(1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が工事ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。

イ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする工事ごとに参加申請が必要なため、工事ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。

ウ 本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。

エ 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。

オ 工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種に係る技術者の資格を有する者を、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条の規定に基づき当該工事に配置できること。なお、専任で配置する技術者は、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係にある者であること。

カ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として参加しようとする者は、同一工事に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。

キ 本公告日において、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険（以下「社会保険等」という。）に、事業主として加入しているものであること。ただし、当該保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの限りでない。

ク 本公告日から入札書提出期間の末日までの期間において、同一入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

ケ 本公告日において、工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種について、有効な建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。

コ アからケまでに掲げるもののほか、本公告日において、工事ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。

(2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。

イ その構成員が同一工事における他の特定共同企業体の構成員でないこと。

ウ その構成員が同一工事に単体企業として参加していないこと。

エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。

オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。

カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。

キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。

ク 構成員は、それぞれ(1)オに定める技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、監理技術者の資格を要する工事においては、監理技術者は代表構成員が配置すること。

2 入札参加資格の確認

(1) 開札後、工事ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格（さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱（平成19年さいたま市制定。以下「最低制限価格取扱要綱」という。）第4条に規定する最低制限価格をいう。以下同じ。）を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の110分の100の価格（以下「最低制限比較価格」という。）以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を落札候補者として通知し、落札を保留する。

(2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。

(3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日（その日がさいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条に掲げる休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を財政局契約管理部契約課（以下「契約課」という。）に提出しなければならない。

ア 一般競争入札参加資格等確認資料

イ 工事に配置予定の技術者に係る技術検定等合格証明書等の写し（実務経験による場合は経歴書）、監理技術者の資格を要する工事においては監理技術者資格証の表面と裏面の写し及び、監理技術者講習修了証の写し

ウ 工事に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し（専任で配置する技術者にあつては、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係を証明できること。なお、イに掲げる監理技術者資格証の写しをもって確認できる場合は、これを省略できる。）

エ 工事ごとに別に定める参加資格に施工実績を求めている場合は、施工実績として規定する工事の契約書の写し及び工事概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合センターが提供する「工事实績情報システム（CORINS）」の竣工時工事カルテ受領書（工事概要の記載されているもの）の写し（共同企業体（乙型）としての実績の場合は、自社の施工実績が分かる資料の写しも添付すること。）

オ 本公告日において有効かつ最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」（以下「経審結果」という。）の写し

カ 社会保険等に全て加入している場合は、社会保険等の加入に関する誓約書又は社会保険等の全部若しくは一部について法令で適用が除外されている場合には、社会保険等の適用除外に関する誓約書（経審結果に記載の社会保険等の加入状況について、本公告日時点で変更が生じている場合は別紙「健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入確認の提出書類」の該当する状況の書類を併せて添付すること。）

キ 資本関係又は人的関係確認書

ク アからキまでに掲げるもののほか、工事ごとに別に定める書類

(4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の割印を押すものとする。

ア 共同企業体入札参加資格審査申請書（さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「共同企業体取扱要綱」という。）様式第1号）

イ 共同企業体協定書（共同企業体取扱要綱様式第2号。共同企業体協定書第8条に基づく協定書（共同企業体取扱要綱様式第3号）を含む。）

ウ 委任状（共同企業体取扱要綱様式第4号）

3 落札者の決定

(1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内（休日を除く。）に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

(2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじによりこれを決定する。

(3) 市長は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。

(4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

4 調査基準価格を定めている場合の低入札価格調査

(1) 調査基準価格（さいたま市建設工事等低入札価格取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「低入札価格取扱要綱」という。）第3条に規定する調査基準価格をいう。以下同じ。）を定

めている場合において、開札の結果、入札書比較価格の制限の範囲内で入札を行った者の入札価格が調査基準価格の110分の100の価格を下回る価格であった場合は、落札を保留し、当該入札を行った者（以下「低価格入札者」という。）について、低入札価格調査を行う。

(2) 失格基準（低入札価格取扱要綱第5条に規定する失格基準をいう。以下同じ。）を定めている場合において、低価格入札者について提出された入札金額見積内訳書の直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の総額である入札金額が、失格基準を下回った場合は、この者がした入札を失格とする。

(3) 低価格入札者（失格基準による低入札価格調査を行った場合は、これにより失格とならなかった低価格入札者）は、落札保留の通知をした日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに2(3)及び(4)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。

ア 低入札価格調査に係る書類の提出について（低入札価格取扱要綱様式第1号）

イ 当該価格で入札した理由（低入札価格取扱要綱様式第2号）

ウ 直接工事費に係る内訳書（低入札価格取扱要綱様式第3号）

エ 共通仮設費に係る内訳書（低入札価格取扱要綱様式第4号）

オ 下請予定業者等一覧表（低入札価格取扱要綱様式第5号）

カ 配置予定技術者名簿（低入札価格取扱要綱様式第6号）

キ 手持ち工事の状況（対象工事現場付近）（低入札価格取扱要綱様式第7号）

ク 手持ち工事の状況（対象工事関連）（低入札価格取扱要綱様式第8号）

ケ 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係（低入札価格取扱要綱様式第9号）

コ 手持ち資材の状況（低入札価格取扱要綱様式第10号）

サ 資材購入予定先一覧（低入札価格取扱要綱様式第11号）

シ 手持ち機械の状況（低入札価格取扱要綱様式第12号）

ス 機械リース元一覧（低入札価格取扱要綱様式第13号）

セ 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者（低入札価格取扱要綱様式第14号）

ソ 誓約書（低入札価格取扱要綱様式第15号）

タ 社会保険等への加入状況届（低入札価格取扱要綱様式第16号）

(4) 失格基準を定めている場合における再度入札の低価格入札者は、落札保留の通知をした日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに再度入札に係る入札金額見積内訳書を契約課に提出しなければならない。この場合において、失格とならなかった低価格入札者の前項に掲げる書類の提出は、再度入札に係る入札金額見積内訳書を提出した日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までとする。

(5) 落札者の決定は、落札保留の通知をした日の翌日から起算して21日以内に、(3)において提出された書類に基づく低入札価格調査及び入札参加資格の確認を経て行う。低入札価格調査において、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められた場合は、その者がした入札を失格とする。また、入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とする。

5 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布

(1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布（以下「設計図書等の閲覧等」という。）の方法は工事

ごとに別に定める。

- (2) 設計図書等の閲覧等を工事担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、設計図書等貸出申請書を工事担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。
- (3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル.pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。
- (4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は工事ごとに別に定める。
- (5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲載する。

6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条第1項の規定による。
- (2) 契約保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第29条の規定による。

7 契約金の支払方法

- (1) 前金払及び部分払の有無については工事ごとに別に定める。
- (2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の4以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の4以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。
債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、工事ごとに別に定める。
- (3) 部分払をする場合には、3箇月ごとに出来形部分の10分の9に相当する額を限度として行うこととする。
- (4) 契約金額が500万円以上で、かつ、工期が2月を超える工事は、中間前金払をすることができる。この場合において、部分払の適用のある工事については、中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に選択するものとする。ただし、継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、中間前金払を選択した場合であっても、当該年度末の部分払を行うことができる。
- (5) 中間前金払をする場合の中間前払金の額は、当該工事の材料費等に相当する額として契約金額の10分の2以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の2以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

8 入札の無効

さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得（平成18年さいたま市制定）第16条第1項各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

9 その他

- (1) 本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。
- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数

さいたま市告示一覧（令和2年5月16日から同月31日まで）

制限を行う。

- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書（さいたま市電子入札運用基準（平成18年さいたま市制定）様式第3号）を契約課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状（さいたま市電子入札運用基準様式第4号）を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 本市発注の建設工事を初めて請負うことになる落札候補者等（以下「調査対象者」という。）は、必要に応じて行う事業所の所在地等の調査に協力すること。ただし、調査対象者が特定共同企業体である場合を除く。
- (8) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。
- (9) 本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市建設工事等事後審査型一般競争入札取扱要綱（平成19年さいたま市制定）、低入札価格取扱要綱、最低制限価格取扱要綱、さいたま市電子入札運用基準及びさいたま市競争入札参加資格業者実態調査実施要領（平成24年さいたま市制定）の定めるところによる。

契約整理番号	02-4356-13	
入札方法	一般競争入札（電子）	
参加形態	単体企業	
工事名	暮らしの道路整備工事（市道30748号線）	
工事場所	さいたま市北区日進町3丁目地内	
履行期間	契約確定の日から令和2年11月27日まで	
概要	延長74m 幅員4.0m 舗装工 不陸整正40㎡ 下層路盤212㎡ 上層路盤212㎡ 表層253㎡ 排水構造物工 長尺U型側溝146m 横断暗渠9m 集水樹工5箇所 付帯工一式	
予定価格（税込）	事後公表	
最低制限価格	設定する	
参加申請受付期間	令和2年5月26日（火）午前9時から 令和2年5月28日（木）午後5時まで	
入札書提出期間	令和2年5月29日（金）午前9時から 令和2年6月1日（月）午後5時まで	
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和2年6月2日（火）午後2時10分	
参加資格	名簿登載業種等	土木工事業 C級 本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。
	所在地区分	さいたま市北部建設事務所の所管区域内（西区、北区、大宮区、見沼区及び岩槻区）に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。
	施工実績等	次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。 (1) 本公告日において、平成22年度以降、国、地方公共団体等が発注した、請負代金額が500万円以上の土木工事又は舗装工事を元請として完成させた実績があること。 (2) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点

さいたま市告示一覧（令和2年5月16日から同月31日まで）

		を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和2年5月18日（月）から							
	質問受付期間	令和2年5月18日（月）午前9時から 令和2年5月25日（月）午後5時まで							
	質問回答期日	令和2年5月28日（木）							
保証金及び支払方法		入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他		<ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事（R2）」の対象案件である。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 							
工事担当課		さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所道路安全対策課 電話 048-646-3206							
契約担当課		さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							
契約整理番号		02-5207-26							
入札方法		一般競争入札（電子）							
参加形態		単体企業							
工事名		土合中学校受水槽改修工事							
工事場所		さいたま市桜区町谷1丁目19番1号							
履行期間		契約確定の日から令和2年9月30日まで							
概要		受水槽改修に伴う設備工事 給水設備工事一式 排水設備工事一式 電灯設備工事一式 動力設備工事一式 既存設備撤去工事一式							
予定価格（税込）		事後公表							
最低制限価格		設定する							
参加申請受付期間		令和2年5月26日（火）午前9時から 令和2年5月28日（木）午後5時まで							
入札書提出期間		令和2年5月29日（金）午前9時から 令和2年6月1日（月）午後5時まで							
開札の場所及び日時		さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和2年6月2日（火）午後3時50分							
参加資格	名簿登載業種等	管工事業 A級 本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の管工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和2年5月18日（月）から							
	質問受付期間	令和2年5月18日（月）午前9時から 令和2年5月25日（月）午後5時まで							
	質問回答期日	令和2年5月28日（木）							
保証金及び支払方法		入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有

さいたま市告示一覧（令和2年5月16日から同月31日まで）

	証金		証金				
その他	本工事は「さいたま市営繕工事における週休2日モデル工事実施要領」の対象工事（受注者希望方式）である。						
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市建設局建築部設備課 電話 048-829-1839						
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180						

さいたま市告示第787号

さいたま市の発注する「一般国道463号越谷浦和バイパス鶴巻陸橋下部工補強工事（R2）」の総合評価方式一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和2年5月18日

さいたま市長 清水 勇 人

1 入札参加資格

(1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が工事ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。

イ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする工事ごとに参加申請が必要なため、工事ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。

ウ 本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。

エ 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。

オ 工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種に係る技術者の資格を有する者を、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条の規定に基づき当該工事に配置できること。なお、専任で配置する技術者は、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係にある者であること。

カ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として参加しようとする者は、同一工事に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。

キ 本公告日において、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険（以下「社会保険等」という。）に、事業主として加入しているものであること。ただし、当該保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの限りでない。

ク 本公告日から入札書提出期間の末日までの期間において、同一入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

ケ 本公告日から落札者決定までの期間において、国、都道府県及び埼玉県内市町村から工事成績不良の事由による入札参加停止の措置を2回以上受けていない者であること。

コ 本公告日において、工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種について、有効な建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。

サ アからコまでに掲げるもののほか、本公告日において、工事ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。

(2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。

イ その構成員が同一工事における他の特定共同企業体の構成員でないこと。

ウ その構成員が同一工事に単体企業として参加していないこと。

エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。

オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。

カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。

キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。

ク 構成員は、それぞれ(1)オに定める技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、監理技術者の資格を要する工事においては、監理技術者は代表構成員が配置すること。

2 総合評価方式に関する事項

総合評価方式については次のとおりである。なお、落札者決定基準の詳細及び総合評価方式の実施については、「さいたま市総合評価方式活用ガイドライン」（以下「総合評価方式ガイドライン」という。）及び「総合評価方式に係る入札説明書」（以下「入札説明書」という。）による。

(1) 方式

簡易型

(2) 評価値の算出方法

除算方式

3 入札参加資格の確認

(1) 入札に参加しようとする者は、工事ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。

(2) (1)の参加申請を行った者は、工事ごとに別に定める資格確認書類受付期間に、次に掲げる資格確認書類を財政局契約管理部契約課（以下「契約課」という。）に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

ア 一般競争入札参加資格等確認資料

イ 工事に配置予定の技術者に係る技術検定等合格証明書等の写し（実務経験による場合は経歴書）、監理技術者の資格を要する工事においては監理技術者資格証の表面と裏面の写し及び、監理技術者講習修了証の写し

ウ 工事に配置予定の技術者に係る雇用関係を証明できる書類（専任で配置する技術者にあつては、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係を証明できること。なお、イに掲げる監理技術者資格証の写しをもって確認できる場合は、これを省略できる。）

エ 工事ごとに別に定める参加資格に施工実績を求めている場合は、施工実績として規定する工事の契約書の写し及び工事概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合センターが提供する「工事实績情報システム（CORINS）」の竣工時工事カルテ受領書（工事

概要の記載されているもの）の写し（共同企業体（乙型）としての実績の場合は、自社の施工実績が分かる資料の写しも添付すること。）

オ 本公告日において有効かつ最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」（以下「経審結果」という。）の写し

カ 社会保険等に全て加入している場合は、社会保険等の加入に関する誓約書又は社会保険等の全部若しくは一部について法令で適用が除外されている場合には、社会保険等の適用除外に関する誓約書（経審結果に記載の社会保険等の加入状況について、本公告日時点で変更が生じている場合は別紙「健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入確認の提出書類」の該当する状況の書類を併せて添付すること。）

キ 資本関係又は人的関係確認書

ク 入札参加停止措置に関する誓約書

ケ アからクまでに掲げるもののほか、工事ごとに別に定める書類

(3) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(2)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の割印を押すものとする。

ア 共同企業体入札参加資格審査申請書（さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「共同企業体取扱要綱」という。）様式第1号）

イ 共同企業体協定書（共同企業体取扱要綱様式第2号。共同企業体協定書第8条に基づく協定書（共同企業体取扱要綱様式第3号）を含む。）

ウ 委任状（共同企業体取扱要綱様式第4号）

(4) 入札参加資格確認の結果は、工事ごとに別に定める日にシステムにおいて通知する。入札参加資格がない旨の確認通知にはその理由を示す。

(5) 入札参加資格がない旨の確認通知を受けた者は、入札参加資格の有無の再確認を契約課に求めることができる。再確認の期間は工事ごとに別に定める。

4 技術資料等の提出及び審査

(1) 入札に参加しようとする者は、工事ごとに定める入札説明書に基づき技術提案書又は技術資料（以下「技術資料等」という。）を作成し、契約課に提出すること。

(2) 技術資料等の提出方法及び提出期間は、入札説明書に明記する。

(3) 技術資料等の審査及び技術評価点の算出は、入札説明書に基づき行う。

5 落札者の決定

(1) 落札者は、4(3)により算出した技術評価点及び入札書に記載された金額を総合的に評価した評価値が最も高い者とする。

(2) 工事ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲を超えた価格をもって入札を行った者については、総合評価は行わない。また、5に規定する低入札価格調査の結果、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められた者については、総合評価は行わない。

(3) 評価値が最も高い者が2人以上あるときは、電子くじにより落札者を決定する。

6 調査基準価格を定めている場合の低入札価格調査

(1) 調査基準価格（さいたま市建設工事等低入札価格取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以

- 下「低入札価格取扱要綱」という。)第3条に規定する調査基準価格をいう。以下同じ。)を定めている場合において、開札の結果、入札書比較価格の制限の範囲内で入札を行った者の入札価格が調査基準価格の110分の100の価格を下回る価格であった場合は、落札を保留し、当該入札を行った者(以下「低価格入札者」という。)について、低入札価格調査を行う。
- (2) 失格基準(低入札価格取扱要綱第5条に規定する失格基準をいう。以下同じ。)を定めている場合において、低価格入札者について提出された入札金額見積内訳書の直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の総額である入札金額が、失格基準を下回った場合は、この者がした入札を失格とする。
- (3) 低価格入札者(失格基準による低入札価格調査を行った場合は、これにより失格とならなかった低価格入札者)は、落札保留の通知をした日の翌日(その日が休日に当たる場合は、その翌日)の午後3時までに次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。
- ア 低入札価格調査に係る書類の提出について(低入札価格取扱要綱様式第1号)
 - イ 当該価格で入札した理由(低入札価格取扱要綱様式第2号)
 - ウ 直接工事費に係る内訳書(低入札価格取扱要綱様式第3号)
 - エ 共通仮設費に係る内訳書(低入札価格取扱要綱様式第4号)
 - オ 下請予定業者等一覧表(低入札価格取扱要綱様式第5号)
 - カ 配置予定技術者名簿(低入札価格取扱要綱様式第6号)
 - キ 手持ち工事の状況(対象工事現場付近)(低入札価格取扱要綱様式第7号)
 - ク 手持ち工事の状況(対象工事関連)(低入札価格取扱要綱様式第8号)
 - ケ 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係(低入札価格取扱要綱様式第9号)
 - コ 手持ち資材の状況(低入札価格取扱要綱様式第10号)
 - サ 資材購入予定先一覧(低入札価格取扱要綱様式第11号)
 - シ 手持ち機械の状況(低入札価格取扱要綱様式第12号)
 - ス 機械リース元一覧(低入札価格取扱要綱様式第13号)
 - セ 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者(低入札価格取扱要綱様式第14号)
 - ソ 誓約書(低入札価格取扱要綱様式第15号)
 - タ 社会保険等への加入状況届(低入札価格取扱要綱様式第16号)
- (4) 失格基準を定めている場合における再度入札の低価格入札者は、落札保留の通知をした日の翌日(その日が休日に当たる場合は、その翌日)の午後3時までに再度入札に係る入札金額見積内訳書を契約課に提出しなければならない。この場合において、失格とならなかった低価格入札者の前項に掲げる書類の提出は、再度入札に係る入札金額見積内訳書を提出した日の翌日(その日が休日に当たる場合は、その翌日)の午後3時までとする。
- (5) 落札者の決定は、落札保留の通知をした日の翌日から起算して21日以内に、(3)において提出された書類に基づく低入札価格調査を経て行う。低入札価格調査において、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められた場合は、その者がした入札を失格とし、総合評価は行わない。
- (6) 低入札価格調査において、低価格入札者がさいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申

立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者としな
い。

7 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布及び入札説明書の配布

- (1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布及び入札説明書の配布（以下「設計図書等の閲覧等」という。）の方法は工事ごとに別に定める。
- (2) 設計図書等の閲覧等を工事担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、設計図書等貸出申請書を工事担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。
- (3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル.pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。
- (4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は工事ごとに別に定める。
- (5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲載する。

8 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条第1項の規定による。
- (2) 契約保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第29条の規定による。

9 契約金の支払方法

- (1) 前金払及び部分払の有無については工事ごとに別に定める。
- (2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の4以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあつては、その年度の支払限度額の10分の4以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。
債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、工事ごとに別に定める。
- (3) 部分払をする場合には、3箇月ごとに出来形部分の10分の9に相当する額を限度として行うこととする。
- (4) 契約金額が500万円以上で、かつ、工期が2月を超える工事は、中間前金払をすることができる。この場合において、部分払の適用のある工事については、中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に選択するものとする。ただし、継続費等の2年以上にわたる契約にあつては、中間前金払を選択した場合であっても、当該年度末の部分払を行うことができる。
- (5) 中間前金払をする場合の中間前払金の額は、当該工事の材料費等に相当する額として契約金額の10分の2以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあつては、その年度の支払限度額の10分の2以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

10 入札の無効

- (1) さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得（平成18年さいたま市制定）第16条第1項各号のいずれかに該当する入札は無効とする。
- (2) 技術資料等の提出をしない者が行った入札は無効とする。

1 1 その他

- (1) 本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。
- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書（さいたま市電子入札運用基準（平成18年さいたま市制定）様式第3号）を契約課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状（さいたま市電子入札運用基準様式第4号）を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 技術資料等及び一般競争入札参加資格等確認資料に記載する配置予定技術者は同一の者とする。
- (8) 本市発注の建設工事を初めて請負うことになる落札候補者等（以下「調査対象者」という。）は、必要に応じて行う事業所の所在地等の調査に協力すること。ただし、調査対象者が特定共同企業体である場合を除く。
- (9) 落札者は、技術資料等及び一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。
- (10) 本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市建設工事総合評価方式試行要綱（平成18年さいたま市制定）、低入札価格取扱要綱、さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱（平成19年さいたま市制定）、総合評価方式ガイドライン、さいたま市総合評価方式実施マニュアル（入札参加者用）、さいたま市電子入札運用基準及びさいたま市競争入札参加資格業者実態調査実施要領（平成24年さいたま市制定）の定めるところによる。

契約整理番号	02-4459-3
入札方法	一般競争入札（電子・簡易型総合評価方式）
参加形態	2者による特定共同企業体
工事名	一般国道463号越谷浦和バイパス鶴巻陸橋下部工補強工事（R2）
工事場所	さいたま市緑区大字大門地内
履行期間	契約確定の日から令和3年3月19日まで
概要	橋梁下部工補強 既製杭工 鋼管杭（杭径800mm・杭長36.5m）12本 橋脚フーチング拡幅工 コンクリート巻き立て工（26.8m×10.1m×3.3m）一式 構造物とりこわし工一式 仮設工 土留工 鋼矢板（Ⅲ型・矢板長11.0m）84枚 鋼矢板（Ⅳ型・矢板長14.5m）152枚
予定価格（税込）	事後公表
調査基準価格	設定する（失格基準有）
参加申請受付期間	令和2年5月25日（月）午前9時から 令和2年5月27日（水）午後5時まで
資格確認書類受付期間	令和2年5月28日（木）から 令和2年5月29日（金）まで 各日、午前9時から午後4時まで
資格確認結果通知期日	令和2年6月2日（火）

さいたま市告示一覧（令和2年5月16日から同月31日まで）

資格の有無の再確認期間	令和2年6月2日（火）から 令和2年6月3日（水）まで 各日、午前9時から午後4時まで		
入札書提出期間	令和2年6月10日（水）午前9時から 令和2年6月11日（木）午後5時まで		
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和2年6月12日（金）午後1時30分		
参加資格	名簿登載業種等	代表構成員 土木工事業 S級	
		その他の構成員 土木工事業 S級又はA級	
	特定共同企業体の各構成員は、本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。		
	所在地区分	代表構成員 さいたま市内に、本店を有していること。	
		その他の構成員 さいたま市内に、本店を有していること。 特定共同企業体の各構成員は、本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。	
施工実績等	代表構成員及びその他の構成員 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。		
2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-		
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和2年5月18日（月）から 入札説明書については、入札情報公開システムに掲載する「入札説明書（一般国道463号越谷浦和バイパス鶴巻陸橋下部工補強工事（R2））.pdf」ファイルを参照すること。	
	質問受付期間	令和2年5月18日（月）午前9時から 令和2年5月22日（金）午後5時まで	
	質問回答期日	令和2年5月27日（水）	

注：本件工事の公告は2ページありますのでご注意ください。（このページは、1ページ目です。）

さいたま市告示一覧（令和2年5月16日から同月31日まで）

契約整理番号	02-4459-3							
保証金及び支払方法	入札保 証金	免除	契約保 証金	要	前金払	有	部分払	有
その他	本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事（R2）」の対象案件である。							
工事担当課	さいたま市中央区下落合5丁目7番10号 さいたま市建設局南部建設事務所道路建設課 電話 048-840-6212							
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							

注：本件工事の公告は2ページありますのでご注意ください。（このページは、2ページ目です。）

さいたま市告示第788号

さいたま市の発注する「大宮武道館中規模修繕工事実施設計業務」の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和2年5月18日

さいたま市長 清水 勇 人

1 入札参加資格

(1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が業務ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。

イ 業務ごとに別に定める参加資格に建設コンサルタント登録規程（昭和52年4月15日建設省告示第717号。以下「登録規程」という。）の登録部門を定めている場合は、本公告日において、当該登録部門について登録規程に基づく登録があること。

ウ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする業務ごとに参加申請が必要なため、業務ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。

エ 本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。

オ 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。

カ 管理技術者及び照査技術者（照査技術者にあつては、設計図書等に定めのある場合に限る。）を当該業務に配置できること。なお、配置する技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係にある者とし、管理技術者と照査技術者の兼任はできないものとする。

キ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として参加しようとする者は、同一業務に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。

ク アからキまでに掲げるもののほか、本公告日において、業務ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。

(2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。

イ その構成員が同一業務における他の特定共同企業体の構成員でないこと。

ウ その構成員が同一業務に単体企業として参加していないこと。

- エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。
- オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。
- カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。
- キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。

2 入札参加資格の確認

- (1) 開札後、業務ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格（さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱（平成19年さいたま市制定。以下「最低制限価格取扱要綱」という。）第5条に規定する最低制限価格をいう。以下同じ。）を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の110分の100の価格（以下「最低制限比較価格」という。）以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を落札候補者として通知し、落札を保留する。

- (2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。

- (3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日（その日がさいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条に掲げる休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を財政局契約管理部契約課（以下「契約課」という。）に提出しなければならない。

ア 一般競争入札参加資格等確認資料

イ 業務ごとに別に定める参加資格に登録部門を定めている場合は、当該登録部門について登録規程に基づき登録されていることを証する書類の写し

ウ 業務に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し

エ 業務ごとに別に定める参加資格に業務実績を求めている場合は、業務実績として規定する業務の契約書の写し及び業務概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合センターが提供する「測量調査設計業務実績情報システム（TECRIS）」の業務カルテ（業務概要の記載されているもの）の写し

オ アからエまでに掲げるもののほか、業務ごとに別に定める書類

- (4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の割印を押すものとする。

ア 共同企業体入札参加資格審査申請書（さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「共同企業体取扱要綱」という。）様式第1号）

イ 共同企業体協定書（共同企業体取扱要綱様式第2号。共同企業体協定書第8条に基づく協定書（共同企業体取扱要綱様式第3号）を含む。）

ウ 委任状（共同企業体取扱要綱様式第4号）

3 落札者の決定

- (1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内（休日を除く。）に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札

書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

- (2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじによりこれを決定する。
- (3) 市長は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。
- (4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者を新たに落札候補者とする。

4 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布

- (1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布（以下「設計図書等の閲覧等」という。）の方法は業務ごとに別に定める。
- (2) 設計図書等の閲覧等を業務担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、設計図書等貸出申請書を業務担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。
- (3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル.pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。
- (4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は業務ごとに別に定める。
- (5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲示する。

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金の取扱いについては業務ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条第1項の規定による。
- (2) 契約保証金の取扱いについては業務ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第29条の規定による。

6 契約金の支払方法

- (1) 前金払の有無については業務ごとに別に定める。
- (2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の3以内とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。
債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、業務ごとに別に定める。

7 入札の無効

さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得（平成18年さいたま市制定）第16条第1項各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

8 その他

- (1) 本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。
- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書（さいたま市電子入札運用基準（平成18年さいたま市制定）様式第3号）を契約課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状（さいたま市電子入札運用基準様式第4号）を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該業務に配置すること。
- (8) 本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市建設工事等事後審査型一般競争入札取扱要綱（平成19年さいたま市制定）、最低制限価格取扱要綱及びさいたま市電子入札運用基準の定めるところによる。

契約整理番号	02-1746-1	
入札方法	一般競争入札（電子）	
参加形態	単体企業	
業務名	大宮武道館中規模修繕工事实施設計業務	
業務場所	さいたま市見沼区堀崎町12番地36	
履行期間	契約確定の日から令和3年3月12日まで	
概要	延べ面積 6462.72 m ² RC造 地上2階地下1階建て 建築設計（実施設計） 設備設計（実施設計）	
予定価格（税込）	20,179,500円	
最低制限価格	設定する	
参加申請受付期間	令和2年5月26日（火）午前9時から 令和2年5月28日（木）午後5時まで	
入札書提出期間	令和2年5月29日（金）午前9時から 令和2年6月1日（月）午後5時まで	
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和2年6月2日（火）午後3時40分	
参加資格	名簿登載業務	建築関連コンサルタント/スポーツ施設 本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業務で登載された者であること。
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記の要件を満たすこと。
	登録部門	—
	業務実績等	—
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	—

さいたま市告示一覧（令和2年5月16日から同月31日まで）

設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和2年5月18日（月）から					
	質問受付期間	令和2年5月18日（月）午前9時から 令和2年5月25日（月）午後5時まで					
	質問回答期日	令和2年5月28日（木）					
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	免除	前金払	有	
その他	設計図書等により、配置予定の技術者の資格を定めている場合については、当該資格を有していることを確認できる書類の写しを資格審査書類提出時に併せて提出すること。						
業務担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市建設局建築部保全管理課 電話 048-829-1510						
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180						

さいたま市告示第789号

さいたま市の発注する「西与野コミュニティホール中規模修繕工事実施設計業務」ほか3件の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和2年5月18日

さいたま市長 清水 勇 人

1 入札参加資格

(1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が業務ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。

イ 業務ごとに別に定める参加資格に建設コンサルタント登録規程（昭和52年4月15日建設省告示第717号。以下「登録規程」という。）の登録部門を定めている場合は、本公告日において、当該登録部門について登録規程に基づく登録があること。

ウ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする業務ごとに参加申請が必要なため、業務ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。

エ 本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。

オ 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。

カ 管理技術者及び照査技術者（照査技術者にあつては、設計図書等に定めのある場合に限る。）を当該業務に配置できること。なお、配置する技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係にある者とし、管理技術者と照査技術者の兼任はできないものとする。

キ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として参加しようとする者は、同一工事に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。

ク アからキまでに掲げるもののほか、本公告日において、業務ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。

(2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。

イ その構成員が同一業務における他の特定共同企業体の構成員でないこと。

ウ その構成員が同一工事に単体企業として参加していないこと。

- エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。
- オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。
- カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。
- キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。

2 入札参加資格の確認

(1) 開札後、工事ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格（さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱（平成19年さいたま市制定。以下「最低制限価格取扱要綱」という。）第5条に規定する最低制限価格をいう。以下同じ。）を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の110分の100の価格（以下「最低制限比較価格」という。）以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を落札候補者として通知し、落札を保留する。

(2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。

(3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日（その日がさいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条に掲げる休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を財政局契約管理部契約課（以下「契約課」という。）に提出しなければならない。

ア 一般競争入札参加資格等確認資料

イ 業務ごとに別に定める参加資格に登録部門を定めている場合は、当該登録部門について登録規程に基づき登録されていることを証する書類の写し

ウ 業務に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し

エ 業務ごとに別に定める参加資格に業務実績を求めている場合は、業務実績として規定する業務の契約書の写し及び業務概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合センターが提供する「測量調査設計業務実績情報システム（TECRIS）」の業務カルテ（業務概要の記載されているもの）の写し

オ アからエまでに掲げるもののほか、業務ごとに別に定める書類

(4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の割印を押すものとする。

ア 共同企業体入札参加資格審査申請書（さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「共同企業体取扱要綱」という。）様式第1号）

イ 共同企業体協定書（共同企業体取扱要綱様式第2号。共同企業体協定書第8条に基づく協定書（共同企業体取扱要綱様式第3号）を含む。）

ウ 委任状（共同企業体取扱要綱様式第4号）

3 落札者の決定

(1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内（休日を除く。）に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札

書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

- (2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじによりこれを決定する。
- (3) 市長は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。
- (4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者を新たに落札候補者とする。
- (5) 本公告に係る入札は、一抜け方式により実施する。

ア 一抜け方式の対象業務については別表により定める。

イ 一つの業務について、落札候補者となった者が、その後開札される他の業務について入札を行っている場合は、その後開札される他の業務の入札を無効とし、辞退したものとして取扱う。また、その後開札される他の業務について、(1)における落札候補者の入札を無効とした場合の新たな落札候補者及び(4)における落札候補者を落札としない場合の新たな落札候補者となることはできない。

ウ (1)における落札候補者の入札を無効とした場合の新たな落札候補者及び(4)における落札候補者を落札としない場合の新たな落札候補者となった者が、他の工事の落札候補者である場合は、当該工事の入札を無効とし、辞退したものとして取扱う。

エ (1)における落札候補者の入札を無効とした場合の新たな落札候補者及び(4)における落札候補者を落札としない場合の新たな落札候補者となった者が、その後開札される他の業務の落札候補者でない場合は、当該他の業務の入札を有効として取扱う。

4 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布

- (1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布（以下「設計図書等の閲覧等」という。）の方法は業務ごとに別に定める。
- (2) 設計図書等の閲覧等を業務担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、設計図書等貸出申請書を業務担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。
- (3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル.pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。
- (4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は業務ごとに別に定める。
- (5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲載する。

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金の取扱いについては業務ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条第1項の規定による。
- (2) 契約保証金の取扱いについては業務ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第29条の規定による。

6 契約金の支払方法

- (1) 前金払の有無については業務ごとに別に定める。
- (2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の3以内とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

7 入札の無効

さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得（平成18年さいたま市制定）第16条第1項各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

8 その他

- (1) 本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。
- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書（さいたま市電子入札運用基準（平成18年さいたま市制定）様式第3号）を契約課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状（さいたま市電子入札運用基準様式第4号）を提出すること。
- (6) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該業務に配置すること。
- (7) 本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市建設工事等事後審査型一般競争入札取扱要綱（平成19年さいたま市制定）、最低制限価格取扱要綱及びさいたま市電子入札運用基準の定めるところによる。

別表

対象業務	ア 西与野コミュニティホール中規模修繕工事实施設計業務 イ 田島公民館中規模修繕工事实施設計業務 ウ 常盤公民館大規模改修工事实施設計業務 エ 別所公民館大規模改修工事实施設計業務
概要	・対象業務アの落札候補者が行った対象業務イ、ウ及びエの入札は無効とする。 ・対象業務イの落札候補者が行った対象業務ウ及びエの入札は無効とする。 ・対象業務ウの落札候補者が行った対象業務エの入札は無効とする。
契約整理番号	02-1655-1
入札方法	一般競争入札（電子）
参加形態	単体企業
業務名	西与野コミュニティホール中規模修繕工事实施設計業務
業務場所	さいたま市中央区桜丘2丁目6番28号
履行期間	契約確定の日から令和3年3月12日まで
概要	延べ面積 1410 m ² RC造 地上2階建て 建築設計（実施設計） 設備設計（実施設計）
予定価格（税込）	14,671,800円

さいたま市告示一覧（令和2年5月16日から同月31日まで）

最低制限価格		設定する						
参加申請受付期間		令和2年5月26日（火）午前9時から 令和2年5月28日（木）午後5時まで						
入札書提出期間		令和2年5月29日（金）午前9時から 令和2年6月1日（月）午後5時まで						
開札の場所及び日時		さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和2年6月2日（火）午後2時20分						
参加資格	名簿登載業務	建築関連コンサルタント／集会場・コミュニティセンター 本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業務で登載された者であること。						
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記の要件を満たすこと。						
	登録部門	－						
	業務実績等	－						
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	－						
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和2年5月18日（月）から						
	質問受付期間	令和2年5月18日（月）午前9時から 令和2年5月25日（月）午後5時まで						
	質問回答期日	令和2年5月28日（木）						
保証金及び支払方法		入札保証金	免除	契約保証金	免除	前金払	有	
その他		<ul style="list-style-type: none"> ・設計図書等により、配置予定の技術者の資格を定めている場合については、当該資格を有していることを確認できる書類の写しを資格審査書類提出時に併せて提出すること。 ・本業務に係る入札は、一抜け方式により実施する。 						
業務担当課		さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市建設局建築部保全管理課 電話 048-829-1510						
契約担当課		さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180						
契約整理番号		02-5553-1						
入札方法		一般競争入札（電子）						
参加形態		単体企業						
業務名		田島公民館中規模修繕工事実施設計業務						
業務場所		さいたま市桜区田島3丁目27番6号						
履行期間		契約確定の日から令和3年3月12日まで						
概要		延べ面積 1773.36㎡ R C造 地上3階建て 建築設計（実施設計） 設備設計（実施設計）						
予定価格（税込）		13,648,800円						
最低制限価格		設定する						
参加申請受付期間		令和2年5月26日（火）午前9時から 令和2年5月28日（木）午後5時まで						
入札書提出期間		令和2年5月29日（金）午前9時から 令和2年6月1日（月）午後5時まで						
開札の場所及び日時		さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和2年6月2日（火）午後2時30分						
参加資格	名簿登載業務	建築関連コンサルタント／集会場・コミュニティセンター 本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業務で登載された者であること。						
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記の要件を						

さいたま市告示一覧（令和2年5月16日から同月31日まで）

		満たすこと。	
	登録部門	—	
	業務実績等	—	
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	—	
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和2年5月18日（月）から	
	質問受付期間	令和2年5月18日（月）午前9時から 令和2年5月25日（月）午後5時まで	
	質問回答期日	令和2年5月28日（木）	
保証金及び支払方法	入札保証金	免除 契約保証金	免除 前金払 有
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・設計図書等により、配置予定の技術者の資格を定めている場合については、当該資格を有していることを確認できる書類の写しを資格審査書類提出時に併せて提出すること。 ・本業務に係る入札は、一抜け方式により実施する。 		
業務担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市建設局建築部保全管理課 電話 048-829-1510		
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180		
契約整理番号	02-5553-2		
入札方法	一般競争入札（電子）		
参加形態	単体企業		
業務名	常盤公民館大規模改修工事実施設計業務		
業務場所	さいたま市浦和区常盤9丁目30番1号		
履行期間	契約確定の日から令和3年3月12日まで		
概要	延べ面積 989.97㎡ RC造 地上3階建て 建築設計（実施設計） 設備設計（実施設計）		
予定価格（税込）	10,956,000円		
最低制限価格	設定する		
参加申請受付期間	令和2年5月26日（火）午前9時から 令和2年5月28日（木）午後5時まで		
入札書提出期間	令和2年5月29日（金）午前9時から 令和2年6月1日（月）午後5時まで		
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和2年6月2日（火）午後2時40分		
参加資格	名簿登載業務	建築関連コンサルタント／集会場・コミュニティセンター 本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業務で登載された者であること。	
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記の要件を満たすこと。	
	登録部門	—	
	業務実績等	—	
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	—	
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和2年5月18日（月）から	
	質問受付期間	令和2年5月18日（月）午前9時から 令和2年5月25日（月）午後5時まで	
	質問回答期日	令和2年5月28日（木）	

さいたま市告示一覧（令和2年5月16日から同月31日まで）

保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	免除	前金払	有	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・設計図書等により、配置予定の技術者の資格を定めている場合については、当該資格を有していることを確認できる書類の写しを資格審査書類提出時に併せて提出すること。 ・本業務に係る入札は、一抜け方式により実施する。 						
業務担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市建設局建築部保全管理課 電話 048-829-1510						
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180						
契約整理番号	02-5553-3						
入札方法	一般競争入札（電子）						
参加形態	単体企業						
業務名	別所公民館大規模改修工事実施設計業務						
業務場所	さいたま市南区別所5丁目21番13号						
履行期間	契約確定の日から令和3年3月12日まで						
概要	延べ面積 628.81㎡ RC造 地上2階建て 建築設計（実施設計） 設備設計（実施設計）						
予定価格（税込）	10,695,300円						
最低制限価格	設定する						
参加申請受付期間	令和2年5月26日（火）午前9時から 令和2年5月28日（木）午後5時まで						
入札書提出期間	令和2年5月29日（金）午前9時から 令和2年6月1日（月）午後5時まで						
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和2年6月2日（火）午後2時50分						
参加資格	名簿登載業務	建築関連コンサルタント／集会場・コミュニティセンター 本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業務で登載された者であること。					
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記の要件を満たすこと。					
	登録部門	-					
	業務実績等	-					
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-					
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和2年5月18日（月）から					
	質問受付期間	令和2年5月18日（月）午前9時から 令和2年5月25日（月）午後5時まで					
	質問回答期日	令和2年5月28日（木）					
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	免除	前金払	有	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・設計図書等により、配置予定の技術者の資格を定めている場合については、当該資格を有していることを確認できる書類の写しを資格審査書類提出時に併せて提出すること。 ・本業務に係る入札は、一抜け方式により実施する。 						
業務担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市建設局建築部保全管理課 電話 048-829-1510						
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180						

さいたま市告示第790号

さいたま市の発注する「健康福祉センター西楽園中規模修繕工事実施設計業務」ほか3件の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和2年5月18日

さいたま市長 清水 勇 人

1 入札参加資格

(1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が業務ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。

イ 業務ごとに別に定める参加資格に建設コンサルタント登録規程（昭和52年4月15日建設省告示第717号。以下「登録規程」という。）の登録部門を定めている場合は、本公告日において、当該登録部門について登録規程に基づく登録があること。

ウ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする業務ごとに参加申請が必要なため、業務ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。

エ 本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。

オ 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。

カ 管理技術者及び照査技術者（照査技術者にあつては、設計図書等に定めのある場合に限る。）を当該業務に配置できること。なお、配置する技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係にある者とし、管理技術者と照査技術者の兼任はできないものとする。

キ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として参加しようとする者は、同一工事に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。

ク アからキまでに掲げるもののほか、本公告日において、業務ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。

(2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。

イ その構成員が同一業務における他の特定共同企業体の構成員でないこと。

ウ その構成員が同一工事に単体企業として参加していないこと。

- エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。
- オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。
- カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。
- キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。

2 入札参加資格の確認

(1) 開札後、工事ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格（さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱（平成19年さいたま市制定。以下「最低制限価格取扱要綱」という。）第5条に規定する最低制限価格をいう。以下同じ。）を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の110分の100の価格（以下「最低制限比較価格」という。）以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を落札候補者として通知し、落札を保留する。

(2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。

(3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日（その日がさいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条に掲げる休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を財政局契約管理部契約課（以下「契約課」という。）に提出しなければならない。

ア 一般競争入札参加資格等確認資料

イ 業務ごとに別に定める参加資格に登録部門を定めている場合は、当該登録部門について登録規程に基づき登録されていることを証する書類の写し

ウ 業務に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し

エ 業務ごとに別に定める参加資格に業務実績を求めている場合は、業務実績として規定する業務の契約書の写し及び業務概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合センターが提供する「測量調査設計業務実績情報システム（TECRIS）」の業務カルテ（業務概要の記載されているもの）の写し

オ アからエまでに掲げるもののほか、業務ごとに別に定める書類

(4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の割印を押すものとする。

ア 共同企業体入札参加資格審査申請書（さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「共同企業体取扱要綱」という。）様式第1号）

イ 共同企業体協定書（共同企業体取扱要綱様式第2号。共同企業体協定書第8条に基づく協定書（共同企業体取扱要綱様式第3号）を含む。）

ウ 委任状（共同企業体取扱要綱様式第4号）

3 落札者の決定

(1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内（休日を除く。）に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札

書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

- (2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじによりこれを決定する。
- (3) 市長は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。
- (4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者を新たに落札候補者とする。
- (5) 本公告に係る入札は、一抜け方式により実施する。

ア 一抜け方式の対象業務については別表により定める。

イ 一つの業務について、落札候補者となった者が、その後開札される他の業務について入札を行っている場合は、その後開札される他の業務の入札を無効とし、辞退したものとして取扱う。また、その後開札される他の業務について、(1)における落札候補者の入札を無効とした場合の新たな落札候補者及び(4)における落札候補者を落札としない場合の新たな落札候補者となることはできない。

ウ (1)における落札候補者の入札を無効とした場合の新たな落札候補者及び(4)における落札候補者を落札としない場合の新たな落札候補者となった者が、他の工事の落札候補者である場合は、当該工事の入札を無効とし、辞退したものとして取扱う。

エ (1)における落札候補者の入札を無効とした場合の新たな落札候補者及び(4)における落札候補者を落札としない場合の新たな落札候補者となった者が、その後開札される他の業務の落札候補者でない場合は、当該他の業務の入札を有効として取扱う。

4 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布

- (1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布（以下「設計図書等の閲覧等」という。）の方法は業務ごとに別に定める。
- (2) 設計図書等の閲覧等を業務担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、設計図書等貸出申請書を業務担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。
- (3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル.pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。
- (4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は業務ごとに別に定める。
- (5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲載する。

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金の取扱いについては業務ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条第1項の規定による。
- (2) 契約保証金の取扱いについては業務ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第29条の規定による。

6 契約金の支払方法

- (1) 前金払の有無については業務ごとに別に定める。
- (2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の3以内とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

7 入札の無効

さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得（平成18年さいたま市制定）第16条第1項各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

8 その他

- (1) 本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。
- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書（さいたま市電子入札運用基準（平成18年さいたま市制定）様式第3号）を契約課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状（さいたま市電子入札運用基準様式第4号）を提出すること。
- (6) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該業務に配置すること。
- (7) 本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市建設工事等事後審査型一般競争入札取扱要綱（平成19年さいたま市制定）、最低制限価格取扱要綱及びさいたま市電子入札運用基準の定めるところによる。

別表

対象業務	ア 健康福祉センター西楽園中規模修繕工事実施設計業務 イ 年輪荘中規模修繕工事実施設計業務 ウ 大砂土障害者デイサービスセンター中規模修繕工事実施設計業務 エ 大砂土保育園中規模修繕工事実施設計業務
概要	・対象業務アの落札候補者が行った対象業務イ、ウ及びエの入札は無効とする。 ・対象業務イの落札候補者が行った対象業務ウ及びエの入札は無効とする。 ・対象業務ウの落札候補者が行った対象業務エの入札は無効とする。
契約整理番号	02-6456-1
入札方法	一般競争入札（電子）
参加形態	単体企業
業務名	健康福祉センター西楽園中規模修繕工事実施設計業務
業務場所	さいたま市西区大字宝来60番地1
履行期間	契約確定の日から令和3年3月12日まで
概要	延べ面積 4094.68㎡ R C造 地上3階建て 建築設計（実施設計） 設備設計（実施設計）
予定価格（税込）	23,203,400円

さいたま市告示一覧（令和2年5月16日から同月31日まで）

最低制限価格		設定する						
参加申請受付期間		令和2年5月26日（火）午前9時から 令和2年5月28日（木）午後5時まで						
入札書提出期間		令和2年5月29日（金）午前9時から 令和2年6月1日（月）午後5時まで						
開札の場所及び日時		さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和2年6月2日（火）午後3時00分						
参加資格	名簿掲載業務	建築関連コンサルタント／医療及び社会福祉施設 本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業務で掲載された者であること。						
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に掲載された申請事業所の所在地が上記の要件を満たすこと。						
	登録部門	－						
	業務実績等	－						
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	－						
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和2年5月18日（月）から						
	質問受付期間	令和2年5月18日（月）午前9時から 令和2年5月25日（月）午後5時まで						
	質問回答期日	令和2年5月28日（木）						
保証金及び支払方法		入札保証金	免除	契約保証金	免除	前金払	有	
その他		<ul style="list-style-type: none"> ・設計図書等により、配置予定の技術者の資格を定めている場合については、当該資格を有していることを確認できる書類の写しを資格審査書類提出時に併せて提出すること。 ・本業務に係る入札は、一抜け方式により実施する。 						
業務担当課		さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市建設局建築部保全管理課 電話 048-829-1510						
契約担当課		さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180						
契約整理番号		02-6456-2						
入札方法		一般競争入札（電子）						
参加形態		単体企業						
業務名		年輪荘中規模修繕工事実施設計業務						
業務場所		さいたま市緑区大字中尾1404番地						
履行期間		契約確定の日から令和3年3月12日まで						
概要		延べ面積 2171.52㎡ R C造 地上2階建て 建築設計（実施設計） 設備設計（実施設計）						
予定価格（税込）		15,125,000円						
最低制限価格		設定する						
参加申請受付期間		令和2年5月26日（火）午前9時から 令和2年5月28日（木）午後5時まで						
入札書提出期間		令和2年5月29日（金）午前9時から 令和2年6月1日（月）午後5時まで						
開札の場所及び日時		さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和2年6月2日（火）午後3時10分						
参加資格	名簿掲載業務	建築関連コンサルタント／医療及び社会福祉施設 本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業務で掲載された者であること。						
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に掲載された申請事業所の所在地が上記の要件を						

さいたま市告示一覧（令和2年5月16日から同月31日まで）

		満たすこと。
	登録部門	—
	業務実績等	—
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	—
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和2年5月18日（月）から
	質問受付期間	令和2年5月18日（月）午前9時から 令和2年5月25日（月）午後5時まで
	質問回答期日	令和2年5月28日（木）
保証金及び支払方法	入札保証金	免除 契約保証金
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・設計図書等により、配置予定の技術者の資格を定めている場合については、当該資格を有していることを確認できる書類の写しを資格審査書類提出時に併せて提出すること。 ・本業務に係る入札は、一抜け方式により実施する。 	
業務担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市建設局建築部保全管理課 電話 048-829-1510	
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180	
契約整理番号	02-2259-1	
入札方法	一般競争入札（電子）	
参加形態	単体企業	
業務名	大砂土障害者デイサービスセンター中規模修繕工事実施設計業務	
業務場所	さいたま市北区本郷町17番地7	
履行期間	契約確定の日から令和3年3月12日まで	
概要	延べ面積 1567.58㎡ R C造 地上3階建て 建築設計（実施設計） 設備設計（実施設計）	
予定価格（税込）	14,930,300円	
最低制限価格	設定する	
参加申請受付期間	令和2年5月26日（火）午前9時から 令和2年5月28日（木）午後5時まで	
入札書提出期間	令和2年5月29日（金）午前9時から 令和2年6月1日（月）午後5時まで	
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和2年6月2日（火）午後3時20分	
参加資格	名簿掲載業務	建築関連コンサルタント／医療及び社会福祉施設 本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業務で掲載された者であること。
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に掲載された申請事業所の所在地が上記の要件を満たすこと。
	登録部門	—
	業務実績等	—
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	—
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和2年5月18日（月）から
	質問受付期間	令和2年5月18日（月）午前9時から 令和2年5月25日（月）午後5時まで
	質問回答期日	令和2年5月28日（木）

さいたま市告示一覧（令和2年5月16日から同月31日まで）

保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	免除	前金払	有	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・設計図書等により、配置予定の技術者の資格を定めている場合については、当該資格を有していることを確認できる書類の写しを資格審査書類提出時に併せて提出すること。 ・本業務に係る入札は、一抜け方式により実施する。 						
業務担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市建設局建築部保全管理課 電話 048-829-1510						
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180						
契約整理番号	02-1453-3						
入札方法	一般競争入札（電子）						
参加形態	単体企業						
業務名	大砂土保育園中規模修繕工事実施設計業務						
業務場所	さいたま市北区土呂町1丁目51番地8						
履行期間	契約確定の日から令和3年3月12日まで						
概要	延べ面積743.82㎡ RC造 地上2階建て 建築設計（実施設計） 設備設計（実施設計）						
予定価格（税込）	10,451,100円						
最低制限価格	設定する						
参加申請受付期間	令和2年5月26日（火）午前9時から 令和2年5月28日（木）午後5時まで						
入札書提出期間	令和2年5月29日（金）午前9時から 令和2年6月1日（月）午後5時まで						
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和2年6月2日（火）午後3時30分						
参加資格	名簿登載業務	建築関連コンサルタント／医療及び社会福祉施設 本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業務で登載された者であること。					
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記の要件を満たすこと。					
	登録部門	-					
	業務実績等	-					
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-					
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和2年5月18日（月）から					
	質問受付期間	令和2年5月18日（月）午前9時から 令和2年5月25日（月）午後5時まで					
	質問回答期日	令和2年5月28日（木）					
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	免除	前金払	有	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・設計図書等により、配置予定の技術者の資格を定めている場合については、当該資格を有していることを確認できる書類の写しを資格審査書類提出時に併せて提出すること。 ・本業務に係る入札は、一抜け方式により実施する。 						
業務担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市建設局建築部保全管理課 電話 048-829-1510						
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180						

さいたま市告示第791号

令和元年12月23日第1196号で告示した「地縁による団体」については、告示した事項に変更があった旨の届出がされたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和2年5月18日

さいたま市長 清水 勇 人

1 名 称

中島一丁目自治会

2 変更した事項

- ・ 名称 中島第一自治会

3 変更年月日

令和2年3月29日

4 連絡先

- (1) 担当 桜区役所区民生活部コミュニティ課地域活動係
- (2) 電話 048（856）6131

さいたま市告示第792号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として、次の医師を指定したので告示する。

令和2年5月18日

さいたま市長 清水 勇 人

1 指定した医師

・別紙のとおり（別紙省略）

2 連絡先

(1) 担当 さいたま市役所保健福祉局福祉部障害支援課自立支援給付係

(2) 電話 048（829）1305

さいたま市告示第793号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の指定を受けた次の医師から、身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定による指定の変更の届出があったので告示する。

令和2年5月18日

さいたま市長 清水 勇 人

1 変更の届出のあった医師

・別紙のとおり（別紙省略）

2 連絡先

(1) 担当 さいたま市役所保健福祉局福祉部障害支援課自立支援給付係

(2) 電話 048（829）1305

さいたま市告示第794号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の指定を受けた次の医師から、身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定による指定の辞退の届出があったので告示する。

令和2年5月18日

さいたま市長 清水 勇 人

1 辞退の届出のあった医師

・別紙のとおり（別紙省略）

2 連絡先

(1) 担当 さいたま市役所保健福祉局福祉部障害支援課自立支援給付係

(2) 電話 048（829）1305

さいたま市告示第795号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定に基づき、指定医療機関（育成医療・更生医療）の開設者から次のとおり変更の届出があったので告示する。

令和2年5月18日

さいたま市長 清水 勇 人

1 変更の届出のあった医療機関

・別紙のとおり（別紙省略）

2 連絡先

(1) 担当 さいたま市役所保健福祉局福祉部障害支援課自立支援給付係

(2) 電話 048（829）1305

さいたま市告示第796号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定に基づき、指定医療機関（育成・更生）の開設者から次のとおり辞退の届出があったので告示する。

令和2年5月18日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 辞退の届出のあった医療機関
 - ・ 別紙のとおり（別紙省略）

2 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所保健福祉局福祉部障害支援課自立支援給付係
- (2) 電話 048（829）1305

さいたま市告示第797号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、次の医療機関について、指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定をしたので告示する。

令和2年5月18日

さいたま市長 清水 勇 人

1 指定した医療機関

- ・別紙のとおり（別紙省略）

2 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所保健福祉局福祉部障害支援課自立支援給付係
- (2) 電話 048（829）1305

さいたま市告示第798号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定に基づき、自立支援医療機関（精神通院医療）を担当する指定自立支援医療機関の開設者から次のとおり指定医療機関等に係る変更の届出があったので告示する。

令和2年5月18日

さいたま市長 清水 勇 人

1 変更内容

- ・別紙のとおり（別紙省略）

2 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所保健福祉局福祉部障害支援課自立支援給付係
- (2) 電話 048（829）1305

さいたま市告示第799号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定に基づき、自立支援医療機関（精神通院医療）を担当する指定自立支援医療機関の開設者から次のとおり指定医療機関等に係る更新の届出があったので告示する。

令和2年5月18日

さいたま市長 清水 勇 人

1 更新した医療機関

- ・別紙のとおり（別紙省略）

2 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所保健福祉局福祉部障害支援課自立支援給付係
- (2) 電話 048（829）1305

さいたま市告示第800号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、自立支援医療機関（精神通院医療）を担当する者として指定を受けていた指定自立支援医療機関の開設者から、次のとおり同法第65条の規定による辞退の届出があったので告示する。

令和2年5月18日

さいたま市長 清水 勇 人

1 辞退した医療機関

- ・ 別紙のとおり（別紙省略）

2 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所保健福祉局福祉部障害支援課自立支援給付係
- (2) 電話 048（829）1305

さいたま市告示第801号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、さいたま市大谷口・太田窪土地区画整理組合の定款の変更を認可したので、同条第4項の規定により、次のとおり公告する。

令和2年5月18日

さいたま市長 清水 勇 人

1 組合の名称

さいたま市大谷口・太田窪土地区画整理組合

2 事業施行期間

平成7年12月22日から令和13年3月31日まで

3 施行地区

さいたま市南区大字大谷口字向原、字細野、字明花の各一部

さいたま市南区大字太田窪字善前北、字善前南の各一部

さいたま市南区大字太田窪字向原の全部

4 事務所の所在地

さいたま市中央区下落合2丁目18番6号

5 設立認可の年月日

平成7年12月22日

6 変更認可の年月日

令和2年5月18日

さいたま市告示第802号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、さいたま市大門第二特定土地区画整理組合の定款の変更を認可したので、同条第4項の規定により、次のとおり公告する。

令和2年5月18日

さいたま市長 清水 勇 人

1 組合の名称

さいたま市大門第二特定土地区画整理組合

2 事業施行期間

平成4年5月8日から令和13年3月31日まで

3 施行地区

さいたま市緑区大字大門字南方、字櫛谷、字行谷、字東裏の各一部

さいたま市緑区大字大門字壺本木耕地の全部

さいたま市緑区大字間宮字氷川下の一部

4 事務所の所在地

さいたま市中央区下落合2丁目18番6号

5 設立認可の年月日

平成4年5月8日

6 変更認可の年月日

令和2年5月18日

さいたま市告示第803号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、さいたま市土呂農住特定土地区画整理組合の定款の変更を認可したので、同条第4項の規定により、次のとおり公告する。

令和2年5月18日

さいたま市長 清水 勇 人

1 組合の名称

さいたま市土呂農住特定土地区画整理組合

2 事業施行期間

平成4年8月28日から令和6年3月31日まで

3 施行地区

さいたま市北区土呂町、土呂町二丁目及び盆栽町の各一部

さいたま市大宮区寿能町一丁目及び寿能町二丁目の各一部

4 事務所の所在地

さいたま市見沼区東大宮四丁目21番地1

5 設立認可の年月日

平成4年8月28日

6 変更認可の年月日

令和2年5月18日

さいたま市告示第804号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、さいたま市蓮沼下特定土地区画整理組合の定款の変更を認可したので、同条第4項の規定により、次のとおり公告する。

令和2年5月18日

さいたま市長 清水 勇 人

1 組合の名称

さいたま市蓮沼下特定土地区画整理組合

2 事業施行期間

平成6年11月29日から令和6年3月31日まで

3 施行地区

さいたま市見沼区大字蓮沼字中田、字丸山及び大字大谷字向原の各一部

4 事務所の所在地

さいたま市中央区下落合2丁目18番6号

5 設立認可の年月日

平成6年11月29日

6 変更認可の年月日

令和2年5月18日

さいたま市告示第805号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、さいたま市大門上・下野田特定土地区画整理組合の定款の変更を認可したので、同条第4項の規定により、次のとおり公告する。

令和2年5月18日

さいたま市長 清水 勇 人

1 組合の名称

さいたま市大門上・下野田特定土地区画整理組合

2 事業施行期間

平成7年3月3日から令和4年3月31日まで

3 施行地区

さいたま市緑区大字大門字西裏、字東裏、字鶴巻、字宮下の各一部

さいたま市緑区大字下野田字宿畑、字稻荷原の各一部

4 事務所の所在地

さいたま市中央区下落合2丁目18番6号

5 設立認可の年月日

平成7年3月3日

6 変更認可の年月日

令和2年5月18日

さいたま市告示第806号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、さいたま市台・一ノ久保特定土地区画整理組合の定款の変更を認可したので、同条第4項の規定により、次のとおり公告する。

令和2年5月18日

さいたま市長 清水 勇 人

1 組合の名称

さいたま市台・一ノ久保特定土地区画整理組合

2 事業施行期間

平成7年11月7日から令和6年3月31日まで

3 施行地区

さいたま市見沼区大字南中丸字台、字堀の内、字合野谷の各一部

大字南中野字一ノ久保、字海老沼の各一部

大字東新井字海老沼上の一部

4 事務所の所在地

さいたま市中央区下落合2丁目18番6号

5 設立認可の年月日

平成7年11月7日

6 変更認可の年月日

令和2年5月18日

さいたま市告示第807号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、さいたま市大和田特定土地区画整理組合の定款の変更を認可したので、同条第4項の規定により、次のとおり公告する。

令和2年5月18日

さいたま市長 清水 勇 人

1 組合の名称

さいたま市大和田特定土地区画整理組合

2 事業施行期間

平成7年11月10日から令和19年3月31日まで

3 施行地区

さいたま市見沼区大和田一丁目、二丁目及び大字蓮沼字五反田、字中田、及び字前田の各一部

4 事務所の所在地

さいたま市中央区下落合2丁目18番6号

5 設立認可の年月日

平成7年11月10日

6 変更認可の年月日

令和2年5月18日

さいたま市告示第808号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、さいたま市大間木水深特定土地区画整理組合の定款の変更を認可したので、同条第4項の規定により、次のとおり公告する。

令和2年5月18日

さいたま市長 清水 勇 人

1 組合の名称

さいたま市大間木水深特定土地区画整理組合

2 事業施行期間

平成3年4月12日から令和5年3月31日まで

3 施行地区

さいたま市緑区大間木二丁目、三丁目及び芝原一丁目の各一部

4 事務所の所在地

さいたま市中央区下落合2丁目18番6号

5 設立認可の年月日

平成3年4月12日

6 変更認可の年月日

令和2年5月18日

さいたま市告示第809号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、さいたま市丸ヶ崎土地区画整理組合の定款の変更を認可したので、同条第4項の規定により、次のとおり公告する。

令和2年5月18日

さいたま市長 清水 勇 人

1 組合の名称

さいたま市丸ヶ崎土地区画整理組合

2 事業施行期間

平成2年1月5日から令和3年3月31日まで

3 施行地区

さいたま市見沼区大字丸ヶ崎字合ノ谷、字本村、字宮ノ下、字西通、字上ノ前、字押廻及び字井川の各一部、大字深作字西谷の一部

4 事務所の所在地

さいたま市中央区下落合2丁目18番6号

5 設立認可の年月日

平成2年1月5日

6 変更認可の年月日

令和2年5月18日

さいたま市告示第810号

さいたま市学校施設リフレッシュ基本計画改定業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和2年5月18日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名
さいたま市学校施設リフレッシュ基本計画改定業務
- (2) 履行場所
さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号外
- (3) 業務概要
仕様書のとおり
- (4) 履行期間
契約締結の日から令和3年3月26日まで
- (5) 入札参加形態
単体企業とする

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、平成31・32年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「計画策定」の受注希望業務「その他の計画策定」で登載され、ている者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
 - イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市制定）若しくはさいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申し立てがされている者でないこと。ただし、更生計画の認可決定を得、かつ、更生計画の認可決定を取り消されていない場合を除く。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。ただし、再生計画の認可決定を得、かつ、再生計画の認可決定を取り消されていない場合を除く。

- (6) これまでに地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19に規定する指定都市において、公共施設等総合管理計画若しくは個別施設計画又はこれらに類似する計画の策定支援業務又は改定支援業務を元請として完成させた実績があること（共同企業体としての実績の場合は、出資比率が20%以上の者に限る）。
- 3 仕様書の閲覧及び貸出
- 仕様書は、閲覧又は貸出の方法により供するものとし、貸出を希望する者は、仕様書貸出申請書により、さいたま市教育委員会事務局管理部学校施設課へ申請し、承認を受けなければならない。
- (1) 閲覧又は貸出場所
- さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局管理部学校施設課
担当 岡田 電話 048（829）1642
- (2) 閲覧又は貸出期間
- 告示の日から令和2年6月2日（火）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）
- 4 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出
- 本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。
- (1) 提出書類
- ア 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書
イ 一般競争入札参加資格等確認資料
- (2) 受付期間
- 3(2)に同じ
- (3) 受付場所
- 〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局管理部
学校施設課
- (4) 提出方法
- 持参又は郵送とする。ただし、郵送にて提出する場合は、書留郵便（簡易書留郵便を含む。）とし、受付期間内必着とする。
- 5 一般競争入札参加資格確認結果通知書の交付
- 確認審査終了後、一般競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。
- (1) 交付場所
- 3(1)に同じ
- (2) 交付日時
- 令和2年6月10日（水）午前9時から午後4時まで。なお、交付日時までに一般競争入札参加資格確認結果通知書の交付を受けなかった者については、入札を辞退したものとみなす。
- (3) その他
- 郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に84円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。
- 6 仕様書等に関する質問及び回答

(1) 仕様書等に関して質問がある場合は、質疑応答書を次のとおり提出すること。

ア 提出先

4(3)に同じ

イ 受付期間

3(2)に同じ

ウ 提出方法

4(4)に同じ

(2) 質問に対する回答

ア 公表場所

3(1)に同じ

イ 公表日時

令和2年6月10日（水）午前9時から午後4時まで

7 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札参加資格の確認

一般競争入札参加資格確認結果通知書を持参すること。

(3) 提出方法

代理人により入札する場合は、委任状を提出すること。

(4) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和2年6月17日（水）午前9時30分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟1階第1入札室

(5) 最低制限価格

設定しない。

(6) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(7) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和2年6月17日（水）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(4)イに同じ

(8) 入札回数

ア 再度入札は、1回までとする。

イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することはできない。

(9) 入札の辞退

一般競争入札参加資格確認結果通知書を受け取った後であっても、入札を辞退することができない。

(10) その他

ア 本入札の日時に遅刻した者は、入札に参加できない。

イ 一度提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回することはできない。

(11) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局管理部教育総務課
電話 048(829)1623 FAX 048(829)1989

(12) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局管理部学校施設課
電話 048(829)1642 FAX 048(829)1989

8 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

9 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

10 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

11 その他

契約条項等は、さいたま市教育委員会事務局管理部学校施設課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

さいたま市告示第811号

令和2年さいたま市議会4月臨時会において議決された次の補正予算を地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により、別紙のとおり（別紙省略）公表する。

令和2年5月19日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 令和2年度さいたま市一般会計補正予算（第5号）
- 2 令和2年度さいたま市一般会計補正予算（第6号）

さいたま市告示第812号

令和2年5月13日付けで専決処分した次の補正予算を地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により、別紙のとおり（別紙省略）公表する。

令和2年5月19日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 令和2年度さいたま市一般会計補正予算（第7号）

さいたま市告示第813号

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及びさいたま市市税条例（平成13年さいたま市条例第67号）第7条の規定により、次のとおり公示送達をする。

令和2年5月20日

さいたま市長 清水 勇 人

1 送達をする書類

- ・ 市県民税 督促状
- ・ 固定資産課税・都市計画税 督促状
- ・ 国民健康保険税 督促状

2 送達を受ける者の住所・所在地及び氏名・名称

督促状

別紙のとおり（別紙省略）

3 その他

- (1) 送達をする書類はさいたま市長が保管し、送達を受ける者が請求したときはいつでも交付する。
- (2) 公示をした日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

4 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所 財政局 南部市税事務所 納税課
- (2) 電話 048（829）1732～1734

さいたま市告示第814号

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及びさいたま市市税条例（平成13年さいたま市条例第67号）第7条の規定により、次のとおり公示送達をする。

令和2年5月20日

さいたま市長 清水 勇 人

1 送達をする書類

- ・ 市県民税（普通徴収） 督促状
- ・ 市県民税（特別徴収） 督促状
- ・ 固定資産税・都市計画税 督促状
- ・ 国民健康保険税（普通徴収） 督促状

2 送達を受ける者の住所・所在地及び氏名・名称

別紙のとおり（別紙省略）

3 その他

- (1) 送達をする書類はさいたま市長が保管し、送達を受ける者が請求したときはいつでも交付する。
- (2) 公示をした日から起算して7日を経過したとき、書類の送達があったものとみなす。

4 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所 財政局 北部市税事務所 納税課
- (2) 電話 048（646）3081

さいたま市告示第815号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により認可をした「地縁による団体」については、告示した事項に変更があった旨の届出がされたので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和2年5月20日

さいたま市長 清水 勇 人

1 名称

- ・ 東浦和六丁目自治会

2 変更した事項

- (1) 代表者の氏名及び住所（省略）
- (2) 認可地縁団体の主たる事務所の所在地（省略）

3 変更年月日

- ・ 令和2年4月5日

4 連絡先

- (1) 担当 さいたま市緑区役所区民生活部コミュニティ課地域活動係
- (2) 電話 048（712）1131

さいたま市告示第816号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により認可をした「地縁による団体」については、告示した事項に変更があった旨の届出がされたので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和2年5月20日

さいたま市長 清水 勇 人

1 名称

- ・ 中野田自治協力会

2 変更した事項

- (1) 代表者の氏名及び住所 （省略）
- (2) 認可地縁団体の主たる事務所の所在地 （省略）

3 変更年月日

- ・ 令和2年4月12日

4 連絡先

- (1) 担当 さいたま市緑区役所区民生活部コミュニティ課地域活動係
- (2) 電話 048（712）1131

さいたま市告示第817号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により認可をした「地縁による団体」については、告示した事項に変更があった旨の届出がされたので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和2年5月20日

さいたま市長 清水 勇 人

1 名称

- ・ 三室おぶさと住宅自治会

2 変更した事項

- ・ 代表者の氏名及び住所（省略）

3 変更年月日

- ・ 令和2年2月23日

4 連絡先

- (1) 担当 さいたま市緑区役所区民生活部コミュニティ課地域活動係
- (2) 電話 048（712）1131

さいたま市告示第818号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により認可をした「地縁による団体」については、告示した事項に変更があった旨の届出がされたので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和2年5月20日

さいたま市長 清水 勇 人

1 名称

- ・ 道祖土むつみ会

2 変更した事項

- (1) 代表者の氏名及び住所 （省略）
- (2) 認可地縁団体の主たる事務所の所在地 （省略）

3 変更年月日

- ・ 令和2年4月26日

4 連絡先

- (1) 担当 さいたま市緑区役所区民生活部コミュニティ課地域活動係
- (2) 電話 048（712）1131

さいたま市告示第819号

次のとおり所有者の判明しない動物を収容しておりますので、さいたま市動物の愛護及び管理に関する条例第11条第1項及び同条第4項の規定に基づき公示します。飼い主は、令和2年5月26日までに返還の手続きをしてください。返還の手続きがない場合には処分します。

令和2年5月20日

さいたま市長 清水 勇 人

・ 次の表のとおり

収容日	種類	収容場所	品種	性別	毛色	年齢 (推定)	首輪の 有無	特 徴
5月 18日	犬	中央区鈴谷	トイ・プードル	オス	茶	8～12歳	無	
5月 19日	猫	桜区神田	雑種	オス	キジ白	1～2週齢	無	
5月 19日	猫	桜区神田	雑種	メス	キジ白	1～2週齢	無	

連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所保健福祉局保健部動物愛護ふれあいセンター
- (2) 電話 048(840)4150
- (3) FAX 048(840)4159

さいたま市告示第820号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和2年5月21日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市桜区西堀三丁目807番3、807番4、808番1、808番3、808番4、808番5、809番2、814番2、814番3、814番4、815番2、815番5、815番6、815番7、816番1、817番1

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県川口市並木二丁目11番11号

ナビホーム株式会社 代表取締役 湯浅 博美

3 許可番号

令和2年4月27日

第 変2S2019061 号

4 検査済証番号

令和2年5月20日

第 完 - S2019061 号

さいたま市告示第821号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和2年5月21日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市西区大字二ツ宮字武久田395番4

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

（省略）

3 許可番号

令和元年10月16日

第開 - N2019099号

4 検査済証番号

令和2年 5月20日

第完 - N2019099号

さいたま市告示第822号

次のとおり所有者の判明しない動物を収容しておりますので、さいたま市動物の愛護及び管理に関する条例第11条第1項及び同条第4項の規定に基づき公示します。飼い主は、令和2年5月26日までに返還の手続きをしてください。返還の手続きがない場合には処分します。

令和2年5月21日

さいたま市長 清水 勇 人

・ 次の表のとおり

収容日	種類	収容場所	品種	性別	毛色	年齢 (推定)	首輪の 有無	特 徴
5月 20日	猫	浦和区上木崎	雑種	不明	キジトラ	2～5歳	有	負傷動物、首輪：白色布製 鈴付き、右耳Vカット、右 眼白内障
5月 20日	猫	北区奈良町	雑種	オス	キジ白	1～2ヶ 月齢	無	
5月 20日	猫	北区奈良町	雑種	オス	キジ白	1～2ヶ 月齢	無	

連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所保健福祉局保健部動物愛護ふれあいセンター
- (2) 電話 048(840)4150
- (3) FAX 048(840)4159

さいたま市告示第823号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定に基づき認可した「地縁による団体」については、告示した事項に変更があった旨の届出がされたので、同条第10項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和2年5月21日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 名称
常盤七丁目自治会
- 2 変更した事項
代表者の氏名・住所及び主たる住所
(省略)
- 3 変更年月日
令和2年 5月12日

さいたま市告示第824号

地方税法第416条第3項の規定に基づき、令和2年度の固定資産税に係る土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧について令和2年さいたま市告示第459号により告示したところであるが、縦覧の期間を次に掲げる期日まで延長する。

令和2年5月21日

さいたま市長 清水 勇 人

1 縦覧の期間

- ・ 令和2年6月15日

2 延長期間中の縦覧場所及び時間

(1) 縦覧の場所

- ・ 西区役所 市税の窓口
さいたま市西区西大宮3丁目4番地2
- ・ 北区役所 市税の窓口
さいたま市北区宮原町1丁目852番地1
- ・ 北部市税事務所 市税の総合窓口
さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 大宮区役所5階
- ・ 見沼区役所 市税の窓口
さいたま市見沼区堀崎町12番地36
- ・ 中央区役所 市税の窓口
さいたま市中央区下落合5丁目7番10号
- ・ 桜区役所 市税の窓口
さいたま市桜区道場4丁目3番1号
- ・ 南部市税事務所 市税の総合窓口
さいたま市浦和区常盤6丁目4番21号 ときわ会館2階
- ・ 南区役所 市税の窓口
さいたま市南区别所7丁目20番1号
- ・ 緑区役所 市税の窓口
さいたま市緑区大字中尾975番地1
- ・ 岩槻区役所 市税の窓口
さいたま市岩槻区本町3丁目2番5号

(2) 縦覧の時間

- ・ 午前8時30分から午後5時15分まで

さいたま市告示第825号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条により、次のとおり告示する。

令和2年5月21日

さいたま市長 清水 勇 人

1 申請者

- (1) 住所 （省略）
- (2) 氏名 （省略）

2 位置指定道路の概要

- (1) 道路の位置 さいたま市西区大字佐知川字前1217番9、同番11
- (2) 指定の年月日 令和2年 5月21日
- (3) 指定の番号 第北20-006号
- (4) 道路の幅員 4.10m
- (5) 道路の延長 29.49m

さいたま市告示第826号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和2年5月22日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
さいたま市南区大字大谷口字細野685番7、685番9、685番12（うち第一工区）
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
さいたま市浦和区常盤十丁目15番16号
ポラスマイホームプラザ株式会社 代表取締役 中内 啓夫
- 3 許可番号
令和2年4月15日
第 開 - S 2 0 1 9 1 0 1 号
- 4 検査済証番号
令和2年5月21日
第 完 1 S 2 0 1 9 1 0 1 号

さいたま市告示第827号

さいたま市立病院電子複写機賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和2年5月22日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市立病院電子複写機賃貸借

(2) 借入場所

さいたま市緑区大字三室2460番地 さいたま市立病院

(3) 数量・特質等

仕様書のとおり

(4) 借入期間

令和2年7月1日から令和7年6月30日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に営業種目「OA機器リース等」で掲載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 平成30年4月1日以降に、当該機器と同等の機器の賃貸借の実績を有する者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市緑区大字三室2460番地 さいたま市保健福祉局市立病院病院経営部病院財務課
担当 調達係 電話 048（873）4274

(2) 交付期間

告示の日から令和2年6月1日（月）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）

- (3) 交付費用
無償
- 4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出
本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。
 - (1) 提出書類
 - ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書
 - イ 入札説明書に定める書類
 - (2) 受付期間
3(2)に同じ
 - (3) 受付場所
3(1)に同じ
 - (4) 提出方法
持参
- 5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付
確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。
 - (1) 交付場所
3(1)に同じ
 - (2) 交付日時
令和2年6月5日（金）午前8時30分から午後5時15分まで
- 6 競争入札参加資格の喪失
本入札の参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することができない。
 - (1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき。
 - (2) 競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。
- 7 入札手続等
 - (1) 入札方法
単価（月額）で行う。入札金額は、機器1台を1ヶ月間賃貸借する金額を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (2) 入札の日時及び場所
 - ア 日時
令和2年6月15日（月）午前10時00分
 - イ 場所
さいたま市緑区大字三室2460番地 さいたま市立病院別館2階会議室3

(3) 入札保証金

見積もった金額（月額）に月数を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和2年6月15日（月）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市緑区大字三室2460番地　さいたま市保健福祉局市立病院病院経営部病院財務課
電話　048（873）4274　FAX　048（873）5451

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額（月額）に月数を乗じた額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

9 その他

(1) 契約条項等は、さいたま市保健福祉局市立病院病院経営部病院財務課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(2) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第828号

さいたま市立病院成人用人工呼吸器（サーボベンチレータ）保守業務 外1件について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和2年5月22日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

ア さいたま市立病院成人用人工呼吸器（サーボベンチレータ）保守業務

イ さいたま市立病院小児用人工呼吸器（サーボベンチレータ）保守業務

(2) 履行場所

さいたま市緑区大字三室2460番地 さいたま市立病院

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和2年6月25日から令和3年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、平成31・32年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に受注希望業務「医療機器保守点検」で掲載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 次のいずれかに該当する者であること

ア 本入札の告示日において、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（昭和35年法律第145号）第40条の2第1項に基づく医療機器修理業許可証を交付されており、当該保守の修理区分の認定を受けている者であること。

イ 当該医療機器のメーカーとの間に代理店契約を締結している者であること。

3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書及び仕様書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市緑区大字三室2460番地　さいたま市保健福祉局市立病院病院経営部病院財務課
担当　調達係　電話　048（873）4274

(2) 交付期間

告示の日から令和2年6月1日（月）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さい
たま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで
）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、競争入札に付する件名ごとに入札参加申込及び入札参加資格の確
認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登録されている者で
あっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付場所

3(1)に同じ

(3) 受付期間

3(2)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札に付する件名ごとに競争入札参加資格確認結果通知書を交付するもの
とする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和2年6月5日（金）午前8時30分から午後5時15分まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た
場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 競争入札に付する件名ごとに総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された
金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があ
るときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、
消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額
の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 入札日時

(7) 1(1)アの業務 令和2年6月15日（月）午前10時10分（省略）(イ) 1(1)イの業務
令和2年6月15日（月）午前10時15分

イ 入札場所

さいたま市緑区大字三室2460番地 さいたま市立病院別館2階会議室3

(3) 入札参加資格の確認

ア 入札時には、入札参加資格がある旨の通知を持参すること。

イ 入札参加資格がある旨の通知を受けた者であっても、入札時点において参加資格がない者は、
入札に参加できない。

(4) 提出書類

代理人により入札する場合は、委任状を提出すること。

(5) 入札回数等

ア 再度入札は、1回までとする。

イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。

(6) 入札の辞退

入札参加資格がある旨の通知を受け取った後であっても、入札を辞退することができる。その
際は、入札辞退届を提出すること。

(7) 独占禁止法関係法令の遵守

入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54
号）等に違反する行為を行ってはならない。

(8) その他

ア 本入札の日時に遅刻した者は、入札に参加できない。

イ 一度提出した入札書は、書き換え、引き換え又は撤回をすることができない。

7 入札保証金

競争入札に付する件名ごとに見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さい
たま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とす
る。

8 開札の日時及び場所

(1) 日時

令和2年6月15日（月）入札終了後、直ちに行う。

(2) 場所

6(2)イに同じ

9 最低制限価格

設定しない。

10 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範
囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。なお、落札とすべき同額の入
札をした者が複数あるときは、直ちに、当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定する。こ
の場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

11 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

1.2 入札事務を担当する課

さいたま市緑区大字三室2460番地　さいたま市保健福祉局市立病院病院経営部病院財務課
電話　048（873）4274　FAX　048（873）5451

1.3 契約手続等

(1) 契約保証金

落札者となった件名ごとに契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 支払条件

履行期間において、暦月を単位として、検査に合格後、適法な請求に応じて支払うものとする。
なお、詳細については落札者決定後、協議して決定する。

1.4 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(3) 契約条項等は、さいたま市保健福祉局市立病院病院経営部病院財務課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第829号

さいたま市食品ロス削減キャンペーン実施業務について、公募型プロポーザル方式の手続きを実施します。つきましては、次のとおり企画提案書の提出を招請します。

令和2年5月22日

さいたま市長 清水 勇 人

1 企画提案書の招請に付する事項

(1) 件名

さいたま市食品ロス削減キャンペーン実施業務

(2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号外

(3) 業務概要

「さいたま市食品ロス削減キャンペーン実施業務 要求水準書」のとおり（以下、「要求水準書という。」）

(4) 履行期間

契約締結日から令和3年3月26日まで

2 企画提案書の提出者の資格に関する事項

企画提案書を提出しようとする者は、次の要件を満たしていなければならない。

(1) 令和2年5月22日において、平成31・32年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）に、業務「イベント・催事」又は「製作等」で掲載されている者であること

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

ウ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合及び企業組合並びに中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく協同組合にあっては、その組合員が、共同企業体の構成員、単体企業の別を問わず、本件に参加していないこと

(3) 令和2年5月22日から最優秀提案者特定の日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

3 応募書類等の交付

(1) 交付方法

さいたま市ホームページからダウンロードできる（以下、ホームページとはこのページを指す。）。

【トップページ】→【事業者向けの情報】→【届出・手続き】→【入札・契約】→

【プロポーザル方式】→【さいたま市食品ロス削減キャンペーン実施業務 企画提案の募集に

ついて】

(2) 交付資料

- ア 実施要領
- イ 要求水準書
- ウ 参加意思表明書（様式1）
- エ 質問書（様式2）
- オ 企画提案書（様式3）
- カ 類似業務実績報告書（様式4）

4 説明会

- (1) 本件に関する説明会は開催しない。
- (2) 本件の内容に関する質問がある場合は、「6 質問及び回答」のとおり質問することができる。

5 参加意思の表明

企画提案書を提出しようとする者は、次のとおり参加意思の表明手続きを行うこと。

- (1) 提出書類
参加意思表明書（様式1）
- (2) 提出期間
令和2年5月22日（金）から令和2年6月4日（木）まで
- (3) 提出先
さいたま市 環境局 資源循環推進部 資源循環政策課 政策推進係
さいたま市浦和区常盤6-4-4（さいたま市役所7階）
- (4) 提出方法
持参のみ

6 質問及び回答

企画提案書を提出しようとする者は、次のとおり質問することができる。

- (1) 提出書類
質問書（様式2）
- (2) 提出期間
令和2年5月22日（金）から令和2年5月29日（金）まで（休日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで）
- (3) 提出方法
さいたま市食品ロス削減キャンペーン実施業務企画提案実施要領（以下、「企画提案実施要領」という。）に記載の手順を遵守の上、電子メールにて提出。なお、電子メール以外の方法による質問には応じない。
- (4) 提出先
さいたま市 環境局 資源循環推進部 資源循環政策課 政策推進係
メールアドレス：shigen-junkan@city.saitama.lg.jp
- (5) 質問に対する回答
令和2年6月3日（水）までにホームページに掲載する。

7 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

「企画提案実施要領」に定める。

(2) 提出期間

令和2年6月5日（金）から令和2年6月26日（金）まで（休日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで）

(3) 提出先

さいたま市 環境局 資源循環推進部 資源循環政策課 政策推進係
さいたま市浦和区常盤6-4-4（さいたま市役所7階）

(4) 提出方法

持参のみ

8 審査・選定

(1) 審査方法及び審査基準

企画提案書等の内容について、企画審査委員会による審査を行う。審査基準については、「企画提案実施要領」に記載する。

(2) 優先交渉権者の決定

提案内容が本市の要求を満たしている企画提案書について、評価を行い、最優秀提案者を優先交渉権者とする。

(3) 審査結果の通知

ア 通知日

令和2年7月中旬に通知予定

イ 通知方法

郵送により各提案者に送付する。

9 その他

本件への参加にあたっては、必ず「企画提案実施要領」及び「要求水準書」を確認すること。

10 連絡先

さいたま市環境局資源循環推進部資源循環政策課政策推進係
さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号（さいたま市役所7階）
電 話 048（829）1338
E-mail shigen-junkan@city.saitama.lg.jp

さいたま市告示第830号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則（平成26年内閣府・総務省令第3号。以下「規則」という。）に基づき、地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する手続（以下「地方税関係手続」という。）に係る個人番号利用事務実施者（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。以下同じ。）が適当と認める書類、財務大臣等（規則第2条第4項に規定する財務大臣等をいう。）が適当と認める事項等、個人番号利用事務実施者が適当と認める事項、個人番号利用事務実施者が認める場合及び個人番号利用事務実施者が適当と認める方法（以下「個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等」という。）を、次のとおり定め、令和2年5月25日から適用する。

令和2年5月22日

さいたま市長 清水 勇 人

別表第1欄に掲げる規定の同第2欄に掲げる内容に関して、個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等を同第3欄に掲げるとおり定める。

○別表

第1欄	第2欄	第3欄
規則第1条第2号	官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成26年政令第155号。以下「令」という。）第12条第1項第1号に掲げる書類に記載された氏名及び出生の年月日又は住所（以下「個人識別事項」という。）が記載され、かつ、写真の表示その他の当該書類に施された措置によって、当該書類の提示を行う者が当該個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの	税理士法施行規則（昭和26年大蔵省令第55号）第12条に規定する税理士証票（提示時において有効なものに限る。以下「税理士証票」という。）
		本人の写真の表示のある身分証明書等（学生証又は法人若しくは官公署が発行した身分証明書若しくは資格証明書をいう。以下同じ。）で、個人識別事項の記載があるもの（提示時において有効なものに限る。以下「写真付身分証明書等」という。）
		戦傷病者手帳その他官公署から発行又は発給をされた本人の写真の表示のある書類で、個人識別事項の記載があるもの（提示時において有効なものに限る。以下「写真付公的書類」という。）
		規則第2条第1項柱書に規定する個人番号利用事務等実施者（以下「個人番号利用事務等実施者」という。）が発行した書類であって識別符号又は暗証符号等による認証により当該書類に電磁的方法により記録された個人識別事項を認識できるもの（提示時において有効なものに限る。）
		個人番号利用事務等実施者が個人識別事項を印字した上で本人に交付又は送付した書類で、当該個人番号利用事務等実施者に対して当該書類を使用して提出する場合における当該書類

さいたま市告示一覧（令和3年5月16日から同月31日まで）

		官公署又は個人番号利用事務等実施者が個人識別事項を印字した上で本人に交付又は送付した書類で、個人番号利用事務等実施者に対して、申告書又は申請書等と併せて提示又は提出する場合の当該書類
規則第2条第1項第6号	官公署又は個人番号利用事務等実施者から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの（法第2条第5項に規定する個人番号（以下「個人番号」という。）の提供を行う者の個人番号及び個人識別事項の記載があるものに限る。）	官公署又は個人番号利用事務等実施者が発行又は発給をした書類で個人番号及び個人識別事項の記載があるもの
		自身の個人番号に相違ない旨の本人による申立書（提示時において作成した日から6か月以内のものに限る。）
		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号）第32条第1項の規定により還付された個人番号カード（以下「還付された個人番号カード」という。）
規則第2条第3項第2号	官公署又は個人番号利用事務等実施者から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの	本人の写真の表示のない身分証明書等で、個人識別事項の記載があるもの（提示時において有効なものに限る。以下「写真なし身分証明書等」という。）
		地方税若しくは国税の領収証書、納税証明書又は社会保険料若しくは公共料金の領収証書で領収日付の押印又は発行年月日及び個人識別事項の記載があるもの（提示時において領収日付又は発行年月日が6か月以内のものに限る。以下「地方税等の領収証書等」という。）
		印鑑登録証明書、戸籍の附票の写しその他官公署から発行又は発給をされた本人の写真の表示のない書類（これらに類するものを含む。）で、個人識別事項の記載があるもの（提示時において有効なもの又は発行若しくは発給された日から6か月以内のものに限る。以下「写真なし公的書類」という。）
		地方税法に規定する特別徴収に係る納税義務者に交付する特別徴収の方法によって徴収する旨の通知書又は特別徴収票その他租税に関する法律又は地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例に基づいて個人番号利用事務等実施者が本人に対して交付した書類で個人識別事項の記載があるもの（以下「本人交付用税務書類」という。）
規則第	過去に法第16条の規定に	修正申告書に記載された修正申告直前の課税標準額若

さいたま市告示一覧（令和3年5月16日から同月31日まで）

<p>2条第4項第5号</p>	<p>より本人確認の措置を講じた上で受理している申告書等に記載されている純損失の金額、雑損失の金額その他当該提供を行う者が当該提供に係る申告書等を作成するに当たって必要となる事項又は考慮すべき事情（以下「事項等」という。）であって財務大臣等が適当と認める事項等</p>	<p>しくは税額等又は更正の請求書に記載された更正の請求直前の課税標準額若しくは税額等その他これに類する事項</p>
<p>規則第2条第5項</p>	<p>本人しか知り得ない事項その他の個人番号利用事務実施者が適当と認める事項</p>	<p>個人番号利用事務等実施者により各人別に付された番号、本人との取引や給付等を行う場合において使用している金融機関の口座番号（本人名義に限る。）、証券番号、直近の取引年月日等の取引固有の情報等の中の複数の事項</p>
<p>規則第2条第6項</p>	<p>個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることが明らかであると個人番号利用事務実施者が認める場合</p>	<p>雇用契約成立時等に本人であることの確認を行っている雇用関係その他これに準ずる関係にある者であって、知覚すること等により、個人番号の提供を行う者が令第12条第1項第1号に掲げる書類に記載されている個人識別事項又は規則第2条第1項各号に掲げる措置により確認される個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であること（以下「個人番号の提供を行う者が本人であること」という。）が明らかな場合</p> <p>所得税法に規定する控除対象配偶者又は扶養親族その他の親族（以下「扶養親族等」という。）であって、知覚すること等により、個人番号の提供を行う者が本人であることが明らかな場合</p> <p>過去に本人であることの確認を行っている同一の者から継続して個人番号の提供を受ける場合で、知覚すること等により、個人番号の提供を行う者が本人であることが明らかな場合</p>
<p>規則第3条第2号口前段</p>	<p>官公署若しくは個人番号利用事務等実施者から発行され、若しくは発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務</p>	<p>個人番号カード</p> <p>還付された個人番号カード</p> <p>住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第12条第1項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書（以下「住民票の写し又は住民票記載事項証明書</p>

さいたま市告示一覧（令和3年5月16日から同月31日まで）

	<p>実施者が適当と認めるもの（当該提供を行う者の個人番号及び個人識別事項が記載されているものに限る。）</p>	<p>）」という。）であって、氏名、出生の年月日、男女の別、住所及び個人番号が記載されたもの</p> <p>官公署又は個人番号利用事務等実施者が発行又は発給をした書類で個人番号及び個人識別事項の記載があるもの</p> <p>自身の個人番号に相違ない旨の本人による申立書（提示時において作成した日から6か月以内のものに限る。）</p>
<p>規則第3条第2号ロ後段</p>	<p>個人番号利用事務実施者が適当と認める方法</p>	<p>個人番号利用事務等実施者の使用に係る電子計算機と個人番号の提供を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して本人から提供を受ける方法（以下「個人番号の提供を行う者の使用に係る電子計算機による送信」という。）</p>
<p>規則第3条第2号ニ</p>	<p>個人番号利用事務実施者が適当と認める方法</p>	<p>地方税手続電子証明書（さいたま市市税に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する要綱（平成17年告示第1118号。以下「オンライン化要綱」という。）第7条第2項に規定する電子証明書（規則第3条第2号ハに規定する署名用電子証明書に該当するものを除く。）をいう。）及び当該地方税手続電子証明書により確認される電子署名（オンライン化要綱第7条第2項に規定する電子署名をいう。以下「電子署名」という。）が行われた当該提供に係る情報の送信を受けること（個人番号利用事務実施者が提供を受ける場合に限る。）</p> <p>民間電子証明書（電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号。以下「電子署名法」という。）第4条第1項に規定する認定を受けた者が発行し、かつ、その認定に係る業務の用に供する電子証明書（個人識別事項の記録のあるものに限る。）をいう。）及び当該民間電子証明書により確認される電子署名が行われた当該提供に係る情報の送信を受けること（個人番号関係事務実施者が提供を受ける場合に限る。）</p>

さいたま市告示一覧（令和3年5月16日から同月31日まで）

		<p>個人番号カード、運転免許証、旅券その他官公署又は個人番号利用事務等実施者から本人に対し一に限り発行され、又は発給をされた書類その他これに類する書類であって、個人識別事項の記載があるものの提示（提示時において有効なものに限る。）若しくはその写しの提出を受けること又は個人番号の提供を行う者の使用に係る電子計算機による送信を受けること</p> <p>個人番号関係事務実施者が本人であることの確認を行った上で本人に対して一に限り発行する識別符号及び暗証符号等により認証する方法</p>
規則第6条第1項第3号	<p>官公署又は個人番号利用事務等実施者から本人に対し一に限り発行され、又は発給された書類その他の本人の代理人として個人番号の提供をすることを証明するものとして個人番号利用事務実施者が適当と認める書類</p>	<p>本人の署名及び押印並びに代理人の個人識別事項の記載及び押印があるもの（税理士法（昭和26年法律第237号）第2条第1項の事務を行う者から個人番号の提供を受ける場合を除く。）</p> <p>個人番号カード、運転免許証、旅券その他官公署又は個人番号利用事務等実施者から本人に対し一に限り発行され、又は発給をされた書類その他これに類する書類であって、個人識別事項の記載があるもの（提示時において有効なものに限り、税理士法第2条第1項の事務を行う者から個人番号の提供を受ける場合を除く。）</p>
規則第7条第1項第2号	<p>官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって、令第12条第3項第1号に掲げる書類に記載された個人識別事項が記載され、かつ、写真の表示その他の当該書類に施された措置によって、当該書類の提示を行う者が当該個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの</p>	<p>税理士証票</p> <p>写真付身分証明書等</p> <p>写真付公的書類</p> <p>個人番号利用事務等実施者が発行した書類であって識別符号又は暗証符号等による認証により当該書類に電磁的方法により記録された個人識別事項を認識できるもの（提示時において有効なものに限る。）</p>
規則第7条第2項	<p>登記事項証明書その他の官公署から発行され、又は発給された書類及び現に個人</p>	<p>登記事項証明書、印鑑登録証明書その他の官公署から発行又は発給をされた書類その他これに類する書類であって、当該法人の商号又は名称及び本店又は主たる</p>

さいたま市告示一覧（令和3年5月16日から同月31日まで）

	<p>番号の提供を行う者と当該法人との関係を証する書類 その他これらに類する書類 であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの （当該法人の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるものに限る。）</p>	<p>事務所の所在地の記載があるもの（提示時において有効なもの又は発行若しくは発給をされた日から6か月以内のものに限る。以下「登記事項証明書等」という。）並びに社員証等、現に個人番号の提供を行う者と当該法人との関係を証する書類（以下「社員証等」という。） 地方税等の領収証書等（当該法人の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるもので、提示時において領収日付又は発行年月日が6か月以内のものに限る。以下「法人に係る地方税等の領収証書等」という。）及び社員証等</p>
<p>規則第9条第1項第2号</p>	<p>官公署又は個人番号利用事務等実施者から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの</p>	<p>写真なし身分証明書等 地方税等の領収証書等 写真なし公的書類 本人交付用税務書類</p>
<p>規則第9条第3項</p>	<p>本人及び代理人しか知り得ない事項その他の個人番号利用事務実施者が適当と認める事項</p>	<p>本人と代理人の関係及び個人番号利用事務等実施者により各人別に付された番号、本人との取引や給付等を行う場合において使用している金融機関の口座番号（本人名義に限る。）、証券番号、直近の取引年月日等の取引固有の情報等のうちの複数の事項</p>
<p>規則第9条第4項</p>	<p>令第12条第3項第1号に掲げる書類に記載されている個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることが明らかであると個人番号利用事務実施者が認める場合</p>	<p>雇用契約成立時等に本人であることの確認を行っている雇用関係その他これに準ずる関係にある者であって、知覚すること等により、本人の代理人として個人番号を提供する者が令第12条第3項第1号に掲げる書類に記載されている個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であること（以下「個人番号の提供を行う者が本人の代理人であること」という。）が明らかな場合 扶養親族等であって、知覚すること等により、個人番号の提供を行う者が本人の代理人であることが明らかな場合 過去に本人であることの確認を行っている同一の者から継続して個人番号の提供を受ける場合で知覚すること等により、個人番号の提供を行う者が本人の代理人であることが明らかな場合 代理人が法人であって、過去に個人番号利用事務等実</p>

さいたま市告示一覧（令和3年5月16日から同月31日まで）

		施者に対し規則第7条第2項に定める書類の提示を行っていること等により、個人番号の提供を行う者が本人の代理人であることが明らかな場合
規則第9条第5項第6号	官公署又は個人番号利用事務等実施者から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であつて個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの（本人の個人番号及び個人識別事項の記載があるものに限る。）	<p>本人交付用税務書類又は官公署若しくは個人番号利用事務等実施者が発行又は発給をした書類で個人番号及び個人識別事項の記載があるもの</p> <p>自身の個人番号に相違ない旨の本人による申立書（提示時において作成した日から6か月以内のものに限る。）</p> <p>還付された個人番号カード</p>
規則第10条第1号	本人及び代理人の個人識別事項並びに本人の代理人として個人番号の提供を行うことを証明する情報の送信を受けることその他の個人番号利用事務実施者が適当と認める方法	<p>本人及び代理人の個人識別事項並びに本人の代理人として個人番号の提供を行うことを証明する情報の送信を受けること</p> <p>オンライン化要綱第7条第3項の規定に基づき本人に通知した識別符号を入力して、当該提供に係る情報の送信を受けること</p>
規則第10条第2号	代理人に係る署名用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。）第3条第1項に規定する署名用電子証明書をいう。）及び当該署名用電子証明書により確認される電子署名が行われた当該提供に係る情報の送信を受けることその他の個人番号利用事務実施者が適当と認める方法	<p>代理人に係る署名用電子証明書及び当該署名用電子証明書により確認される電子署名が行われた当該提供に係る情報の送信を受けること（公的個人認証法第17条第4項に規定する署名検証者又は同条第5項に規定する署名確認者が個人番号の提供を受ける場合に限る。）</p> <p>代理人に係る地方税手続電子証明書及び当該地方税手続電子証明書により確認される電子署名が行われた当該提供に係る情報の送信を受けること（個人番号利用事務実施者が提供を受ける場合に限る。）</p> <p>代理人に係る民間電子証明書及び当該民間電子証明書により確認される電子署名が行われた当該提供に係る情報の送信を受けること（個人番号関係事務実施者が提供を受ける場合に限る。）</p> <p>代理人が法人である場合には、商業登記法（昭和38年法律第125号）第12条の2第1項及び第3項の規定に基づき登記官が作成した電子証明書並びに当該電子証明書により確認される電子署名が行われた当該提供に係る情報の送信を受けること（個人番号関係事務実施者が提供を受ける場合に限る。）</p>

		<p>個人番号関係事務実施者が本人であることの確認を行った上で代理人に対して一に限り発行する識別符号及び暗証符号等により認証する方法</p>
		<p>個人番号カード、運転免許証、旅券その他官公署又は個人番号利用事務等実施者から代理人に対し一に限り発行され、又は発給をされた書類その他これに類する書類であって、個人識別事項の記載があるものの提示（提示時において有効なものに限る。）若しくはその写しの提出を受けること又は個人番号の提供を行う者の使用に係る電子計算機による送信を受けること</p>
		<p>本人の代理人（当該代理人が法人の場合に限る。）の社員等から個人番号の提供を受ける場合には、登記事項証明書等及び社員証等の提示を受けること若しくはその写しの提出を受けること又は個人番号関係事務実施者の使用に係る電子計算機と個人番号の提供を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して提供を受けること（登記事項証明書等については、過去に当該法人から当該書類の提示等を受けている場合には、当該書類の提示等に代えて過去において提示等を受けた書類等を確認する方法によることができる。）</p>
		<p>本人の代理人（当該代理人が法人の場合に限る。）の社員等から個人番号の提供を受ける場合には、法人に係る地方税等の領収証書等及び社員証等の提示を受けること若しくはその写しの提出を受けること又は個人番号関係事務実施者の使用に係る電子計算機と個人番号の提供を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して提供を受けること（法人に係る地方税等の領収証書等については、過去に当該法人から当該書類の提示等を受けている場合には、当該書類の提示等に代えて過去において提示等を受けた書類等を確認する方法によることができる。）</p>
		<p>本人の代理人（当該代理人が税理士法第48条の2に規定する税理士法人又は同法第51条第3項の規定により通知している弁護士法人（以下「税理士法人等」という。）の場合に限る。）に所属する税理士又は同法第51条第1項の規定により通知している弁護士（以下「税理士等」という。）から個人番号の提供を受</p>

		ける場合には、当該税理士等に係る署名用電子証明書及び当該署名用電子証明書により確認される電子署名が行われた当該提供に係る情報を、オンライン化要綱第7条第3項の規定に基づき当該代理人又は当該税理士等に通知した識別符号及び暗証符号を入力して送信を受ける方法（同法第2条第1項の事務に関し提供を受ける場合に限る。）
		本人の代理人（当該代理人が税理士法人等の場合に限る。）に所属する税理士等から個人番号の提供を受ける場合には、当該税理士等に係る地方税手続電子証明書及び当該地方税手続電子証明書により確認される電子署名が行われた当該提供に係る情報を、オンライン化要綱第7条第3項の規定に基づき当該代理人又は当該税理士等に通知した識別符号及び暗証符号を入力して送信を受ける方法（同法第2条第1項の事務に関し提供を受ける場合に限る。）
規則第10条第3号口前段	官公署若しくは個人番号利用事務等実施者から発行され、若しくは発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの（本人の個人番号及び個人識別事項の記載があるものに限る。）	本人の個人番号カード
		本人の還付された個人番号カード
		本人の住民票の写し又は住民票記載事項証明書であって、氏名、出生の年月日、男女の別、住所及び個人番号が記載されたもの
		本人の本人交付用税務書類又は官公署若しくは個人番号利用事務等実施者が発行若しくは発給をした書類で、本人の個人番号及び個人識別事項の記載があるもの
		本人が記載した自身の個人番号に相違ない旨の本人による申立書（提示時において作成した日から六か月以内のものに限る。）
規則第10条第3号口後段	個人番号利用事務実施者が適当と認める方法	個人番号の提供を行う者の使用に係る電子計算機による送信を受けること

附 則

（地方税関係手続に係る本人確認措置に関する告示の廃止）

- 1 地方税関係手続に係る本人確認措置に関する告示（平成27年さいたま市告示第1802号）は廃止する。

さいたま市告示第831号

さいたま市災害救助法施行細則（令和2年さいたま市規則第68号）第2条及び第10条の規定による災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準を次のように定める。

令和2年5月22日

さいたま市長 清水 勇 人

（趣旨）

第1条 この告示は、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号。以下「政令」という。）第3条第1項及びさいたま市災害救助法施行細則（令和2年さいたま市規則第68号）第2条及び第10条の規定に基づき、災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「法」という。）による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準について定めるものとする。

（避難所及び応急仮設住宅の供与）

第2条 法第4条第1項第1号の避難所及び応急仮設住宅の供与は、次の各号に掲げる施設ごとに、当該各号に定めるところにより行うものとする。

1 避難所

- (1) 災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与するものであること。
- (2) 原則として、学校等既存の建物を利用すること。ただし、これら適当な建物を利用することが困難な場合は、野外への仮小屋の設置、天幕の設営その他の適切な方法により実施すること。
- (3) 避難所の設置のため支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費として、避難所の利用者1人1日当たり330円以内とすること。
- (4) 福祉避難所（高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であって避難所での避難生活において特別な配慮を必要とするものに供与する避難所をいう。）を設置した場合は、(3)の金額に、当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができるものとする。
- (5) 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル、旅館その他の宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができること。
- (6) 避難所を開設できる期間は、災害発生の日から7日以内とすること。

2 応急仮設住宅

住家が全壊、全焼、又は流出したことにより居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができないものに、建設して供与するもの（以下「建設型応急住宅」という。）、民間賃貸住宅を借り上げて供与するもの（以下「賃貸型応急住宅」という。）、又はその他適切な方法により供与するものであること。

(1) 建設型応急住宅

ア 建設型応急住宅の設置に当たっては、原則として、公有地を利用すること。ただし、これら適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することが可能であること。

イ 1戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、地域の実情、世帯構成等に応じて設定することとし、その設置のために支出できる費用は、設置に係る原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、5,714,000円以内とすること。

ウ 建設型応急住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居

住者の集会等に利用するための施設を設置できること。ただし、50戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できること。

エ 福祉仮設住宅（老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であつて日常の生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設をいう。）を建設型応急住宅として設置できること。

オ 建設型応急住宅は、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに設置すること。

カ 建設型応急住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第3項又は第4項に規定する期限までとすること。

キ 建設型応急住宅の供与の終了に伴う建設型応急住宅の解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、通常の実費とすること。

(2) 賃貸型応急住宅

ア 賃貸型応急住宅の1戸当たりの規模は、世帯の人数に応じて(1)イに定める規模に準ずることとし、その借上げのために支出できる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。

イ 災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借り上げ、賃貸型応急住宅として提供するものとする。

ウ 賃貸型応急住宅を供与できる期間は、(1)カと同様の期間とすること。

（炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給）

第3条 法第4条第1項第2号の炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給は、次の各号に掲げる救助に応じ、当該各号に定めるところにより行うものとする。

1 炊き出しその他による食品の給与

(1) 避難所に避難している者又は住家への被害若しくは災害により現に炊事のできない者に対して行うものであること。

(2) 被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。

(3) 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費とし、1人1日当たり1,160円以内とすること。

(4) 炊き出しその他による食品の給与を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とすること。

2 飲料水の供給

(1) 災害のために現に飲料水を得ることができない者に対して行うものとする。

(2) 飲料水の供給を実施するために支出できる費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用とし、通常の実費とすること。

(3) 飲料水の供給を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とすること。

（被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与）

第4条 法第4条第1項第3号の被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与（以下「生活必需品の給与等」という。）は、次に定めるところにより行うものとする。

1 住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂の堆積等により一時的に居住すること

ができない状態となったものを含む。以下同じ。）等により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を、その喪失、損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものであること。

2 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。

- (1) 被服、寝具及び身の回り品
- (2) 日用品
- (3) 炊事用具及び食器
- (4) 光熱材料

3 生活必需品の給与等のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次に掲げる額を上限とする。この場合において、季別は、夏季（4月から9月までの期間をいう。以下同じ。）及び冬季（10月から3月までの期間をいう。以下同じ。）とし、災害発生の日をもって決定すること。

(1) 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

季別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	世帯員が6人以上の世帯
夏季	18,800円	24,200円	35,800円	42,800円	54,200円	54,200円に5人を超える世帯員1人につき7,900円を加算した額
冬季	31,200円	40,400円	56,200円	65,700円	82,700円	82,700円に5人を超える世帯員1人につき11,400円を加算した額

(2) 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

季別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	世帯員が6人以上の世帯
夏季	6,100円	8,300円	12,400円	15,100円	19,000円	19,000円に5人を超える世帯員1人につき2,600円を加算した額
冬季	10,000円	13,000円	18,400円	21,900円	27,600円	27,600円に5人を超える世帯員1人につき3,600円を加算した額

4 生活必需品の給与等は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。

(医療及び助産)

第5条 法第4条第1項第4号の医療及び助産は、次の各号に掲げる救助に応じ、当該各号に定める

ところにより行うものとする。

1 医療

- (1) 災害のため、医療の途を失った者に対して、応急的に処置するものであること。
- (2) 医療救護班において行うこと。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合は、次のアに掲げる機関又はイに掲げる者が当該ア又はイの定めるところにより行うことができる。
 - ア 病院又は診療所 医療
 - イ あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)又は柔道整復師法(昭和45年法律第19号)に規定するあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師又は柔道整復師（以下「施術者」という。）施術者があん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律又は柔道整復師法の規定により行うことができる範囲の施術
- (3) 次の範囲内において行うこと。
 - ア 診療
 - イ 薬剤又は治療材料の支給
 - ウ 処置、手術その他の治療及び施術
 - エ 病院又は診療所への収容
 - オ 看護
- (4) 医療のため支出できる費用は、医療救護班による場合は使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額を上限とし、施術者による場合は協定料金の額を上限とすること。
- (5) 医療を実施できる期間は、災害発生の日から14日以内とすること。

2 助産

- (1) 災害発生の日以前又は以後の7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失ったものに対して行うものであること。
- (2) 次の範囲内において行うこと。
 - ア 分べんの介助
 - イ 分べん前及び分べん後の処置
 - ウ 脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料（以下「衛生材料等」という。）の支給
- (3) 助産のため支出できる費用は、医療救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の100分の80以内の額とすること。
- (4) 助産を実施できる期間の終期は、分べんした日から7日以内とすること。

（被災者の救出）

第6条 法第4条第1項第5号の被災者の救出は、次に定めるところにより行うものとする。

- 1 災害のため、現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出するものであること。
- 2 被災者の救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とすること。
- 3 被災者の救出を実施できる期間は、災害発生の日から3日以内とすること。

（被災した住宅の応急修理）

第7条 法第4条第1項第6号の被災した住宅の応急修理は、次に定めるところにより行うものとする。

る。

- 1 災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は住家が大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に半壊した者に対して行うものであること。
- 2 居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のために支出できる費用は、1世帯当たり次に掲げる額以内とすること。
 - (1) (2)に掲げる世帯以外の世帯 595,000円
 - (2) 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 300,000円
- 3 住宅の応急修理は、災害発生の日から1月以内に完了すること。
(生業に必要な資金の貸与)

第8条 法第4条第1項第7号の生業に必要な資金の貸与は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 1 住家が全壊、全焼又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯に対して行うものであること。
- 2 生業を営むために必要な機械、器具又は資材を購入するための費用に充てるものであって、生業の見込みが確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して貸与するものであること。
- 3 生業に必要な資金として貸与できる額は、次の額以内とすること。
 - (1) 生業費 1件当たり 30,000円
 - (2) 就職支度費 1件当たり 15,000円
- 4 生業に必要な資金の貸与は、次の条件を付すものであること。
 - (1) 貸与期間 2年以内
 - (2) 利子 無利子
- 5 生業に必要な資金の貸与は、災害発生の日から1月以内に完了しなければならないこと。
(学用品の給与)

第9条 法第4条第1項第8号の学用品の給与は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

- 1 住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水による喪失、損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行うものであること。
- 2 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。
 - (1) 教科書
 - (2) 文房具
 - (3) 通学用品
- 3 学用品の給与のため支出できる費用は、次の(1)及び(2)に掲げる費用につきそれぞれ(1)及び(2)に定める額を上限とすること。
 - (1) 教科書代

ア 小学校児童及び中学校生徒

教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出て、又はその承認を受けて使用するものを
給与するための実費

イ 高等学校等生徒

正規の授業で使用する教材を給与するための実費

(2) 文房具費及び通学用品費

ア 小学校児童 1人当たり4,500円

イ 中学校生徒 1人当たり4,800円

ウ 高等学校等生徒 1人当たり5,200円

4 学用品の給与は、災害発生の日から教科書については1月以内、その他の学用品については15日以内に完了するものとする。

(埋葬)

第10条 法第4条第1項第9号の埋葬は、次に定めるところにより行うものとする。

1 災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うこと。

2 原則として、棺又は棺材の現物をもって、次の範囲内において行うこと。

(1) 棺（附属品を含む。）

(2) 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。）

(3) 骨つぼ及び骨箱

3 埋葬のため支出できる費用は、1体当たり大人215,200円以内、小人172,000円以内とする。

4 埋葬は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。

(死体の捜索及び処理)

第11条 政令第2条第1号の死体の捜索及び処理は、次の各号に掲げる救助ごとに、当該各号に定めるところにより行うものとする。

1 死体の捜索

(1) 災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行うものであること。

(2) 死体の捜索のため支出できる費用は、舟艇その他捜索のための機械、器具等の借上費、購入費、修繕費又は燃料費とし、通常の実費とすること。

(3) 死体の捜索は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。

2 死体の処理

(1) 災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）を行うものであること。

(2) 次の範囲内において行うこと。

ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置

イ 死体の一時保存

ウ 検案

(3) 検案は、原則として医療救護班において行うこと。

(4) 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによること。

ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用は、1体当たり3,500円以内とすること。

イ 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するために既存の建物を利用する場合は当該施設の借上げに要する通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は1体当たり5,400円以内とすること。ただし、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要であるときは、通常の実費を加算することができること。

ウ 医療救護班において検案をすることができない場合は、当該地域の慣行料金の額を上限とすること。

(5) 死体の処理は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。

(災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去)

第12条 法第4条第1項第10号の規定に基づく政令第2条第2号の規定による災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去は、次に定めるところにより行うものとする。

1 居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運び込まれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者に対して行うものであること。

2 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、障害物の除去を行った一世帯当たりの平均が137,900円以内となるようにすること。

3 障害物の除去は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。

(救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費)

第13条 法第4条第1項各号に掲げる救助を実施するに当たり必要な場合は、次に定めるところにより救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費を支給することができる。

1 救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げるとおりとすること。

(1) 被災者の避難に係る支援

(2) 医療及び助産

(3) 被災者の救出

(4) 飲料水の供給

(5) 死体の捜索

(6) 死体の処理

(7) 救済用物資の整理配分

2 救助のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、通常の実費とすること。

3 救助のための輸送及び賃金職員等の雇用を認められる期間は、当該救助を実施する期間内とすること。

(実費弁償)

第14条 法第7条第5項の実費弁償は、次の各号に掲げる者ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

1 令第4条第1号から第4号までに規定する者

(1) 日当（1人1日当たり）

ア 医師及び歯科医師 21,500円以内

イ 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士 15,100円以内

ウ 保健師、助産師、看護師及び准看護師 15,500円以内

エ 土木技術者及び建築技術者 15,000円以内

オ 救急救命士 14,700円以内

カ 大工 25,300円以内

キ 左官 26,500円以内

ク とび職 26,400円以内

(2) 時間外勤務手当

職種ごとに、(1)のアからクまでに定める日当額を基礎とし、常勤県職員との均衡を考慮して算定した額以内とすること。

(3) 旅費

職種ごとに、(1)のアからクまでに定める日当額を基礎とし、常勤県職員との均衡を考慮して職員の旅費に関する条例（昭和27年埼玉県条例第20号）において定める額以内とすること。

2 令第四条第五号から第十号までに規定する者

業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料としてその3/100の額を加算した額以内とすること。

（救助事務費）

第15条 法第18条第1項の救助の事務を行うのに必要な費用（以下「救助事務費」という。）

は、次に定めるところによる。

1 救助事務費として支出できる範囲は、救助の事務を行うのに要した経費（救助の実施期間内のものに限る。）及び災害救助費の精算の事務を行うのに要した経費とし、次に掲げる費用とすること。

(1) 時間外勤務手当

(2) 賃金職員等雇上費

(3) 旅費

(4) 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料をいう。）

(5) 使用料及び賃借料

(6) 通信運搬費

(7) 委託費

2 各年度において、前号の救助事務費として支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る前号(1)から(7)までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額（第2条から第13条までに規定する救助の実施のために支出した費用及び第14条に規定する実費弁償のため支出した費用を合算した額、法第9条第

さいたま市告示一覧（令和3年5月16日から同月31日まで）

2項において準用する法第5条第3項に規定する損失補償に要した費用の額、政令第8条第2項に定めるところにより算定した法第12条の扶助金の支給基礎額を合算した額、法第19条に規定する委託費用の補償に要した費用の額並びに法第20条第1項に規定する求償に対する支払いに要した費用の額（救助事務費の額を除く。）の合計額をいう。）の合算額に、次の(1)から(7)までに掲げる区分に応じ、それぞれ(1)から(7)までに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。

- (1) 3,000万円以下の部分の金額については、 $10/100$
- (2) 3,000万円を超え6,000万円以下の部分の金額については、 $9/100$
- (3) 6,000万円を超え1億円以下の部分の金額については、 $8/100$
- (4) 1億円を超え2億円以下の部分の金額については、 $7/100$
- (5) 2億円を超え3億円以下の部分の金額については、 $6/100$
- (6) 3億円を超え5億円以下の部分の金額については、 $5/100$
- (7) 5億円を超える部分の金額については、 $4/100$

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

さいたま市告示第832号

さいたま市自転車等放置防止条例（平成13年さいたま市条例第205号）第10条第1項により自転車を撤去し、同条第4項の規定により保管したので、第12条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和2年5月22日

さいたま市長 清水 勇 人

1 保管理由

さいたま市自転車等放置防止条例

2 保管開始年月日

令和2年 5月15日

3 保管場所及び放置箇所

(1) 新開自転車保管所

南浦和駅、東浦和駅、西浦和駅、武蔵浦和駅及び北戸田駅周辺の自転車等放置禁止区域

(2) 吉野原自転車保管所

大宮駅、土呂駅、東大宮駅、北大宮駅、大宮公園駅、大和田駅、七里駅、日進駅、西大宮駅、指扇駅、宮原駅、鉄道博物館駅、加茂宮駅、東宮原駅、今羽駅、吉野原駅及びさいたま新都心駅（東口）周辺の自転車等放置禁止区域及び原動機付自転車

(3) 大戸自転車保管所

浦和駅、北浦和駅、中浦和駅、与野駅、北与野駅、与野本町駅、南与野駅及びさいたま新都心駅（西口）周辺の自転車等放置禁止区域

(4) 岩槻自転車保管所

岩槻駅、東岩槻駅及び浦和美園駅周辺の自転車等放置禁止区域

4 保管自転車

別紙のとおり

5 保管台数

計 65台

6 連絡先

(1) 担当 さいたま市都市局都市計画部自転車まちづくり推進課車両対策事務所

(2) 電話 048（652）8812

保管告示台帳

新開自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2020/05/11	東浦和駅	埼玉県警13-3464961	A13AC29371		
2020/05/11	東浦和駅	埼玉県警10-0592976	B0X102041		
2020/05/11	東浦和駅	埼玉県警19-190283704	STQE00950		
2020/05/11	南浦和駅東口	埼玉県警11-1031137	TA0DF844		
2020/05/11	武蔵浦和駅	埼玉県警07-7489106	G78G00250		
2020/05/11	西浦和駅	不明	ST0AA14497		
2020/05/12	東浦和駅	埼玉県警12-2489262	ZP12J04439		
2020/05/12	西浦和駅	埼玉県警93-3325555	3X04908		
2020/05/12	西浦和駅	埼玉県警16-6336979	SPK119564		
2020/05/12	西浦和駅	埼玉県警18-8412795	A18AB16255		
2020/05/13	南浦和駅東口	埼玉県警19-195224099	ZY9L093829		
2020/05/13	南浦和駅東口	埼玉県警19-191550676	A18AJ52279		
2020/05/13	西浦和駅	埼玉県警20-200041267	STSKF06054		
2020/05/14	南浦和駅東口	埼玉県警19-192550556	V190308213		
2020/05/14	南浦和駅西口	埼玉県警19-195137315	52C1931		
2020/05/14	武蔵浦和駅	埼玉県警18-8250505	SSA302446		
2020/05/15	西浦和駅	埼玉県警18-8252345	A17AK40889		

保管告示台帳

吉野原自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2020/05/11	宮原駅西口	埼玉県警12-2609572	SMI230938		
2020/05/12	宮原駅東口	埼玉県警19-191247744	S3D33230		
2020/05/12	宮原駅西口	埼玉県警18-8216977	K11VF125		
2020/05/12	宮原駅西口	埼玉県警19-190004368	V181006660		
2020/05/12	七里駅	埼玉県警18-8392014	GF4D06928		
2020/05/12	新都心駅東口	埼玉県警14-4003232	H3E98493		
2020/05/14	大宮駅東口	埼玉県警16-6239155	FN5L14462		
2020/05/14	大宮駅東口	埼玉県警12-2292800	D103T00658		
2020/05/14	宮原駅東口	埼玉県警16-6361150	AM6NE72135		
2020/05/14	土呂駅西口	不明	S9C91168		
2020/05/14	吉野原駅	埼玉県警17-7261401	GC6K39986		
2020/05/14	吉野原駅	埼玉県警14-4434398	STNBA09854		
2020/05/15	大宮駅東口	愛媛県警B-0038253	WBD007L05310		

保管告示台帳

大戸自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2020/05/11	浦和駅東口	埼玉県警17-7492800	A17AB64614		
2020/05/11	北浦和駅東口	埼玉県警11-1374189	B0F43037		
2020/05/11	与野駅東口	埼玉県警13-3286320	B3B59702		
2020/05/11	与野駅西口	埼玉県警19-191931564	SL18100839		
2020/05/11	新都心駅西口	埼玉県警20-201544467	A19AK57326		
2020/05/11	北与野駅	埼玉県警08-8303784	YK0070608231		
2020/05/11	与野本町駅	埼玉県警19-191822277	GC8I29023		
2020/05/12	北浦和駅東口	栃木県警16-62840	P108AL040070		
2020/05/12	北浦和駅東口	埼玉県警05-5316051	GL4M2164		
2020/05/12	北与野駅	埼玉県警17-7193062	ASYZ604854		
2020/05/12	北与野駅	埼玉県警17-7012615	V160507820		
2020/05/13	浦和駅東口	埼玉県警18-8096338	B8H55463		
2020/05/13	浦和駅西口	埼玉県警16-6276739	KG6D00458		
2020/05/13	浦和駅西口	埼玉県警19-190160521	B9X67254		
2020/05/13	浦和駅西口	埼玉県警17-7122726	B6X14992		
2020/05/13	浦和駅西口	板橋E-22778	K5GY03000		
2020/05/13	北浦和駅西口	埼玉県警12-2018401	F111246103		
2020/05/13	北浦和駅西口	埼玉県警11-1662469	SLA91707		
2020/05/13	北浦和駅西口	埼玉県警17-7560018	A17AH00230		
2020/05/13	北浦和駅西口	埼玉県警16-6430829	A16AA38783		
2020/05/13	与野駅東口	埼玉県警07-7343100	B7E50014		
2020/05/13	与野駅東口	埼玉県警19-191696239	SSK346107		
2020/05/14	北浦和駅東口	埼玉県警19-192692911	B9A69383		
2020/05/14	与野駅東口	尾久B-00524	A19AA71099		
2020/05/14	北与野駅	富田林151532	FJA2B34503		
2020/05/14	南与野駅	埼玉県警13-3324760	V130124784		

保管告示台帳

大戸自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2020/05/15	浦和駅西口	埼玉県警14-4373848	B3X50414		
2020/05/15	浦和駅西口	埼玉県警11-1374124	0C48953		
2020/05/15	北浦和駅東口	埼玉県警17-7381360	A17AD08637		
2020/05/15	与野駅西口	埼玉県警13-3294106	A13AE27385		
2020/05/15	新都心駅西口	埼玉県警13-3050861	SLB26124		
2020/05/15	与野本町駅	埼玉県警18-8442300	PMH7090863		
2020/05/15	与野本町駅	不明	H610311634		
2020/05/15	与野本町駅	埼玉県警15-5033197	HG4TJ44863		

保管告示台帳

岩槻自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2020/05/11	岩槻駅	不明	SLI025151		

合計: 65台

さいたま市告示第833号

さいたま市の発注する「鴨川第24処理分区下水道工事（北建-R2-1008）」ほか9件の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和2年5月25日

さいたま市長 清水 勇 人

1 入札参加資格

(1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が工事ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。

イ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする工事ごとに参加申請が必要なため、工事ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。

ウ 本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。

エ 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。

オ 工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種に係る技術者の資格を有する者を、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条の規定に基づき当該工事に配置できること。なお、専任で配置する技術者は、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係にある者であること。

カ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として参加しようとする者は、同一工事に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。

キ 本公告日において、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険（以下「社会保険等」という。）に、事業主として加入しているものであること。ただし、当該保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの限りでない。

ク 本公告日から入札書提出期間の末日までの期間において、同一入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

ケ 本公告日において、工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種について、有効な建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。

コ アからケまでに掲げるもののほか、本公告日において、工事ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。

(2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。

イ その構成員が同一工事における他の特定共同企業体の構成員でないこと。

ウ その構成員が同一工事に単体企業として参加していないこと。

エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。

オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。

カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。

キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。

ク 構成員は、それぞれ(1)オに定める技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、監理技術者の資格を要する工事においては、監理技術者は代表構成員が配置すること。

2 入札参加資格の確認

(1) 開札後、工事ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格（さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱（平成19年さいたま市制定。以下「最低制限価格取扱要綱」という。）第4条に規定する最低制限価格をいう。以下同じ。）を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の110分の100の価格（以下「最低制限比較価格」という。）以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を落札候補者として通知し、落札を保留する。

(2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。

(3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日（その日がさいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条に掲げる休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を財政局契約管理部契約課（以下「契約課」という。）に提出しなければならない。

ア 一般競争入札参加資格等確認資料

イ 工事に配置予定の技術者に係る技術検定等合格証明書等の写し（実務経験による場合は経歴書）、監理技術者の資格を要する工事においては監理技術者資格証の表面と裏面の写し及び、監理技術者講習修了証の写し

ウ 工事に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し（専任で配置する技術者にあつては、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係を証明できること。なお、イに掲げる監理技術者資格証の写しをもって確認できる場合は、これを省略できる。）

エ 工事ごとに別に定める参加資格に施工実績を求めている場合は、施工実績として規定する工事の契約書の写し及び工事概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合センターが提供する「工事实績情報システム（CORINS）」の竣工時工事カルテ受領書（工事概要の記載されているもの）の写し（共同企業体（乙型）としての実績の場合は、自社の施工実績が分かる資料の写しも添付すること。）

オ 本公告日において有効かつ最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」（以下「経審結果」という。）の写し

カ 社会保険等に全て加入している場合は、社会保険等の加入に関する誓約書又は社会保険等の全部若しくは一部について法令で適用が除外されている場合には、社会保険等の適用除外に関する誓約書（経審結果に記載の社会保険等の加入状況について、本公告日時点で変更が生じている場合は別紙「健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入確認の提出書類」の該当する状況の書類を併せて添付すること。）

キ 資本関係又は人的関係確認書

ク アからキまでに掲げるもののほか、工事ごとに別に定める書類

(4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の割印を押すものとする。

ア 共同企業体入札参加資格審査申請書（さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「共同企業体取扱要綱」という。）様式第1号）

イ 共同企業体協定書（共同企業体取扱要綱様式第2号。共同企業体協定書第8条に基づく協定書（共同企業体取扱要綱様式第3号）を含む。）

ウ 委任状（共同企業体取扱要綱様式第4号）

3 落札者の決定

(1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内（休日を除く。）に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

(2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじによりこれを決定する。

(3) 市長は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。

(4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

4 調査基準価格を定めている場合の低入札価格調査

(1) 調査基準価格（さいたま市建設工事等低入札価格取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「低入札価格取扱要綱」という。）第3条に規定する調査基準価格をいう。以下同じ。）を定

めている場合において、開札の結果、入札書比較価格の制限の範囲内で入札を行った者の入札価格が調査基準価格の110分の100の価格を下回る価格であった場合は、落札を保留し、当該入札を行った者（以下「低価格入札者」という。）について、低入札価格調査を行う。

(2) 失格基準（低入札価格取扱要綱第5条に規定する失格基準をいう。以下同じ。）を定めている場合において、低価格入札者について提出された入札金額見積内訳書の直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の総額である入札金額が、失格基準を下回った場合は、この者がした入札を失格とする。

(3) 低価格入札者（失格基準による低入札価格調査を行った場合は、これにより失格とならなかった低価格入札者）は、落札保留の通知をした日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに2(3)及び(4)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。

ア 低入札価格調査に係る書類の提出について（低入札価格取扱要綱様式第1号）

イ 当該価格で入札した理由（低入札価格取扱要綱様式第2号）

ウ 直接工事費に係る内訳書（低入札価格取扱要綱様式第3号）

エ 共通仮設費に係る内訳書（低入札価格取扱要綱様式第4号）

オ 下請予定業者等一覧表（低入札価格取扱要綱様式第5号）

カ 配置予定技術者名簿（低入札価格取扱要綱様式第6号）

キ 手持ち工事の状況（対象工事現場付近）（低入札価格取扱要綱様式第7号）

ク 手持ち工事の状況（対象工事関連）（低入札価格取扱要綱様式第8号）

ケ 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係（低入札価格取扱要綱様式第9号）

コ 手持ち資材の状況（低入札価格取扱要綱様式第10号）

サ 資材購入予定先一覧（低入札価格取扱要綱様式第11号）

シ 手持ち機械の状況（低入札価格取扱要綱様式第12号）

ス 機械リース元一覧（低入札価格取扱要綱様式第13号）

セ 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者（低入札価格取扱要綱様式第14号）

ソ 誓約書（低入札価格取扱要綱様式第15号）

タ 社会保険等への加入状況届（低入札価格取扱要綱様式第16号）

(4) 失格基準を定めている場合における再度入札の低価格入札者は、落札保留の通知をした日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに再度入札に係る入札金額見積内訳書を契約課に提出しなければならない。この場合において、失格とならなかった低価格入札者の前項に掲げる書類の提出は、再度入札に係る入札金額見積内訳書を提出した日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までとする。

(5) 落札者の決定は、落札保留の通知をした日の翌日から起算して21日以内に、(3)において提出された書類に基づく低入札価格調査及び入札参加資格の確認を経て行う。低入札価格調査において、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められた場合は、その者がした入札を失格とする。また、入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とする。

5 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布

(1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布（以下「設計図書等の閲覧等」という。）の方法は工事

ごとに別に定める。

- (2) 設計図書等の閲覧等を工事担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、設計図書等貸出申請書を工事担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。
- (3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル.pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。
- (4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は工事ごとに別に定める。
- (5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲載する。

6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条第1項の規定による。
- (2) 契約保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第29条の規定による。

7 契約金の支払方法

- (1) 前金払及び部分払の有無については工事ごとに別に定める。
- (2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の4以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の4以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。
債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、工事ごとに別に定める。
- (3) 部分払をする場合には、3箇月ごとに出来形部分の10分の9に相当する額を限度として行うこととする。
- (4) 契約金額が500万円以上で、かつ、工期が2月を超える工事は、中間前金払をすることができる。この場合において、部分払の適用のある工事については、中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に選択するものとする。ただし、継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、中間前金払を選択した場合であっても、当該年度末の部分払を行うことができる。
- (5) 中間前金払をする場合の中間前払金の額は、当該工事の材料費等に相当する額として契約金額の10分の2以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の2以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

8 入札の無効

さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得（平成18年さいたま市制定）第16条第1項各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

9 その他

- (1) 本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。
- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数

さいたま市告示一覧（令和2年5月16日から同月31日まで）

制限を行う。

- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書（さいたま市電子入札運用基準（平成18年さいたま市制定）様式第3号）を契約課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状（さいたま市電子入札運用基準様式第4号）を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 本市発注の建設工事を初めて請負うことになる落札候補者等（以下「調査対象者」という。）は、必要に応じて行う事業所の所在地等の調査に協力すること。ただし、調査対象者が特定共同企業体である場合を除く。
- (8) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。
- (9) 本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市建設工事等事後審査型一般競争入札取扱要綱（平成19年さいたま市制定）、低入札価格取扱要綱、最低制限価格取扱要綱、さいたま市電子入札運用基準及びさいたま市競争入札参加資格業者実態調査実施要領（平成24年さいたま市制定）の定めるところによる。

契約整理番号	02-4387-4	
入札方法	一般競争入札（電子）	
参加形態	単体企業	
工事名	鴨川第24処理分区下水道工事（北建-R2-1008）	
工事場所	さいたま市大宮区桜木町1丁目地内	
履行期間	契約確定の日から令和2年9月25日まで	
概要	延長80.5m 管きょ工 開削（φ200mm、硬質塩ビ管）80.5m マンホール工 組立1号マンホール1箇所 取付管工 取付管2箇所 付帯工一式	
予定価格（税込）	事後公表	
最低制限価格	設定する	
参加申請受付期間	令和2年6月2日（火）午前9時から 令和2年6月4日（木）午後5時まで	
入札書提出期間	令和2年6月5日（金）午前9時から 令和2年6月8日（月）午後5時まで	
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和2年6月9日（火）午後1時30分	
参加資格	名簿登載業種等	土木工事業 C級 本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。
	所在地区分	さいたま市北部建設事務所の所管区域内（西区、北区、大宮区、見沼区及び岩槻区）に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。
	施工実績等	次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。 (1) 本公告日において、平成22年度以降、国、地方公共団体等が発注した、請負代金額が500万円以上の土木工事又は舗装工事を元請として完成させた実績があること。 (2) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知

さいたま市告示一覧（令和2年5月16日から同月31日まで）

		日を基準とする。
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	—
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和2年5月25日（月）から
	質問受付期間	令和2年5月25日（月）午前9時から 令和2年6月1日（月）午後5時まで
	質問回答期日	令和2年6月4日（木）
保証金及び支払方法	入札保証金	免除 契約保証金 要 前金払 有 部分払 有
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事（R2）」の対象案件である。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 	
工事担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所下水道建設課 電話 048-646-3263	
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180	
契約整理番号	02-4387-5	
入札方法	一般競争入札（電子）	
参加形態	単体企業	
工事名	南部処理区下水道工事（北建-R2-1028）	
工事場所	さいたま市大宮区天沼町2丁目地内外	
履行期間	契約確定の日から令和2年11月30日まで	
概要	延長405.3m 管きょ工 開削（φ250、硬質塩ビ管）357.1m（φ300、硬質塩ビ管）21.7m（φ350、硬質塩ビ管）26.5m マンホール工 組立1号マンホール16箇所 取付管工1箇所 付帯工一式	
予定価格（税込）	事後公表	
最低制限価格	設定する	
参加申請受付期間	令和2年6月2日（火）午前9時から 令和2年6月4日（木）午後5時まで	
入札書提出期間	令和2年6月5日（金）午前9時から 令和2年6月8日（月）午後5時まで	
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和2年6月9日（火）午後1時40分	
参加資格	名簿登載業種等	土木工事業 B級 本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。
	所在地区分	さいたま市北部建設事務所の所管区域内（西区、北区、大宮区、見沼区及び岩槻区）に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。
	施工実績等	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	—

さいたま市告示一覧（令和2年5月16日から同月31日まで）

設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和2年5月25日（月）から							
	質問受付期間	令和2年5月25日（月）午前9時から 令和2年6月1日（月）午後5時まで							
	質問回答期日	令和2年6月4日（木）							
保証金及び支払方法		入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他		<ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事（R2）」の対象案件である。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 							
工事担当課		さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所下水道建設課 電話 048-646-3263							
契約担当課		さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							
契約整理番号		02-4387-6							
入札方法		一般競争入札（電子）							
参加形態		単体企業							
工事名		南部処理区下水道工事（北建-R2-1029）							
工事場所		さいたま市大宮区天沼町2丁目地内外							
履行期間		契約確定の日から令和2年11月30日まで							
概要		延長387.0m 管きょ工 開削（φ250mm、硬質塩ビ管）330.0m（φ300mm、硬質塩ビ管）9.3m（φ350mm、硬質塩ビ管）47.7m マンホール工 組立1号マンホール15箇所 取付管工6箇所 付帯工一式							
予定価格（税込）		32,824,000円							
最低制限価格		設定する							
参加申請受付期間		令和2年6月2日（火）午前9時から 令和2年6月4日（木）午後5時まで							
入札書提出期間		令和2年6月5日（金）午前9時から 令和2年6月8日（月）午後5時まで							
開札の場所及び日時		さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和2年6月9日（火）午後1時50分							
参加資格	名簿登載業種等	土木工事業 B級 本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市北部建設事務所の所管区域内（西区、北区、大宮区、見沼区及び岩槻区）に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和2年5月25日（月）から							
	質問受付期間	令和2年5月25日（月）午前9時から 令和2年6月1日（月）午後5時まで							
	質問回答期日	令和2年6月4日（木）							
保証金及び支払方法		入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他		・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事（R2）」の対象案							

さいたま市告示一覧（令和2年5月16日から同月31日まで）

	件である。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。								
工事担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所下水道建設課 電話 048-646-3263								
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180								
契約整理番号	02-4356-16								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	暮らしの道路整備工事（市道10344号線）								
工事場所	さいたま市北区盆栽町地内								
履行期間	契約確定の日から令和2年12月11日まで								
概要	延長105m 幅員4.0m 舗装工 下層路盤347㎡ 上層路盤347㎡ 表層347㎡ 排水構造物工 側溝工179m 集水樹5箇所 付帯工一式								
予定価格（税込）	15,026,000円								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和2年6月2日（火）午前9時から 令和2年6月4日（木）午後5時まで								
入札書提出期間	令和2年6月5日（金）午前9時から 令和2年6月8日（月）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和2年6月9日（火）午後2時00分								
参加資格	名簿登載業種等	土木工事業 B級 本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市北部建設事務所の所管区域内（西区、北区、大宮区、見沼区及び岩槻区）に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和2年5月25日（月）から							
	質問受付期間	令和2年5月25日（月）午前9時から 令和2年6月1日（月）午後5時まで							
	質問回答期日	令和2年6月4日（木）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事（R2）」の対象案件である。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。								
工事担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所道路安全対策課 電話 048-646-3205								
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180								
契約整理番号	02-4487-2								

さいたま市告示一覧（令和2年5月16日から同月31日まで）

入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	芝川第12処理分区下水道工事（南建-R2-1004）								
工事場所	さいたま市緑区大字中尾地内								
履行期間	契約確定の日から令和2年10月23日まで								
概要	延長350.0m 管きょ工 開削（管径200mm、塩ビ管）350.0m マンホール工組立1号マンホール8箇所 取付管工 取付管12箇所 付帯工一式								
予定価格（税込）	事後公表								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和2年6月2日（火）午前9時から 令和2年6月4日（木）午後5時まで								
入札書提出期間	令和2年6月5日（金）午前9時から 令和2年6月8日（月）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和2年6月9日（火）午後2時40分								
参加資格	名簿登載業種等	土木工事業 B級 本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市南部建設事務所の所管区域内（中央区、桜区、浦和区、南区及び緑区）に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和2年5月25日（月）から							
	質問受付期間	令和2年5月25日（月）午前9時から 令和2年6月1日（月）午後5時まで							
	質問回答期日	令和2年6月4日（木）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事（R2）」の対象案件である。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 								
工事担当課	さいたま市中央区下落合5丁目7番10号 さいたま市建設局南部建設事務所下水道建設課 電話 048-840-6262								
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180								
契約整理番号	02-4487-3								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	芝川第13処理分区下水道工事（南建-R2-1011）								
工事場所	さいたま市緑区大字大間木地内								
履行期間	契約確定の日から令和2年11月20日まで								
概要	延長394.7m 管きょ工 開削（管径200mm、硬質塩ビ管）394.7m マンホール工組立1号マンホール6箇所 鉄筋コンクリート製小型マンホール12箇所 塩ビ製小型マンホール1箇所 取付管工10箇所 付帯工一式								
予定価格（税込）	47,729,000円								

さいたま市告示一覧（令和2年5月16日から同月31日まで）

最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和2年6月2日（火）午前9時から 令和2年6月4日（木）午後5時まで								
入札書提出期間	令和2年6月5日（金）午前9時から 令和2年6月8日（月）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和2年6月9日（火）午後2時50分								
参加資格	名簿登載業種等	土木工事業 B級 本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市南部建設事務所の所管区域内（中央区、桜区、浦和区、南区及び緑区）に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和2年5月25日（月）から							
	質問受付期間	令和2年5月25日（月）午前9時から 令和2年6月1日（月）午後5時まで							
	質問回答期日	令和2年6月4日（木）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事（R2）」の対象案件である。								
工事担当課	さいたま市中央区下落合5丁目7番10号 さいたま市建設局南部建設事務所下水道建設課 電話 048-840-6262								
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180								
契約整理番号	02-5207-27								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	大谷小学校校庭改修工事								
工事場所	さいたま市見沼区大字大谷地内								
履行期間	契約確定の日から令和3年3月12日まで								
概要	校庭改修 2030㎡ 不溶性土壌改良混合土舗装 2030㎡ 防球ネット設置工 142m プレキャスト擁壁工 71m 施設工一式 排水工一式 仮設工一式								
予定価格（税込）	事後公表								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和2年6月9日（火）午前9時から 令和2年6月11日（木）午後5時まで								
入札書提出期間	令和2年6月12日（金）午前9時から 令和2年6月15日（月）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和2年6月16日（火）午後1時30分								
参加資格	名簿登載業種等	土木工事業 S級 本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。							

さいたま市告示一覧（令和2年5月16日から同月31日まで）

		本公告日において、資格者名簿に登録された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	—							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和2年5月25日（月）から							
	質問受付期間	令和2年5月25日（月）午前9時から 令和2年6月8日（月）午後5時まで							
	質問回答期日	令和2年6月11日（木）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事（R2）」の対象案件である。								
工事担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所道路安全対策課 電話 048-646-3205								
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180								
契約整理番号	02-4487-4								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	鴨川第28処理分区下水道工事（南建-R2-1002）								
工事場所	さいたま市中央区本町東6丁目地内								
履行期間	契約確定の日から令和2年12月18日まで								
概要	延長229.1m 圧入二工程推進（管径200mm、塩ビ管）202.3m 開削（管径200mm、塩ビ管）26.8m マンホール工 現場打1号マンホール2基 組立2号マンホール1基 取付管工2箇所 付帯工一式								
予定価格（税込）	事後公表								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和2年6月9日（火）午前9時から 令和2年6月11日（木）午後5時まで								
入札書提出期間	令和2年6月12日（金）午前9時から 令和2年6月15日（月）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和2年6月16日（火）午後1時50分								
参加資格	名簿登録業種等	土木工事業 A級						本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登録された者であること。	
	所在地区分	さいたま市中央区、桜区、浦和区、南区、緑区、大宮区又は見沼区に、本店を有していること。						本公告日において、資格者名簿に登録された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。	
	施工実績等	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	—							

さいたま市告示一覧（令和2年5月16日から同月31日まで）

設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和2年5月25日（月）から							
	質問受付期間	令和2年5月25日（月）午前9時から 令和2年6月8日（月）午後5時まで							
	質問回答期日	令和2年6月11日（木）							
保証金及び支払方法		入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他		本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事（R2）」の対象案件である。							
工事担当課		さいたま市中央区下落合5丁目7番10号 さいたま市建設局南部建設事務所下水道建設課 電話 048-840-6263							
契約担当課		さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							
契約整理番号		02-4487-5							
入札方法		一般競争入札（電子）							
参加形態		単体企業							
工事名		荒川第7-2処理分区下水道工事（南建-R2-1001）							
工事場所		さいたま市桜区田島7丁目地内外							
履行期間		契約確定の日から令和3年2月12日まで							
概要		延長 開削（管径200mm、硬質塩ビ管）327.7m 低耐荷力管推進（管径200mm、塩ビ管）25.0m 鋼製さや管推進（管径200mm、塩ビ管）10.0m マンホール工 現場打ち1号マンホール1箇所 組立1号マンホール10箇所 組立楕円マンホール1箇所 立坑工 鋼製ケーシング式土留工及び土工一式 取付管5箇所 付帯工一式							
予定価格（税込）		事後公表							
最低制限価格		設定する							
参加申請受付期間		令和2年6月9日（火）午前9時から 令和2年6月11日（木）午後5時まで							
入札書提出期間		令和2年6月12日（金）午前9時から 令和2年6月15日（月）午後5時まで							
開札の場所及び日時		さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和2年6月16日（火）午後2時00分							
参加資格	名簿登載業種等	土木工事業 A級 本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市中央区、桜区、浦和区、南区、緑区、西区又は北区に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和2年5月25日（月）から							
	質問受付期間	令和2年5月25日（月）午前9時から 令和2年6月8日（月）午後5時まで							
	質問回答期日	令和2年6月11日（木）							
保証金及び支払方法		入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他		本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事（R2）」の対象案件							

さいたま市告示一覧（令和2年5月16日から同月31日まで）

	である。								
工事担当課	さいたま市中央区下落合5丁目7番10号 さいたま市建設局南部建設事務所下水道建設課 電話 048-840-6262								
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180								
契約整理番号	02-2853-1								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	産業文化センター屋上・外壁・天井改修工事								
工事場所	さいたま市中央区下落合5丁目4番3号								
履行期間	契約確定の日から令和3年2月26日まで								
概要	屋上防水改修工事 屋根及びとい改修工事 外壁改修工事 塗装改修工事 天井改修工事								
予定価格（税込）	事後公表								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和2年6月 9日（火）午前9時から 令和2年6月11日（木）午後5時まで								
入札書提出期間	令和2年6月12日（金）午前9時から 令和2年6月15日（月）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和2年6月16日（火）午後2時20分								
参加資格	名簿登載業種等	建築工事業 S級 本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の建築工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和2年5月25日（月）から							
	質問受付期間	令和2年5月25日（月）午前9時から 令和2年6月 8日（月）午後5時まで							
	質問回答期日	令和2年6月11日（木）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	本工事は「さいたま市営繕工事における週休2日モデル工事実施要領」の対象工事（受注者希望方式）である。								
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市建設局建築部営繕課 電話 048-829-1527								
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180								

さいたま市告示第834号

さいたま市の発注する「（仮称）新清掃事務所建設（建築）工事」の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和2年5月25日

さいたま市長 清水 勇 人

1 入札参加資格

(1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が工事ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。

イ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする工事ごとに参加申請が必要なため、工事ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。

ウ 本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。

エ 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。

オ 工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種に係る技術者の資格を有する者を、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条の規定に基づき当該工事に配置できること。なお、専任で配置する技術者は、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係にある者であること。

カ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として参加しようとする者は、同一工事に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。

キ 本公告日において、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険（以下「社会保険等」という。）に、事業主として加入しているものであること。ただし、当該保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの限りでない。

ク 本公告日から入札書提出期間の末日までの期間において、同一入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

ケ 本公告日から落札者決定までの期間において、国、都道府県及び埼玉県内市町村から工事成績不良の事由による入札参加停止の措置を2回以上受けていない者であること。

コ 本公告日において、工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種について、有効な建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。

サ アからコまでに掲げるもののほか、本公告日において、工事ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。

(2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。

イ その構成員が同一工事における他の特定共同企業体の構成員でないこと。

ウ その構成員が同一工事に単体企業として参加していないこと。

エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。

オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。

カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。

キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。

ク 構成員は、それぞれ(1)オに定める技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、監理技術者の資格を要する工事においては、監理技術者は代表構成員が配置すること。

2 入札参加資格の確認

(1) 開札後、工事ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格（さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱（平成19年さいたま市制定。以下「最低制限価格取扱要綱」という。）第4条に規定する最低制限価格をいう。以下同じ。）を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の110分の100の価格（以下「最低制限比較価格」という。）以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を落札候補者として通知し、落札を保留する。

(2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。

(3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日（その日がさいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条に掲げる休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を財政局契約管理部契約課（以下「契約課」という。）に提出しなければならない。

ア 一般競争入札参加資格等確認資料

イ 工事に配置予定の技術者に係る技術検定等合格証明書等の写し（実務経験による場合は経歴書）、監理技術者の資格を要する工事においては監理技術者資格証の表面と裏面の写し及び監理技術者講習修了証の写し

ウ 工事に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し（専任で配置する技術者にあつては、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係を証明できること。なお、イに掲げる監理技術者資格証の写しをもって確認できる場合は、これを省略できる。）

エ 工事ごとに別に定める参加資格に施工実績を求めている場合は、施工実績として規定する工事の契約書の写し及び工事概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合センターが提供する「工事实績情報システム（CORINS）」の竣工時工事カルテ受領書（工事

概要の記載されているもの）の写し（共同企業体（乙型）としての実績の場合は、自社の施工実績が分かる資料の写しも添付すること。）

オ 本公告日において有効かつ最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」（以下「経審結果」という。）の写し

カ 社会保険等に全て加入している場合は、社会保険等の加入に関する誓約書又は社会保険等の全部若しくは一部について法令で適用が除外されている場合には、社会保険等の適用除外に関する誓約書（経審結果に記載の社会保険等の加入状況について、本公告日時点で変更が生じている場合は別紙「健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入確認の提出書類」の該当する状況の書類を併せて添付すること。）

キ 資本関係又は人的関係確認書

ク 入札参加停止措置に関する誓約書

ケ アからクまでに掲げるもののほか、工事ごとに別に定める書類

(4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の割印を押すものとする。

ア 共同企業体入札参加資格審査申請書（さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「共同企業体取扱要綱」という。）様式第1号）

イ 共同企業体協定書（共同企業体取扱要綱様式第2号。共同企業体協定書第8条に基づく協定書（共同企業体取扱要綱様式第3号）を含む。）

ウ 委任状（共同企業体取扱要綱様式第4号）

3 落札者の決定

(1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内（休日を除く。）に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

(2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじによりこれを決定する。

(3) 市長は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。

(4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

4 調査基準価格を定めている場合の低入札価格調査

- (1) 調査基準価格（さいたま市建設工事等低入札価格取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「低入札価格取扱要綱」という。）第3条に規定する調査基準価格をいう。以下同じ。）を定めている場合において、開札の結果、入札書比較価格の制限の範囲内で入札を行った者の入札価格が調査基準価格の110分の100の価格を下回る価格であった場合は、落札を保留し、当該入札を行った者（以下「低価格入札者」という。）について、低入札価格調査を行う。
- (2) 失格基準（低入札価格取扱要綱第5条に規定する失格基準をいう。以下同じ。）を定めている場合において、低価格入札者について提出された入札金額見積内訳書の直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の総額である入札金額が、失格基準を下回った場合は、この者がした入札を失格とする。
- (3) 低価格入札者（失格基準による低入札価格調査を行った場合は、これにより失格とならなかった低価格入札者）は、落札保留の通知をした日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに2(3)及び(4)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。
 - ア 低入札価格調査に係る書類の提出について（低入札価格取扱要綱様式第1号）
 - イ 当該価格で入札した理由（低入札価格取扱要綱様式第2号）
 - ウ 直接工事費に係る内訳書（低入札価格取扱要綱様式第3号）
 - エ 共通仮設費に係る内訳書（低入札価格取扱要綱様式第4号）
 - オ 下請予定業者等一覧表（低入札価格取扱要綱様式第5号）
 - カ 配置予定技術者名簿（低入札価格取扱要綱様式第6号）
 - キ 手持ち工事の状況（対象工事現場付近）（低入札価格取扱要綱様式第7号）
 - ク 手持ち工事の状況（対象工事関連）（低入札価格取扱要綱様式第8号）
 - ケ 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係（低入札価格取扱要綱様式第9号）
 - コ 手持ち資材の状況（低入札価格取扱要綱様式第10号）
 - サ 資材購入予定先一覧（低入札価格取扱要綱様式第11号）
 - シ 手持ち機械の状況（低入札価格取扱要綱様式第12号）
 - ス 機械リース元一覧（低入札価格取扱要綱様式第13号）
 - セ 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者（低入札価格取扱要綱様式第14号）
 - ソ 誓約書（低入札価格取扱要綱様式第15号）
 - タ 社会保険等への加入状況届（低入札価格取扱要綱様式第16号）
- (4) 失格基準を定めている場合における再度入札の低価格入札者は、落札保留の通知をした日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに再度入札に係る入札金額見積内訳書を契約課に提出しなければならない。この場合において、失格とならなかった低価格入札者の前項に掲げる書類の提出は、再度入札に係る入札金額見積内訳書を提出した日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までとする。
- (5) 落札者の決定は、落札保留の通知をした日の翌日から起算して21日以内に、(3)において提出された書類に基づく低入札価格調査及び入札参加資格の確認を経て行う。低入札価格調査において、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められた場合は、その者がした入札を失格とする。また、入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がし

た入札を無効とする。

5 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布

- (1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布（以下「設計図書等の閲覧等」という。）の方法は工事ごとに別に定める。
- (2) 設計図書等の閲覧等を工事担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、設計図書等貸出申請書を工事担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。
- (3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル.pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。
- (4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は工事ごとに別に定める。
- (5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲示する。

6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条第1項の規定による。
- (2) 契約保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第29条の規定による。

7 契約金の支払方法

- (1) 前金払及び部分払の有無については工事ごとに別に定める。
- (2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の4以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の4以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。
債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、工事ごとに別に定める。
- (3) 部分払をする場合には、3箇月ごとに出来形部分の10分の9に相当する額を限度として行うこととする。
- (4) 契約金額が500万円以上で、かつ、工期が2月を超える工事は、中間前金払をすることができる。この場合において、部分払の適用のある工事については、中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に選択するものとする。ただし、継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、中間前金払を選択した場合であっても、当該年度末の部分払を行うことができる。
- (5) 中間前金払をする場合の中間前払金の額は、当該工事の材料費等に相当する額として契約金額の10分の2以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の2以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

8 入札の無効

さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得（平成18年さいたま市制定）第16条第1項各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

9 その他

- (1) 本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。

さいたま市告示一覧（令和3年5月16日から同月31日まで）

- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書（さいたま市電子入札運用基準（平成18年さいたま市制定）様式第3号）を契約課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状（さいたま市電子入札運用基準様式第4号）を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 本市発注の建設工事を初めて請負うことになる落札候補者等（以下「調査対象者」という。）は、必要に応じて行う事業所の所在地等の調査に協力すること。ただし、調査対象者が特定共同企業体である場合を除く。
- (8) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。
- (9) 本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市建設工事等事後審査型一般競争入札取扱要綱（平成19年さいたま市制定）、低入札価格取扱要綱、最低制限価格取扱要綱、さいたま市電子入札運用基準及びさいたま市競争入札参加資格業者実態調査実施要領（平成24年さいたま市制定）の定めるところによる。

契約整理番号	02-3688-2		
入札方法	一般競争入札（電子）		
参加形態	2者による特定共同企業体		
工事名	（仮称）新清掃事務所建設（建築）工事		
工事場所	さいたま市緑区大字大崎317番地		
履行期間	議会の議決を得たる日から令和3年12月24日まで		
概要	事務所棟（S造 3階建て 延べ面積1849.22㎡） 洗車棟（S造 平屋建て 延べ面積316.00㎡） 整備棟（S造 平屋建て 延べ面積110.50㎡）		
予定価格（税込）	事後公表		
調査基準価格	設定する（失格基準有）		
参加申請受付期間	令和2年6月9日（火）午前9時から 令和2年6月11日（木）午後5時まで		
入札書提出期間	令和2年6月12日（金）午前9時から 令和2年6月15日（月）午後5時まで		
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和2年6月16日（火）午後1時40分		
参加資格	名簿登載業種等	代表構成員	建築工事業 S級
		その他の構成員	建築工事業 S級又はA級
	特定共同企業体の各構成員は、本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。		
	所在地区分	代表構成員	さいたま市内に、本店を有していること。
その他の構成員		さいたま市内に、本店を有していること。	
施工実績等		代表構成員及びその他の構成員	
		特定共同企業体の各構成員は、本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。	

さいたま市告示一覧（令和3年5月16日から同月31日まで）

		本市発注の建築工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和2年5月25日（月）から							
	質問受付期間	令和2年5月25日（月）午前9時から 令和2年6月8日（月）午後5時まで							
	質問回答期日	令和2年6月11日（木）							
保証金及び支払方法		入札保 証金	免除	契約保 証金	要	前金払	有	部分払	有
その他		さいたま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成13年さいたま市条例第48号）の定めるところにより、議会の議決に付さなければならない契約につき、建設工事請負仮契約書を取り交わし、議会の議決後に本契約を締結する。なお、仮契約書の作成にかかる費用は、落札者が負担するものとする。							
工事担当課		さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市環境局施設部環境施設管理課 電話 048-829-1343							
契約担当課		さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							

さいたま市告示第835号

さいたま市の発注する「さいたま市立指扇北小学校便所改修工事」ほか3件の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和2年5月25日

さいたま市長 清水 勇 人

1 入札参加資格

(1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が工事ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。

イ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする工事ごとに参加申請が必要なため、工事ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。

ウ 本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。

エ 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。

オ 工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種に係る技術者の資格を有する者を、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条の規定に基づき当該工事に配置できること。なお、専任で配置する技術者は、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係にある者であること。

カ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として参加しようとする者は、同一工事に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。

キ 本公告日において、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険（以下「社会保険等」という。）に、事業主として加入しているものであること。ただし、当該保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの限りでない。

ク 本公告日から入札書提出期間の末日までの期間において、同一入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

ケ 本公告日において、工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種について、有効な建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。

コ アからケまでに掲げるもののほか、本公告日において、工事ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。

(2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。

イ その構成員が同一工事における他の特定共同企業体の構成員でないこと。

ウ その構成員が同一工事に単体企業として参加していないこと。

エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。

オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。

カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。

キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。

ク 構成員は、それぞれ(1)オに定める技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、監理技術者の資格を要する工事においては、監理技術者は代表構成員が配置すること。

2 入札参加資格の確認

(1) 開札後、工事ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格（さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱（平成19年さいたま市制定。以下「最低制限価格取扱要綱」という。）第4条に規定する最低制限価格をいう。以下同じ。）を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の110分の100の価格（以下「最低制限比較価格」という。）以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を落札候補者として通知し、落札を保留する。

(2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。

(3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日（その日がさいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条に掲げる休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を財政局契約管理部契約課（以下「契約課」という。）に提出しなければならない。

ア 一般競争入札参加資格等確認資料

イ 工事に配置予定の技術者に係る技術検定等合格証明書等の写し（実務経験による場合は経歴書）、監理技術者の資格を要する工事においては監理技術者資格証の表面と裏面の写し及び、監理技術者講習修了証の写し

ウ 工事に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し（専任で配置する技術者にあつては、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係を証明できること。なお、イに掲げる監理技術者資格証の写しをもって確認できる場合は、これを省略できる。）

エ 工事ごとに別に定める参加資格に施工実績を求めている場合は、施工実績として規定する工事の契約書の写し及び工事概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合センターが提供する「工事实績情報システム（CORINS）」の竣工時工事カルテ受領書（工事概要の記載されているもの）の写し（共同企業体（乙型）としての実績の場合は、自社の施工実績が分かる資料の写しも添付すること。）

オ 本公告日において有効かつ最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」（以下「経審結果」という。）の写し

カ 社会保険等に全て加入している場合は、社会保険等の加入に関する誓約書又は社会保険等の全部若しくは一部について法令で適用が除外されている場合には、社会保険等の適用除外に関する誓約書（経審結果に記載の社会保険等の加入状況について、本公告日時点で変更が生じている場合は別紙「健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入確認の提出書類」の該当する状況の書類を併せて添付すること。）

キ 資本関係又は人的関係確認書

ク アからキまでに掲げるもののほか、工事ごとに別に定める書類

(4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の割印を押すものとする。

ア 共同企業体入札参加資格審査申請書（さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「共同企業体取扱要綱」という。）様式第1号）

イ 共同企業体協定書（共同企業体取扱要綱様式第2号。共同企業体協定書第8条に基づく協定書（共同企業体取扱要綱様式第3号）を含む。）

ウ 委任状（共同企業体取扱要綱様式第4号）

3 落札者の決定

(1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内（休日を除く。）に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

(2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじによりこれを決定する。

(3) 市長は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。

(4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

(5) 本公告に係る入札は、一抜け方式により実施する。

ア 一抜け方式の対象工事については別表により定める。

イ 一つの工事について、落札候補者となった者が、その後開札される他の工事について入札を

行っている場合は、その後開札される他の工事の入札を無効とし、辞退したものとして取扱う。また、その後開札される他の工事について、(1)における落札候補者の入札を無効とした場合の新たな落札候補者及び(4)における落札候補者を落札者とし、しない場合の新たな落札候補者となることはできない。

ウ (1)における落札候補者の入札を無効とした場合の新たな落札候補者及び(4)における落札候補者を落札者とし、しない場合の新たな落札候補者となった者が、他の工事の落札候補者である場合は、当該工事の入札を無効とし、辞退したものとして取扱う。

エ (1)における落札候補者の入札を無効とした場合の新たな落札候補者及び(4)における落札候補者を落札者とし、しない場合の新たな落札候補者となった者が、その後開札される他の工事の落札候補者でない場合は、当該他の工事の入札を有効として取扱う。

4 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布

(1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布（以下「設計図書等の閲覧等」という。）の方法は工事ごとに別に定める。

(2) 設計図書等の閲覧等を工事担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、設計図書等貸出申請書を工事担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。

(3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル.pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。

(4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は工事ごとに別に定める。

(5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲載する。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条第1項の規定による。

(2) 契約保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第29条の規定による。

6 契約金の支払方法

(1) 前金払及び部分払の有無については工事ごとに別に定める。

(2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の4以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあつては、その年度の支払限度額の10分の4以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、工事ごとに別に定める。

(3) 部分払をする場合には、3箇月ごとに出来形部分の10分の9に相当する額を限度として行うこととする。

(4) 契約金額が500万円以上で、かつ、工期が2月を超える工事は、中間前金払をすることができる。この場合において、部分払の適用のある工事については、中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に選択するものとする。ただし、継続費等の2年以上にわたる契約にあつては、

中間前金払を選択した場合であっても、当該年度末の部分払を行うことができる。

- (5) 中間前金払をする場合の中間前払金の額は、当該工事の材料費等に相当する額として契約金額の10分の2以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあつては、その年度の支払限度額の10分の2以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

7 入札の無効

さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得（平成18年さいたま市制定）第16条第1項各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

8 その他

- (1) 本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。
- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書（さいたま市電子入札運用基準（平成18年さいたま市制定）様式第3号）を契約課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状（さいたま市電子入札運用基準様式第4号）を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 本市発注の建設工事を初めて請負うことになる落札候補者等（以下「調査対象者」という。）は、必要に応じて行う事業所の所在地等の調査に協力すること。ただし、調査対象者が特定共同企業体である場合を除く。
- (8) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。
- (9) 本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市建設工事等事後審査型一般競争入札取扱要綱（平成19年さいたま市制定）、最低制限価格取扱要綱、さいたま市電子入札運用基準及びさいたま市競争入札参加資格業者実態調査実施要領（平成24年さいたま市制定）の定めるところによる。

別表

対象工事	ア さいたま市立指扇北小学校便所改修工事 イ さいたま市立東岩槻小学校便所改修工事 ウ 浦和南高等学校便所改修工事 エ さいたま市立神田小学校便所改修工事
概要	・対象工事アの落札候補者が行った対象工事イ、ウ及びエの入札は無効とする。 ・対象工事イの落札候補者が行った対象工事ウ及びエの入札は無効とする。 ・対象工事ウの落札候補者が行った対象工事エの入札は無効とする。
契約整理番号	02-5207-35
入札方法	一般競争入札（電子）
参加形態	単体企業
工事名	さいたま市立指扇北小学校便所改修工事

さいたま市告示一覧（令和3年5月16日から同月31日まで）

工事場所	さいたま市西区大字中釘1506番地1								
履行期間	契約確定の日から令和2年10月30日まで								
概要	2～4階男女便所改修工事 1階みんなのトイレ・男女便所新設工事 昇降口及び外部 スロープ新設工事 便所改修範囲に係る屋上・外壁改修工事								
予定価格（税込）	86,757,000円								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和2年6月9日（火）午前9時から 令和2年6月11日（木）午後5時まで								
入札書提出期間	令和2年6月12日（金）午前9時から 令和2年6月15日（月）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和2年6月16日（火）午後2時30分								
参加資格	名簿登載業種等	建築工事業 S級又はA級。ただし、A級については、当該業種で平成30年度又は令和元年度のさいたま市優秀建設工事業者表彰を受賞していること又は平成30年1月1日から令和元年12月31日までの間に工事完成検査を受けた当該業種の「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」の1件以上の平均点が76点以上であること。 本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の建築工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和2年5月25日（月）から							
	質問受付期間	令和2年5月25日（月）午前9時から 令和2年6月8日（月）午後5時まで							
	質問回答期日	令和2年6月11日（木）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施する。 ・本工事は「さいたま市営繕工事における週休2日モデル工事実施要領」の対象工事（受注者希望方式）である。 								
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市建設局建築部営繕課 電話 048-829-1527								
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180								
契約整理番号	02-5207-37								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	さいたま市立東岩槻小学校便所改修工事								
工事場所	さいたま市岩槻区諏訪2丁目6番地1								
履行期間	契約確定の日から令和2年11月6日まで								
概要	2～4階男女便所改修工事 便所改修範囲に係る屋上・外壁改修工事								
予定価格（税込）	83,391,000円								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和2年6月9日（火）午前9時から 令和2年6月11日（木）午後5時まで								

さいたま市告示一覧（令和3年5月16日から同月31日まで）

入札書提出期間		令和2年6月12日（金）午前9時から 令和2年6月15日（月）午後5時まで							
開札の場所及び日時		さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和2年6月16日（火）午後2時40分							
参加資格	名簿登載業種等	建築工事業 S級又はA級。ただし、A級については、当該業種で平成30年度又は令和元年度のさいたま市優秀建設工事業者表彰を受賞していること又は平成30年1月1日から令和元年12月31日までの間に工事完成検査を受けた当該業種の「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」の1件以上の平均点が76点以上であること。 本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の建築工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和2年5月25日（月）から							
	質問受付期間	令和2年5月25日（月）午前9時から 令和2年6月8日（月）午後5時まで							
	質問回答期日	令和2年6月11日（木）							
保証金及び支払方法		入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他		<ul style="list-style-type: none"> ・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施する。 ・本工事は「さいたま市営繕工事における週休2日モデル工事実施要領」の対象工事（受注者希望方式）である。 							
工事担当課		さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市建設局建築部営繕課 電話 048-829-1527							
契約担当課		さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							
契約整理番号		02-5207-28							
入札方法		一般競争入札（電子）							
参加形態		単体企業							
工事名		浦和南高等学校便所改修工事							
工事場所		さいたま市南区辻6丁目5番31号							
履行期間		契約確定の日から令和2年11月10日まで							
概要		1～4階男女便所改修工事 1階みんなのトイレ、スロープ新設工事							
予定価格（税込）		77,011,000円							
最低制限価格		設定する							
参加申請受付期間		令和2年6月9日（火）午前9時から 令和2年6月11日（木）午後5時まで							
入札書提出期間		令和2年6月12日（金）午前9時から 令和2年6月15日（月）午後5時まで							
開札の場所及び日時		さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和2年6月16日（火）午後2時50分							
参加資格	名簿登載業種等	建築工事業 S級又はA級。ただし、A級については、当該業種で平成30年度又は令和元年度のさいたま市優秀建設工事業者表彰を受賞していること又は平成30年1月1日から令和元年12月31日までの間に工事完成検査を受けた当該業種の「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」の1件以上の平均点が76点以上であること。							

さいたま市告示一覧（令和3年5月16日から同月31日まで）

		本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で掲載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に掲載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の建築工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	－							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和2年5月25日（月）から							
	質問受付期間	令和2年5月25日（月）午前9時から 令和2年6月8日（月）午後5時まで							
	質問回答期日	令和2年6月11日（木）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施する。 ・本工事は「さいたま市営繕工事における週休2日モデル工事実施要領」の対象工事（受注者希望方式）である。 								
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市建設局建築部営繕課 電話 048-829-1527								
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180								
契約整理番号	02-5207-32								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	さいたま市立神田小学校便所改修工事								
工事場所	さいたま市桜区大字神田541番地1								
履行期間	契約確定の日から令和2年10月30日まで								
概要	1～4階男女便所改修工事 トイレに面する外壁の改修工事 トイレに位置する屋上の改修工事								
予定価格（税込）	75,240,000円								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和2年6月9日（火）午前9時から 令和2年6月11日（木）午後5時まで								
入札書提出期間	令和2年6月12日（金）午前9時から 令和2年6月15日（月）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和2年6月16日（火）午後3時00分								
参加資格	名簿掲載業種等	建築工事業 S級又はA級。ただし、A級については、当該業種で平成30年度又は令和元年度のさいたま市優秀建設工事業者表彰を受賞していること又は平成30年1月1日から令和元年12月31日までの間に工事完成検査を受けた当該業種の「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」の1件以上の平均点が76点以上であること。 本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で掲載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に掲載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							

さいたま市告示一覧（令和3年5月16日から同月31日まで）

	施工実績等	本市発注の建築工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和2年5月25日（月）から							
	質問受付期間	令和2年5月25日（月）午前9時から 令和2年6月8日（月）午後5時まで							
	質問回答期日	令和2年6月11日（木）							
保証金及び支払方法		入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他		<ul style="list-style-type: none"> ・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施する。 ・本工事は「さいたま市営繕工事における週休2日モデル工事実施要領」の対象工事（受注者希望方式）である。 							
工事担当課		さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市建設局建築部営繕課 電話 048-829-1527							
契約担当課		さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							

さいたま市告示第836号

さいたま市の発注する「与野西中学校中規模修繕・大規模改修・長寿命化修繕工事実施設計業務」ほか2件の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和2年5月25日

さいたま市長 清水 勇 人

1 入札参加資格

(1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が業務ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。

イ 業務ごとに別に定める参加資格に建設コンサルタント登録規程（昭和52年4月15日建設省告示第717号。以下「登録規程」という。）の登録部門を定めている場合は、本公告日において、当該登録部門について登録規程に基づく登録があること。

ウ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする業務ごとに参加申請が必要なため、業務ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。

エ 本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。

オ 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。

カ 管理技術者及び照査技術者（照査技術者にあつては、設計図書等に定めのある場合に限る。）を当該業務に配置できること。なお、配置する技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係にある者とし、管理技術者と照査技術者の兼任はできないものとする。

キ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として参加しようとする者は、同一工事に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。

ク アからキまでに掲げるもののほか、本公告日において、業務ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。

(2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。

イ その構成員が同一業務における他の特定共同企業体の構成員でないこと。

ウ その構成員が同一工事に単体企業として参加していないこと。

- エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。
- オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。
- カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。
- キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。

2 入札参加資格の確認

(1) 開札後、工事ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格（さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱（平成19年さいたま市制定。以下「最低制限価格取扱要綱」という。）第5条に規定する最低制限価格をいう。以下同じ。）を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の110分の100の価格（以下「最低制限比較価格」という。）以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を落札候補者として通知し、落札を保留する。

(2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。

(3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日（その日がさいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条に掲げる休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を財政局契約管理部契約課（以下「契約課」という。）に提出しなければならない。

ア 一般競争入札参加資格等確認資料

イ 業務ごとに別に定める参加資格に登録部門を定めている場合は、当該登録部門について登録規程に基づき登録されていることを証する書類の写し

ウ 業務に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し

エ 業務ごとに別に定める参加資格に業務実績を求めている場合は、業務実績として規定する業務の契約書の写し及び業務概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合センターが提供する「測量調査設計業務実績情報システム（TECRIS）」の業務カルテ（業務概要の記載されているもの）の写し

オ アからエまでに掲げるもののほか、業務ごとに別に定める書類

(4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の割印を押すものとする。

ア 共同企業体入札参加資格審査申請書（さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「共同企業体取扱要綱」という。）様式第1号）

イ 共同企業体協定書（共同企業体取扱要綱様式第2号。共同企業体協定書第8条に基づく協定書（共同企業体取扱要綱様式第3号）を含む。）

ウ 委任状（共同企業体取扱要綱様式第4号）

3 落札者の決定

(1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内（休日を除く。）に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札

書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

- (2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじによりこれを決定する。
- (3) 市長は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。
- (4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者を新たに落札候補者とする。
- (5) 本公告に係る入札は、一抜け方式により実施する。

ア 一抜け方式の対象業務については別表により定める。

イ 一つの業務について、落札候補者となった者が、その後開札される他の業務について入札を行っている場合は、その後開札される他の業務の入札を無効とし、辞退したものとして取扱う。また、その後開札される他の業務について、(1)における落札候補者の入札を無効とした場合の新たな落札候補者及び(4)における落札候補者を落札者とし不在の場合の新たな落札候補者となることはできない。

ウ (1)における落札候補者の入札を無効とした場合の新たな落札候補者及び(4)における落札候補者を落札者とし不在の場合の新たな落札候補者となった者が、他の工事の落札候補者である場合は、当該工事の入札を無効とし、辞退したものとして取扱う。

エ (1)における落札候補者の入札を無効とした場合の新たな落札候補者及び(4)における落札候補者を落札者とし不在の場合の新たな落札候補者となった者が、その後開札される他の業務の落札候補者でない場合は、当該他の業務の入札を有効として取扱う。

4 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布

- (1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布（以下「設計図書等の閲覧等」という。）の方法は業務ごとに別に定める。
- (2) 設計図書等の閲覧等を業務担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、設計図書等貸出申請書を業務担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。
- (3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル.pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。
- (4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は業務ごとに別に定める。
- (5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲載する。

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金の取扱いについては業務ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条第1項の規定による。
- (2) 契約保証金の取扱いについては業務ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第29条の規定による。

6 契約金の支払方法

- (1) 前金払の有無については業務ごとに別に定める。
- (2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の3以内とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

7 入札の無効

さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得（平成18年さいたま市制定）第16条第1項各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

8 その他

- (1) 本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。
- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書（さいたま市電子入札運用基準（平成18年さいたま市制定）様式第3号）を契約課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状（さいたま市電子入札運用基準様式第4号）を提出すること。
- (6) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該業務に配置すること。
- (7) 本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市建設工事等事後審査型一般競争入札取扱要綱（平成19年さいたま市制定）、最低制限価格取扱要綱及びさいたま市電子入札運用基準の定めるところによる。

別表

対象業務	ア 与野西中学校中規模修繕・大規模改修・長寿命化修繕工事实施設計業務 イ 大宮北小学校大規模改修・長寿命化修繕工事实施設計業務 ウ 上落合小学校中規模修繕・大規模改修・長寿命化修繕工事实施設計業務
概要	・対象業務アの落札候補者が行った対象業務イ及びウの入札は無効とする。 ・対象業務イの落札候補者が行った対象業務ウの入札は無効とする。
契約整理番号	02-5207-29
入札方法	一般競争入札（電子）
参加形態	単体企業
業務名	与野西中学校中規模修繕・大規模改修・長寿命化修繕工事实施設計業務
業務場所	さいたま市中央区鈴谷8丁目10番33号
履行期間	契約確定の日から令和4年3月11日まで
概要	北校舎西棟 延べ面積2377㎡ RC造 地上3階建て 北校舎中央棟 延べ面積720㎡ RC造 地上3階建て 西校舎 延べ面積653㎡ RC造 地上2階建て 南校舎 延べ面積863㎡ RC造 地上2階建て 屋内運動場・武道場

さいたま市告示一覧（令和2年5月16日から同月31日まで）

	延べ面積 2191 m ² R C造 地上3階建て 給食室 延べ面積 518 m ² R C造 地上3階建て 建築設計（実施設計） 設備設計（実施設計）					
予定価格（税込）	48,301,000円					
最低制限価格	設定する					
参加申請受付期間	令和2年6月2日（火）午前9時から 令和2年6月4日（木）午後5時まで					
入札書提出期間	令和2年6月5日（金）午前9時から 令和2年6月8日（月）午後5時まで					
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和2年6月9日（火）午後2時10分					
参加資格	名簿掲載業務	建築関連コンサルタント/学校施設 本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業務で掲載された者であること。				
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に掲載された申請事業所の所在地が上記の要件を満たすこと。				
	登録部門	－				
	業務実績等	－				
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	－				
	設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和2年5月25日（月）から			
	質問受付期間	令和2年5月25日（月）午前9時から 令和2年6月1日（月）午後5時まで				
	質問回答期日	令和2年6月4日（木）				
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	免除	前金払	有
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・設計図書等により、配置予定の技術者の資格を定めている場合については、当該資格を有していることを確認できる書類の写しを資格審査書類提出時に併せて提出すること。 ・本業務に係る入札は、一抜け方式により実施する。 					
業務担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市建設局建築部保全管理課 電話 048-829-1510					
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180					
契約整理番号	02-5207-30					
入札方法	一般競争入札（電子）					
参加形態	単体企業					
業務名	大宮北小学校大規模改修・長寿命化修繕工事実施設計業務					
業務場所	さいたま市大宮区宮町3丁目84番地					
履行期間	契約確定の日から令和4年3月11日まで					
概要	延べ面積 5711 m ² R C造 地上3階建て外 建築設計（実施設計） 設備設計（実施設計）					
予定価格（税込）	46,495,900円					
最低制限価格	設定する					
参加申請受付期間	令和2年6月2日（火）午前9時から 令和2年6月4日（木）午後5時まで					
入札書提出期間	令和2年6月5日（金）午前9時から 令和2年6月8日（月）午後5時まで					
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和2年6月9日（火）午後2時20分					

さいたま市告示一覧（令和2年5月16日から同月31日まで）

参加資格	名簿登載業務	建築関連コンサルタント／学校施設 本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業務で登載された者であること。					
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記の要件を満たすこと。					
	登録部門	－					
	業務実績等	－					
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	－					
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和2年5月25日（月）から					
	質問受付期間	令和2年5月25日（月）午前9時から 令和2年6月1日（月）午後5時まで					
	質問回答期日	令和2年6月4日（木）					
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	免除	前金払	有	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・設計図書等により、配置予定の技術者の資格を定めている場合については、当該資格を有していることを確認できる書類の写しを資格審査書類提出時に併せて提出すること。 ・本業務に係る入札は、一抜け方式により実施する。 						
業務担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市建設局建築部保全管理課 電話 048-829-1510						
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180						
契約整理番号	02-5207-31						
入札方法	一般競争入札（電子）						
参加形態	単体企業						
業務名	上落合小学校中規模修繕・大規模改修・長寿命化修繕工事実施設計業務						
業務場所	さいたま市中央区上落合4丁目14番24号						
履行期間	契約確定の日から令和4年3月11日まで						
概要	北校舎東棟 延べ面積1396㎡ RC造 地上3階建て 北校舎西棟 延べ面積2967㎡ RC造（一部S造） 地上3階建て 屋内運動場棟 延べ面積1637㎡ RC造（一部S造） 地上2階建て 給食室棟 延べ面積199㎡ RC造（一部S造） 地上1階建て プール附属棟 延べ面積90.14㎡ S造 地上1階建て 建築設計（実施設計） 設備設計（実施設計）						
予定価格（税込）	45,510,300円						
最低制限価格	設定する						
参加申請受付期間	令和2年6月2日（火）午前9時から 令和2年6月4日（木）午後5時まで						
入札書提出期間	令和2年6月5日（金）午前9時から 令和2年6月8日（月）午後5時まで						
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和2年6月9日（火）午後2時30分						
参加資格	名簿登載業務	建築関連コンサルタント／学校施設 本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業務で登載された者であること。					
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記の要件を満たすこと。					
	登録部門	－					
	業務実績等	－					
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	－					

さいたま市告示一覧（令和2年5月16日から同月31日まで）

	書類						
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和2年5月25日（月）から					
	質問受付期間	令和2年5月25日（月）午前9時から 令和2年6月1日（月）午後5時まで					
	質問回答期日	令和2年6月4日（木）					
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	免除	前金払	有	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・設計図書等により、配置予定の技術者の資格を定めている場合については、当該資格を有していることを確認できる書類の写しを資格審査書類提出時に併せて提出すること。 ・本業務に係る入札は、一抜け方式により実施する。 						
業務担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市建設局建築部保全管理課 電話 048-829-1510						
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180						

さいたま市告示第837号

さいたま市立病院医事業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和2年5月25日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市立病院医事業務

(2) 履行場所

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市立病院

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和2年12月1日から令和3年11月30日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、平成31・32年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「その他」で登載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 平成30年4月1日以降、病床数400床以上の埼玉県内の医療機関において、医事業務を一括して1年以上継続して元請で受託した実績があることを証明した者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者で、2の要件を満たす者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市保健福祉局市立病院病院経営部医事課
担当 矢口、荻原 電話 048（873）4168

(2) 交付期間

告示の日から令和2年6月9日（火）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から午後4時まで）

- (3) 交付費用
無償
- 4 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出
本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。
 - (1) 提出書類
 - ア 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書
 - イ 入札説明書に定める書類
 - (2) 受付期間
3(2)に同じ
 - (3) 受付場所
3(1)に同じ
 - (4) 提出方法
持参
- 5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付
確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。
 - (1) 交付場所
3(1)に同じ
 - (2) 交付日時
令和2年6月12日（金）午前9時から午後4時まで
- 6 競争入札参加資格の有無の再確認
競争入札参加資格を有しない旨の確認結果を通知された者は、令和2年6月16日（火）までにさいたま市保健福祉局市立病院病院経営部医事課に競争入札参加資格の有無の再確認を求めることができる。
- 7 現場説明会の実施
競争入札参加資格を有すると認めた者に対して、現場説明会を実施する。
 - (1) 実施日時
令和2年6月22日（月）
なお、時刻の指定は競争入札参加資格確認結果通知書の交付時に行う。当該通知書の受領者は参加時刻を指定することができない。
 - (2) 実施場所
1(2)に同じ
 - (3) 参加人数
2名以内
 - (4) 申込方法
現場説明会当日に現場説明会参加届を提出すること。
- 8 契約の仕様等の詳細に関する質問の受付
競争入札参加資格を有すると認めた者は、業務内容等の明細について質問がある場合は質問書を

提出することができる。

(1) 受付場所

3(1)に同じ

(2) 受付期間

令和2年6月12日（金）から令和2年6月24日（水）まで（休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 提出方法

持参

(4) 質問に対する回答の期限及び方法

令和2年6月26日（金）までにFAXにより回答する。

9 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 競争入札参加資格の確認

ア 競争入札参加資格を有する旨の確認結果の通知書を持参すること。

イ 競争入札参加資格を有する旨の確認結果を通知された者であっても、入札時点において2の要件を満たさない場合は入札に参加することができない。

(3) 代理人による入札

代理人により入札をする場合は、委任状を提出すること。

(4) 入札の辞退

競争入札参加資格を有する旨の確認結果を通知された者であっても、入札を辞退することができる。ただし、入札を辞退する場合は、入札日時までに辞退する旨の書面を提出すること。

(5) 独占禁止法等法令の遵守

入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）その他の法令に違反する行為を行ってはならない。

(6) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和2年7月6日（月）午前10時00分

イ 場所

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市立病院本館3階会議室2

(7) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(8) 入札が不調であった場合

ア 再度入札は1回限りとする。

イ 初度入札に参加しなかった者及び初度入札で無効とされた者は、再度入札に参加することができない。

(9) その他

ア 入札の日時に遅刻した者は、入札に参加することができない。

イ 入札に付した入札書については、書き換え、引き換え又は撤回をすることができない。

(10) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和2年7月6日（月）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

9(6)イに同じ

(11) 最低制限価格

設定する。なお、最低制限価格を下回る入札をした者は、再度入札に参加できない。

(12) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。なお、落札とすべき同額の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

(13) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(14) 入札事務を担当する課

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市保健福祉局市立病院病院経営部医事課
電話 048(873)4168 FAX 048(874)7613

10 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

11 委託料の支払方法

(1) 暦月を単位として、翌月以降受託者の請求に基づき当月分の委託料を支払うものとする。

(2) 詳細については、落札決定後に落札者と協議する。

12 その他

(1) 提出された一般競争入札参加申込兼資格確認申請書等は返却しない。

(2) 入札参加者は、入札後に、本告示、仕様書、現場等についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

(3) 社会情勢等の変動により、人員配置又は必要経費等を増減すべき事情が発生した場合は、協議を行う。

さいたま市告示一覧（令和3年5月16日から同月31日まで）

- (4) 契約条項等は、さいたま市保健福祉局市立病院経営部医事課及びさいたま市ホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

- (5) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第838号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第5項の規定により認可をしたので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和2年5月25日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 名称
渋江町自治会
- 2 規約に定める目的
本会は、地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。
- 3 区域
さいたま市岩槻区本町5丁目2番
さいたま市岩槻区本町5丁目7番から12番
さいたま市岩槻区本町6丁目2番
さいたま市岩槻区宮町1丁目1番3号
さいたま市岩槻区宮町2丁目1番5号から8号
- 4 主たる事務所
（省略）
- 5 代表者の氏名及び住所
（省略）
- 6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者選任の有無
無
- 7 代理人の有無
無
- 8 規約に解散の事由を定めたときは、その事由
有
総会の議決
- 9 認可年月日
令和2年5月22日

さいたま市告示第839号

計量法（平成4年法律第51号）第19条の規定に基づく特定計量器の定期検査を同法第20条第1項により、指定定期検査機関である一般社団法人埼玉県計量協会に次のとおり実施させる。

令和2年5月25日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 検査対象となる特定計量器
質量計（電気式はかり及びひょう量が500kgを超える機械式はかり）
- 2 区 域
さいたま市内全域
- 3 期 日
令和2年7月1日から令和3年3月22日まで
- 4 場 所
計量器の所在場所

さいたま市告示第840号

さいたま市街区表示板設置業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和2年5月25日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市街区表示板設置業務

(2) 履行場所

さいたま市西区 外

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

契約締結の日から令和3年3月5日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、平成31・32年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）（物品納入等）に種目「広告・装飾」内の営業種目「標示板・標識・門標」で登載されている者又は名簿（業務委託）に業務「保守点検」の受注希望業務「その他の保守点検」で登載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 平成27年4月1日以降に、年間500枚以上の街区表示板を作成及び設置する契約を締結し、確実に履行した実績を有している者であること。

(5) さいたま市内に本店、支店又は営業所を設置していること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。交付方法は原則郵送とするが、手交も可とする。郵送を希望する場合は、受付先に電話で連絡すること。手交を希望する場合は受付先にて直接手交する。

(1) 受付先

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所8階 さいたま市民局区政推進部

担当 齊藤、井上 電話 048（829）1833

(2) 交付期間

告示の日から令和2年6月9日（火）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 交付費用

無償

(4) 交付方法

CD-ROM

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 提出方法

郵送又は持参

(3) 受付期間

3(2)に同じ、なお郵送の場合は6月9日（火）必着とする。

(3) 受付場所

3(1)に同じ

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付方法

全て郵送とする。

(2) 交付日

令和2年6月15日（月）までに交付するものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和2年6月23日（火）午前11時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟2階第3会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和元年6月23日（火）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 最低制限価格

設定する。なお、最低制限価格を下回る入札をした者は、再度入札に参加することはできない。

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市市民局区政推進部

電話 048(829)1833 FAX 048(829)1992

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 契約条項等は、さいたま市市民局区政推進部及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/001/p064888.html>

(2) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第841号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定により、さいたま市島町西部土地区画整理組合から、任期満了に伴う改選により、理事の氏名及び住所の届出があったので、同条第2項の規定により、次のとおり公告する。

令和2年5月25日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 就任した理事の氏名及び住所
（省略）

さいたま市告示第842号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和2年5月26日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市大宮区上小町185番1、186番

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

（省略）

3 許可番号

令和元年10月9日

第開 - N2019094号

4 検査済証番号

令和2年 5月25日

第完 - N2019094号

さいたま市告示第843号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、その概要等を同法第6条第3項の規定において準用する同法第5条第3項の規定に基づき公告します。

令和2年5月26日

さいたま市長 清水 勇 人

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 小池・守屋・神田ビル

所在地 さいたま市南区南本町一丁目7番4号

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 氏 名 小池 勝

住 所 さいたま市南区神明一丁目3番1号

イ 名 称 有限会社丸富

代表者氏名 代表取締役 守屋 文雄

住 所 さいたま市南区南本町二丁目5番4号

ウ 名 称 ティーエム工業株式会社

代表者氏名 代表取締役 神田 一雄

住 所 東京都港区新橋五丁目8番5号

(3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名 称 株式会社丸広百貨店

代表者 大久保 敏三

所在地 埼玉県川越市新富町二丁目6番1号

(変更後)

名 称 株式会社丸広百貨店

代表者 神谷 勉

所在地 埼玉県川越市新富町二丁目6番1号

(4) 変更の年月日

令和元年5月24日

(5) 変更する理由

小売業者の代表者が変更したため

2 届出年月日

令和2年4月20日

3 届出及び添付書類の縦覧期間

令和2年5月26日から令和2年9月28日まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

4 届出及び添付書類の縦覧場所

- (1) さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048（829）1364

FAX 048（829）1944

- (2) 浦和区役所区民生活部地域商工室

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048（829）6179

FAX 048（829）6235

5 この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に、さいたま市長に対し、意見書の提出によりこれを述べることができます。

- (1) 意見書の提出期間

令和2年5月26日から令和2年9月28日まで。

- (2) 意見書の提出先

さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

郵便番号 330-9588

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048（829）1364

FAX 048（829）1944

さいたま市告示第844号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、その概要等を同法第6条第3項の規定において準用する同法第5条第3項の規定に基づき公告します。

令和2年5月26日

さいたま市長 清水 勇 人

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 小池・守屋・神田ビル

所在地 さいたま市南区南本町一丁目7番4号

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 氏 名 小池 勝

住 所 さいたま市南区神明一丁目3番1号

イ 名 称 有限会社丸富

代表者氏名 代表取締役 守屋 文雄

住 所 さいたま市南区南本町二丁目5番4号

ウ 名 称 ティーエム工業株式会社

代表者氏名 代表取締役 神田 一雄

住 所 東京都港区新橋五丁目8番5号

(3) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 駐車場の位置及び収容台数

(変更前)

位置	収容台数
店舗北側 隔地第1駐車場	171台
店舗南側 隔地第3駐車場	14台
合計	185台

(変更後)

位置	収容台数
店舗北側 隔地第1駐車場	171台
店舗西側 隔地第2駐車場	13台
店舗南側 隔地第3駐車場	6台
合計	190台

(イ) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前)

位 置	容 量	備 考
廃棄物保管施設①		

さいたま市告示一覧（令和3年5月16日から同月31日まで）

建物外北西側 廃棄物保管施設 a	23.4 m ³	紙製廃棄物等
建物外北西側 廃棄物保管施設 b	4.5 m ³	金属製廃棄物等
建物外北西側 廃棄物保管施設 c	4.5 m ³	ガラス製廃棄物等
小計	32.4 m ³	—
廃棄物保管施設②		
建物外北側 廃棄物保管施設 d	14.58 m ³	プラスチック製廃棄物等
建物外北側 廃棄物保管施設 e	2.43 m ³	生ごみ等
建物外北側 廃棄物保管施設 f	2.43 m ³	その他可燃性廃棄物等
小計	19.44 m ³	—
合計	52 m ³	(小数点以下四捨五入)

(変更後)

位置	容量	備考
廃棄物保管施設①		
建物外北西側 廃棄物保管施設 a	23.4 m ³	紙製廃棄物等
建物外北西側 廃棄物保管施設 b	1.0 m ³	金属製廃棄物等
建物外北西側 廃棄物保管施設 c	1.0 m ³	ガラス製廃棄物等
建物外北西側 廃棄物保管施設 d	7.0 m ³	プラスチック製廃棄物等
小計	32.4 m ³	—
廃棄物保管施設②		
建物2階北西側 廃棄物保管施設 a	6.6 m ³	紙製廃棄物等
建物2階北西側 廃棄物保管施設 b	0.375 m ³	金属製廃棄物等
建物2階北西側 廃棄物保管施設 c	0.375 m ³	ガラス製廃棄物等
建物2階北西側 廃棄物保管施設 d	8.1 m ³	プラスチック製廃棄物等
建物2階北西側 廃棄物保管施設 e	2.25 m ³	生ごみ等
建物2階北西側 廃棄物保管施設 f	2.25 m ³	その他可燃性廃棄物等
小計	19.95 m ³	—
合計	52 m ³	(小数点以下四捨五入)

イ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小売業名	開店時刻	閉店時刻
株式会社丸広百貨店（1階）	午前10時00分	午後9時00分
株式会社丸広百貨店（4階）	午前10時00分	午後10時00分

さいたま市告示一覧（令和3年5月16日から同月31日まで）

株式会社丸広百貨店（2階、3階、5階、6階）	午前10時00分	午後8時00分
------------------------	----------	---------

（変更後）

小売業名	開店時刻	閉店時刻
株式会社丸広百貨店（1階）	午前8時00分	午後10時00分
株式会社丸広百貨店（4階）	午前10時00分	午後10時00分
株式会社丸広百貨店（2階、3階、5階、6階）	午前10時00分	午後8時00分

（イ） 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）

区分	出入口の数
店舗北側 隔地第1駐車場 出入口	1箇所
店舗南側 隔地第3駐車場 出入口	1箇所
合計	2箇所

（変更後）

区分	出入口の数
店舗北側 隔地第1駐車場 出入口	1箇所
店舗西側 隔地第2駐車場 出入口	1箇所
店舗南側 隔地第3駐車場 出入口	1箇所
合計	3箇所

（ウ） 来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）

位置	利用可能時間帯
店舗北側 隔地第1駐車場	午前9時30分～午後10時30分
店舗南側 隔地第3駐車場	

（変更後）

位置	利用可能時間帯
店舗北側 隔地第1駐車場	午前7時30分～午後10時30分
店舗西側 隔地第2駐車場	
店舗南側 隔地第3駐車場	

（エ） 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

（変更前） 午前6時00分～午後7時00分

（変更後） 午前6時00分～午後10時00分

（4） 変更する年月日

ア（ア）（イ） 令和2年12月21日

イ（ア）（ウ）（エ） 令和2年7月1日

イ（イ） 令和2年12月21日

- (5) 変更する理由
営業計画変更の為
- 2 届出年月日
令和2年4月20日
- 3 届出及び添付書類の縦覧期間
令和2年5月26日から令和2年9月28日まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。
- 4 届出及び添付書類の縦覧場所
 - (1) さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課
住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号
電話 048（829）1364
FAX 048（829）1944
 - (2) 浦和区役所区民生活部地域商工室
住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号
電話 048（829）6179
FAX 048（829）6235
- 5 この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に、さいたま市長に対し、意見書の提出によりこれを述べるすることができます。
 - (1) 意見書の提出期間
令和2年5月26日から令和2年9月28日まで。
 - (2) 意見書の提出先
さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課
郵便番号 330-9588
住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号
電話 048（829）1364
FAX 048（829）1944

さいたま市告示第845号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和2年5月26日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市西区大字西遊馬字宿141番1

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

（省略）

3 許可番号

令和元年11月21日

第開-N2019107号

4 検査済証番号

令和2年5月25日

第完-N2019107号

さいたま市告示第846号

令和2年さいたま市議会6月定例会を次のとおり招集する。

令和2年5月27日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 招集する期日 令和2年6月3日
- 2 招集する場所 さいたま市議会議事堂

さいたま市告示第847号

さいたま市ひとり親家庭等介護職員初任者研修業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和2年5月27日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名
さいたま市ひとり親家庭等介護職員初任者研修業務
- (2) 履行場所
業務委託先
- (3) 業務概要
仕様書のとおり
- (4) 履行期間
契約締結の日から令和3年3月25日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、平成31・32年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「その他」の受注希望業務「その他」で掲載されている者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
 - イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 平成30年4月1日以降に、介護職員初任者研修を適切に実施した実績を有する者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

- (1) 交付場所
さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市子ども未来局子ども育成部子育て支援政策課
担当 手当係 電話 048（829）1270
- (2) 交付期間
告示の日から令和2年6月11日（木）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

- (3) 交付費用
無償
- 4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出
本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。
 - (1) 提出書類
 - ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書
 - イ 入札説明書に定める書類
 - (2) 受付期間
3(2)に同じ
 - (3) 受付場所
3(1)に同じ
 - (4) 提出方法
持参
- 5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付
確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。
 - (1) 交付場所
3(1)に同じ
 - (2) 交付日時
令和2年6月16日（火）午前9時から午後4時まで
- 6 入札手続等
 - (1) 入札方法
総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (2) 入札の日時及び場所
 - ア 日時
令和2年6月19日（金）午後1時30分
 - イ 場所
さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟2階第3会議室
 - (3) 入札保証金
見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。
 - (4) 開札の日時及び場所
 - ア 日時
令和2年6月19日（金）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市子ども未来局子ども育成部子育て支援政策課
電話 048(829)1909 FAX 048(829)1960

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は返却しない。

(2) 契約条項等は、さいたま市子ども未来局子ども育成部子育て支援政策課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(3) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第848号

さいたま市ひとり親家庭等就業支援講習会事業業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和2年5月27日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名
さいたま市ひとり親家庭等就業支援講習会事業業務
- (2) 履行場所
業務委託先
- (3) 業務概要
仕様書のとおり
- (4) 履行期間
契約締結の日から令和3年3月15日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、平成31・32年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「電算」の受注希望業務「その他の電算」で掲載されている者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
 - イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 告示の日から過去2年の間、国又は地方公共団体において、パソコン教室、就業支援セミナー及びその他同様の事業について、適切に実施した実績を有する者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

- (1) 交付場所
さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市子ども未来局子ども育成部子育て支援政策課
担当 手当係 電話 048（829）1270
- (2) 交付期間
告示の日から令和2年6月11日（木）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さ

いたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和2年6月16日（火）午前9時から午後4時まで

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和2年6月19日（金）午後2時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟2階第3会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和2年6月19日（金）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市子ども未来局子ども育成部子育て支援政策課
電話 048（829）1909 FAX 048（829）1960

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は返却しない。

(2) 契約条項等は、さいたま市子ども未来局子ども育成部子育て支援政策課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(3) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第849号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和2年5月27日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
さいたま市桜区栄和二丁目352番1（第1工区）
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都西東京市東伏見三丁目6番19号
タクトホーム株式会社 代表取締役 小寺 一裕
（省略）
- 3 許可番号
令和2年3月11日
第 開 - S 2 0 1 9 0 9 0 号
- 4 検査済証番号
令和2年5月26日
第 完 1 S 2 0 1 9 0 9 0 号

さいたま市告示第850号

次のとおり所有者の判明しない動物を収容しておりますので、さいたま市動物の愛護及び管理に関する条例第11条第1項及び同条第4項の規定に基づき公示します。飼い主は、令和2年6月2日までに返還の手続きをしてください。返還の手続きがない場合には処分します。

令和2年5月27日

さいたま市長 清水 勇 人

・ 次の表のとおり

収容日	種類	収容場所	品種	性別	毛色	年齢 (推定)	首輪の 有無	特 徴
5月 26日	犬	見沼区片柳	雑種	メス	茶	10~15 歳	有	首輪：赤色・革製

連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所保健福祉局保健部動物愛護ふれあいセンター
- (2) 電話 048(840)4150
- (3) FAX 048(840)4159

さいたま市告示第851号

令和2年度さいたま市保健事業と介護予防の一体的実施個別指導業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和2年5月27日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

令和2年度さいたま市保健事業と介護予防の一体的実施個別指導業務

(2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市保健福祉局福祉部年金医療課外

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

契約締結日から令和3年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、平成31・32年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）に業務「電算」又は「その他」で掲載されていること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会からのプライバシーマーク（JISQ15001）付与認定又は情報セキュリティマネジメントシステム認定基準JISQ27001（ISO/IEC27001）の認定を受けている者であること。

(5) 平成30年度以降に国（独立行政法人を含む。）、人口20万人以上の地方公共団体、または後期高齢者医療広域連合において同種業務の契約を締結し、履行した実績があること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市保健福祉局福祉部年金医療課
担当 高齢者医療係 電話 048（829）1278

(2) 交付期間

告示の日から令和2年6月8日（月）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

郵送又は持参

(5) 送付先（郵送提出の場合）

3(1)に同じ

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和2年6月9日（火）午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするため、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和2年6月12日（金）午前10時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟第3会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和2年6月12日（金）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 最低制限価格

設定する。なお、最低制限価格を下回る入札をした者は、再度入札に参加できない。

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、同条第4項及び第5項に基づいて作成された最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、初度入札において落札者がいないときは、初度入札の開札結果発表後、当該入札場所において直ちに再度入札を行う。再度入札に参加できる者は、初度入札に参加し、開札に立ち会った者とする。ただし、初度入札において無効な入札を行った者は、再度入札に参加することができない。再度入札は1回とする。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市保健福祉局福祉部福祉総務課
電話 048(829)1253 FAX 048(829)1961

(9) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市保健福祉局福祉部年金医療課
電話 048(829)1278 FAX 048(829)1947

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 契約条項等は、さいたま市保健福祉局福祉部年金医療課及びホームページにおいて閲覧できる。

<http://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

さいたま市告示一覧（令和3年5月16日から同月31日まで）

(2) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第852号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「支援法」という。）第14条第4項の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法第55条の3及び支援法第14条第4項の規定により、次のとおり告示する。

令和2年5月28日

さいたま市長 清水 勇 人

別紙のとおり

指定医療機関

名 称 (氏 名)	所 在 地	開 設 者 名	指 定 年 月 日
新藤医院	さいたま市大宮区三橋4-890-1	新藤 雄司	R02.04.01
医療法人天尽会 敬愛クリニック	さいたま市浦和区高砂2-5-1 KOMON3階	医療法人 天尽会	R02.03.27
みやぎクリニック	さいたま市岩槻区美園東3-7-37	宮城 長靖	R02.04.01
医療法人社団 白報会 総合クリニック ドクターランド大宮	さいたま市大宮区桜木町2-3 ダイエー大宮店 3階	医療法人社団 白報会	R02.05.01
ゆずるクリニック	さいたま市南区南浦和2-44-7 ピュアプレジール201	伊藤 譲	R02.05.08
白樺歯科医院	さいたま市北区别所町54-4	吉田 拓真	R02.04.16
埼玉メディカルセンター附属訪問看護 ステーション	さいたま市浦和区北浦和4-9-3	独立行政法人地域医療機能推進機構	R02.04.01
彩芽薬局	さいたま市浦和区高砂2-7-7 セブンビル2階	株式会社 ユニマツライフ	R02.04.01
こもれび薬局	さいたま市西区三橋6-1743-3	株式会社ファーマテック	R02.04.01
彩薬局	さいたま市大宮区下町2-66	有限会社 彩コーポレーション	R02.03.30
セキ薬局 内野本郷店	さいたま市西区内野本郷543-1	株式会社セキ薬品	R02.05.01

さいたま市告示第853号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「支援法」という。）第14条第4項の規定による指定医療機関から変更の届出があったので、生活保護法第55条の3及び支援法第14条第4項の規定により、次のとおり告示する。

令和2年5月28日

さいたま市長 清水 勇 人

別紙のとおり

指定医療機関

名 称	変 更 事 項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
セイムス三橋4丁目薬局	名称変更	三橋四丁目薬局	セイムス三橋4丁目薬局	R02.04.01
セイムス高砂薬局	名称変更	あい薬局 高砂店	セイムス高砂薬局	R02.04.01
医療法人社団 白報会 在宅クリニックドクターランド大宮	名称変更	医療法人社団 白報会 さいたま在宅診療所	医療法人社団 白報会 在宅クリニックドクターランド大宮	R02.04.01
ココカラファイン薬局南浦和西口店	名称変更	デイリーケアセイジョー薬局 南浦和西口店	ココカラファイン薬局南浦和西口店	R02.04.01
セイムス大牧薬局	名称変更	大牧薬局	セイムス大牧薬局	R02.03.11
セイムスどれみ薬局	名称変更	どれみ薬局	セイムスどれみ薬局	R02.03.16

さいたま市告示第854号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「支援法」という。）第14条第4項の規定による指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3及び支援法第14条第4項の規定により、次のとおり告示する。

令和2年5月28日

さいたま市長 清水 勇 人

別紙のとおり

指定医療機関

名 称	所 在 地	廃止年月日
塚原産婦人科医院	さいたま市大宮区吉敷町 3-156	R02.03.31
医療法人 天尽会 敬愛クリニック	さいたま市浦和区高砂 3-6-18 けやきビル7階	R02.03.15
みやぎクリニック	さいたま市緑区下野田 543-2 Terrace 浦和美園1階	R02.03.31
新藤医院	さいたま市大宮区三橋 4-890-1	R02.03.31
白樺歯科医院	さいたま市北区别所町 54-4	R01.12.16
こもればい薬局	さいたま市西区三橋 6-1743-3	R02.03.31
有限会社 トミヤ薬局	さいたま市浦和区高砂 2-6-1	R02.03.31
彩芽薬局	さいたま市浦和区高砂 2-7-7 セブンビル2F	R02.03.31
彩薬局	さいたま市大宮区下町 2-79	R02.03.29
きのした薬局 有限会社	さいたま市北区本郷町 1067-2	R02.03.31

さいたま市告示第855号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「支援法」という。）第14条第4項の規定に基づき、施術者を指定したので、生活保護法第55条の3及び支援法第14条第4項の規定により、次のとおり告示する。

令和2年5月28日

さいたま市長 清水 勇 人

別紙のとおり

指定施術者

氏名	住所	名称	所在地	指定年月日
倉島 正志	-	福島接骨院	さいたま市見沼区東大宮7-76-8	R02.04.01
樋口 雅和	-	株式会社アメニティーサービス	さいたま市見沼区東大宮4-26-3 鯨井ビル201	R02.04.10
皆方 英樹	-	ファミリア治療院	朝霞市本町2-17-19	R02.05.07

さいたま市告示第856号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「支援法」という。）第14条第4項の規定による指定施術者から変更の届出があったので生活保護法第55条の3及び支援法第14条第4項の規定により、次のとおり告示する。

令和2年5月28日

さいたま市長 清水 勇 人

別紙のとおり

指定施術者

氏名	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
志村 光康	施術所所在地	上尾市原新町19-1 友光ビル1階	上尾市緑丘3-3-11-2 PAPAショッピングアヴェニューB棟	R02.05.01
志村 光康	施術所所在地	上尾市原新町19-1 友光ビル1階	上尾市緑丘3-3-11-2 PAPAショッピングアヴェニューB棟	R02.05.01
齊藤 由花	施術所所在地	上尾市原新町19-1 1F	上尾市緑丘3-3-11-2 PAPAショッピングアヴェニューB棟	R02.05.01
齊藤 由花	施術所所在地	上尾市原新町19-1 1F	上尾市緑丘3-3-11-2 PAPAショッピングアヴェニューB棟	R02.05.01

さいたま市告示第857号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「支援法」という。）第14条第4項の規定に基づき、介護機関を指定したので、生活保護法第55条の3及び支援法第14条第4項の規定により、次のとおり告示する。

令和2年5月28日

さいたま市長 清水 勇 人

別紙のとおり

指定介護機関（新規）

名 称	所 在 地	開設者名	サービスの種類	指定年月日
松沢医院	さいたま市北区宮原町2-36-1	医療法人 良裕会	訪問リハビリテーション	H29.01.01
松沢医院	さいたま市北区宮原町2-36-1	医療法人 良裕会	通所リハビリテーション	H29.01.01
松沢医院	さいたま市北区宮原町2-36-1	医療法人 良裕会	居宅療養管理指導	H29.01.01
松沢医院	さいたま市北区宮原町2-36-1	医療法人 良裕会	介護予防訪問リハビリテーション	H29.01.01
松沢医院	さいたま市北区宮原町2-36-1	医療法人 良裕会	介護予防通所リハビリテーション	H29.01.01
松沢医院	さいたま市北区宮原町2-36-1	医療法人 良裕会	介護予防居宅療養管理指導	H29.01.01

さいたま市告示一覧（令和3年5月16日から同月31日まで）

さいたま市告示第858号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「支援法」という。）第14条第4項の規定による指定介護機関から変更の届出があったので、生活保護法第55条の3及び支援法第14条第4項の規定により、次のとおり告示する。

令和2年5月28日

さいたま市長 清水 勇 人

別紙のとおり

指定介護機関（変更）

名 称	変 更 項 目	変 更 前	変 更 後	サービスの種類	変更年月日
セイムス大牧薬局	名称変更	大牧薬局	セイムス大牧薬局	居宅療養管理指導	R02.03.11
セイムス大牧薬局	名称変更	大牧薬局	セイムス大牧薬局	介護予防居宅療養管理指導	R02.03.11
セイムスどれみ薬局	名称変更	どれみ薬局	セイムスどれみ薬局	居宅療養管理指導	R02.03.16
セイムスどれみ薬局	名称変更	どれみ薬局	セイムスどれみ薬局	介護予防居宅療養管理指導	R02.03.16
ゆうゆう 訪問介護	所在地変更	さいたま市岩槻区太田2-16-2	さいたま市岩槻区上里1-4-61-108	訪問介護	R02.04.01
癒しのデイサービス浦和	名称変更	コミュニケア24 さいたま浦和館 デイサービス	癒しのデイサービス浦和	通所介護	R02.03.25
癒しのデイサービス浦和	名称変更	コミュニケア24 さいたま浦和館 デイサービス	癒しのデイサービス浦和	介護予防通所介護	R02.03.25
癒しのデイサービス浦和	所在地変更	さいたま市浦和区本太5-39-11	さいたま市浦和区本太3-24-6	通所介護	R02.03.25
癒しのデイサービス浦和	所在地変更	さいたま市浦和区本太5-39-11	さいたま市浦和区本太3-24-6	介護予防通所介護	R02.03.25
癒しのヘルパーステーション浦和	名称変更	コミュニケア24 さいたま浦和館訪問介護	癒しのヘルパーステーション浦和	訪問介護	R02.03.24
癒しのヘルパーステーション浦和	名称変更	コミュニケア24 さいたま浦和館訪問介護	癒しのヘルパーステーション浦和	介護予防訪問介護	R02.03.24
癒しのヘルパーステーション浦和	所在地変更	さいたま市浦和区本太5-39-11	さいたま市浦和区本太3-24-6	訪問介護	R02.03.24
癒しのヘルパーステーション浦和	所在地変更	さいたま市浦和区本太5-39-11	さいたま市浦和区本太3-24-6	介護予防訪問介護	R02.03.24
ゆうゆう 介護相談室	所在地変更	さいたま市岩槻区太田2-16-2	さいたま市岩槻区上里1-4-61-108	居宅介護支援	R02.04.01
医療法人社団 白報会 在宅クリニックドクターランド大宮	名称変更	医療法人社団 白報会 さいたま在宅診療所	医療法人社団 白報会 在宅クリニックドクターランド大宮	居宅療養管理指導	R02.04.01
医療法人社団 白報会 在宅クリニックドクターランド大宮	名称変更	医療法人社団 白報会 さいたま在宅診療所	医療法人社団 白報会 在宅クリニックドクターランド大宮	介護予防居宅療養管理指導	R02.04.01
セイムス三橋4丁目薬局	名称変更	三橋四丁目薬局	セイムス三橋4丁目薬局	居宅療養管理指導	R02.04.01

指定介護機関（変更）

名 称	変 更 項 目	変 更 前	変 更 後	サービスの種類	変更年月日
セイムス三橋4丁目薬局	名称変更	三橋四丁目薬局	セイムス三橋4丁目薬局	介護予防居宅療養管理指導	R02.04.01
セイムス高砂薬局	名称変更	あい薬局高砂店	セイムス高砂薬局	居宅療養管理指導	R02.04.01
セイムス高砂薬局	名称変更	あい薬局高砂店	セイムス高砂薬局	介護予防居宅療養管理指導	R02.04.01

さいたま市告示第859号

さいたま市区ガイドマップ作成業務について、次のとおり一般競争入札を行うので地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和2年5月28日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市区ガイドマップ作成業務

(2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所外

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

契約締結の日から令和3年3月10日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、平成31・32年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「製作等」で掲載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 本市又は他市町村において地図作成に係る契約実績を有する者であること。

3 仕様書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、さいたま市区ガイドマップ作成業務仕様書等1部を交付するものとする。なお、郵送による交付を希望する場合は、担当まで連絡すること。その場合の郵送料は、本入札参加希望者の負担とする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市市民局区政推進部
担当 藤林、秋庭 電話 048(829)1834

(2) 交付期間

告示の日から令和2年6月22日（月）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前8時30分から午後4時まで）

- (3) 交付費用
無償
- 4 質問の受付及び回答
本入札の業務等に質問のある場合は、次のとおり電子メールにより受け付けるものとする。質問の際の書式は自由とするが、質問事項は電子メールの本文にテキストで記述すること。
 - (1) 受付先
電子メールアドレス kusei-suishin@city.saitama.lg.jp
電子メールの表題は「区ガイドマップに関する質問」とすること。
 - (2) 受付期間
本告示日から令和2年6月15日（月）正午まで
 - (3) 回答方法等
令和2年6月17日（水）までに仕様書を交付した全ての業者に対して回答するものとする。
なお、質問した業者名は非公開とし、電子メールで回答するので、3の仕様書等の交付の際に、回答の送付を希望する電子メールアドレスを伝えること。
- 5 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出
本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。
 - (1) 提出書類
ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書
イ 2(4)を証明する契約書の写し及び成果物
 - (2) 受付期間
3(2)に同じ
 - (3) 受付場所
〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市市民局区政推進部
 - (4) 提出方法
持参又は郵送（書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出すること。）
- 6 競争入札参加資格確認結果通知書の交付
確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。
 - (1) 交付場所
3(1)に同じ
 - (2) 交付日時
令和2年6月30日（火）午前9時から午後4時まで
 - (3) その他
郵送希望者については、5の書類提出時において返信用封筒に84円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。
- 7 競争入札参加資格の有無の再確認
入札参加資格がない旨の確認通知を受けたものは、令和2年7月1日（水）午後4時までにさいたま市市民局区政推進部に入札参加資格の有無の再確認を求めることができる。

8 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。広告の掲載で得られた収入は受託者のものとし、広告収入を差し引いた金額を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときには、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書に添付する書類

入札書には、広告収入のわかる収支計画書、企画編集に含まれる主な業務名とその費用及び印刷製本に係る単価が確認できる内訳書を添付すること。

(3) 入札参加資格者の確認

ア 入札参加資格がある旨の確認通知を持参すること。

イ 入札参加資格がある旨の確認通知を受けた者であっても、入札時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。

(4) 提出書類

代理人により入札する場合は、委任状を提出すること。

(5) 入札の辞退

入札参加資格がある旨の確認通知を受け取った後であっても、入札を辞退することができる。

(6) 独占禁止法関係法令の遵守

入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。

(7) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和2年7月7日（火）午前10時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟1階第2入札室

(8) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(9) 入札回数等

ア 再度入札は、1回までとする。

イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。

(10) その他

ア 本入札の日時に遅刻した者は、入札に参加できない。

イ 一度提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回することはできない。

(11) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和2年7月7日（火）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

8(7)イに同じ

(12) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。なお、落札とすべき同額の入札をした者が2者以上いるときには、直ちに当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

(13) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(14) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市市民局区政推進部

電話 048(829)1834 FAX 048(829)1992

9 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

10 その他

(1) 本契約に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約条項等は、さいたま市市民局区政推進部及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(3) 提出された書類は、返却しない。

(4) 本入札の手続きに係る一切の経費は、入札参加者の負担とする。

(5) 提出された各資料は、特別な事情がない限り再提出は認めない。

さいたま市告示第860号

乗用トラクター・集草機の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和2年5月28日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名及び数量

乗用トラクター・集草機 1式

(2) 納入場所

さいたま市桜区大字在家地内 荒川総合運動公園

(3) 特質等

入札説明書のとおり

(4) 納入期限

令和2年7月31日

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、平成31・32年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に種目「学校・保育用品」内の営業種目「体育用品」又は種目「一般機器」内の営業種目「一般産業機器」で登録され、かつ、市内に本店を有している者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者で、2の要件を満たす者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課

担当 物品契約係 電話 048（829）1181

(2) 交付期間

告示の日から令和2年6月11日（木）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

- ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書
- イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和2年6月18日（木）及び令和2年6月19日（金）午前9時から午後4時まで。なお、交付日時までに競争入札参加資格確認結果通知書の交付を受けなかった者については、入札を辞退したものとみなす。

6 競争入札参加資格の喪失

本入札の参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することができない。

(1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき。

(2) 競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和2年6月29日（月）午後3時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟1階第1入札室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和2年6月29日（月）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課

電話 048(829)1181 FAX 048(829)1986

(8) 業務を担当する課

さいたま市中央区下落合5-7-10 さいたま市都市局南部都市・公園管理事務所管理課

電話 048(840)6179 FAX 048(840)6189

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

9 その他

(1) 契約条項等は、さいたま市財政局契約管理部調達課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(2) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第861号

活動服上衣（男性） 外22件の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和2年5月28日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

活動服上衣（男性） 外22件

(2) 納入場所

さいたま市浦和区常盤6-1-28 さいたま市消防局総務部消防企画課外

(3) 数量・特質等

入札説明書のとおり

(4) 納入期限

令和2年11月30日及び令和3年1月29日

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、平成31・32年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に種目「繊維品」内の営業種目「被服」又は種目「消防・安全・災害対策用品」内の営業種目「消防用品」で登載され、かつ、市内に本店又は本市との契約権限を有する支店若しくは営業所を有している者であること。

- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者で、2の要件を満たす者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課
担当 物品契約係 電話 048（829）1181

(2) 交付期間

告示の日から令和2年6月11日（木）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

- (3) 交付費用
無償
- 4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出
本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。
 - (1) 提出書類
 - ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書
 - イ 入札説明書に定める書類
 - (2) 受付期間
3(2)に同じ
 - (3) 受付場所
3(1)に同じ
 - (4) 提出方法
持参
- 5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付
確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。
 - (1) 交付場所
3(1)に同じ
 - (2) 交付日時
令和2年6月18日（木）及び令和2年6月19日（金）午前9時から午後4時まで。なお、交付日時までに競争入札参加資格確認結果通知書の交付を受けなかった者については、入札を辞退したものとみなす。
- 6 競争入札参加資格の喪失
本入札の参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することができない。
 - (1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき。
 - (2) 競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。
- 7 入札手続等
 - (1) 入札方法
総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (2) 入札の日時及び場所
 - ア 日時
令和2年7月1日（水）午後2時00分
 - イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4　さいたま市役所西会議棟1階第1入札室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和2年7月1日（水）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は、無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4　さいたま市財政局契約管理部調達課
電話 048（829）1181　FAX 048（829）1986

(8) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-1-28　さいたま市消防局総務部消防企画課
電話 048（833）7938　FAX 048（833）7641

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

9 その他

(1) 契約条項等は、さいたま市財政局契約管理部調達課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(2) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第862号

さいたま市生活困窮者自立支援業務用端末賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和2年5月28日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市生活困窮者自立支援業務用端末賃貸借

(2) 借入場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4外

(3) 数量・特質等

仕様書のとおり

(4) 借入期間

令和2年8月1日から令和7年7月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、平成31・32年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に種目「レンタル・リース」内の営業種目「OA機器リース等」で登載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 人口20万人以上の地方公共団体において、生活困窮者自立支援業務用端末に関する賃貸借契約を締結した実績を有する者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市保健福祉局福祉部生活福祉課
担当 自立支援係 電話 048(829)1846

(2) 交付期間

告示の日から令和2年6月17日（水）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さ

いたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 交付方法

CD-ROM

(4) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和2年6月19日（金）午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

単価（月額）で行う。入札金額は、賃借料（保守費用等、当該業務に係る経費の全てを含む。

）1月当たりの額を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和2年6月24日（水）午前10時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4　さいたま市役所西会議棟1階第2入札室

(3) 入札保証金

見積もった金額（月額）に月数を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和2年6月24日（水）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4　さいたま市保健福祉局福祉部福祉総務課

電話 048（829）1253　FAX 048（829）1961

(8) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4　さいたま市保健福祉局福祉部生活福祉課

電話 048（829）1846　FAX 048（829）1961

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額（月額）に月数を乗じた額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 契約条項等は、さいたま市保健福祉局福祉部生活福祉課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(2) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第863号

さいたま市青少年宇宙科学館パソコン教室システム賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和2年5月28日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市青少年宇宙科学館パソコン教室システム賃貸借

(2) 借入場所

さいたま市浦和区駒場2-3-45

さいたま市教育委員会事務局生涯学習部青少年宇宙科学館

(3) 数量・特質等

仕様書のとおり

(4) 借入期間

令和2年8月1日から令和7年7月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、平成31・32年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に、種目「レンタル・リース」内の営業種目「OA機器リース等」

で登録されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 賃貸借された納入機器等を設置及び設定し、常時正常な状態又は十分に機能が働く状態に維持し、万一問題が生じた場合には即時に対応ができる者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区駒場2-3-45

さいたま市教育委員会事務局生涯学習部青少年宇宙科学館

担当 管理係 電話 048（881）1515

(2) 交付期間

告示の日から令和2年6月11日（木）まで（さいたま市青少年宇宙科学館条例（平成13年さいたま市条例第125号）第4条第1項に規定する休館日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和2年6月17日（水）午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

単価（月額）で行う。入札金額は、賃借料（設定費用等、当該業務に係る経費の全てを含む。）1月当たりの額を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和2年6月24日（水）午前10時30分

イ 場所

さいたま市浦和区駒場2-3-45 さいたま市青少年宇宙科学館3階第1会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額（月額）に月数を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和2年6月24日（水）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区駒場2-3-45

さいたま市教育委員会事務局生涯学習部青少年宇宙科学館

電話 048(881)1515 FAX 048(882)9702

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額（月額）に月数を乗じた額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 当該契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約条項等は、さいたま市教育委員会事務局生涯学習部青少年宇宙科学館及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(3) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第864号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和2年5月28日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市桜区田島七丁目2144番7、2144番10

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

（省略）

3 許可番号

令和元年10月30日

第 開 - S 2 0 1 9 0 5 5 号

4 検査済証番号

令和2年5月27日

第 完 - S 2 0 1 9 0 5 5 号

さいたま市告示第865号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条により、次のとおり告示する。

令和2年5月28日

さいたま市長 清水 勇 人

1 申請者

- (1) 住所 上尾市浅間台三丁目2番9号
- (2) 氏名 株式会社エス・ディ・ホーム 代表取締役 佐藤 真也

2 位置指定道路の概要

- (1) 道路の位置 さいたま市大宮区上小町918番3
- (2) 指定の年月日 令和2年5月28日
- (3) 指定の番号 第北20-007号
- (4) 道路の幅員 4.50m
- (5) 道路の延長 18.26m

さいたま市告示第866号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条により、次のとおり告示する。

令和2年5月28日

さいたま市長 清水 勇 人

1 申請者

- (1) 住所 さいたま市南区沼影一丁目12番1号
- (2) 氏名 ポラストウン開発株式会社 代表取締役 中内 晃次郎

2 位置指定道路の概要

- (1) 道路の位置 さいたま市岩槻区西町一丁目6040番6、6041番3
- (2) 指定の年月日 令和2年5月28日
- (3) 指定の番号 第北20-008号
- (4) 道路の幅員 4.00m
- (5) 道路の延長 34.50m

さいたま市告示第867号

屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第7条第4項の規定により広告物及び掲出物件を除却し、同法第8条第1項の規定により保管したので、同条第2項並びにさいたま市屋外広告物条例（平成14年条例第109号）第21条の2及び第21条の3の規定により、次のとおり告示する。

令和2年5月29日

さいたま市長 清水 勇 人

1 保管した広告物又は掲出物件の名称又は種類及び数量

(1) はり札 21 枚

2 保管した広告物又は掲出物件の放置されていた場所、除却日時及び保管開始日時
別紙のとおり

3 保管場所

さいたま市緑区宮本2丁目16番地3

4 連絡先

(1) 担当 さいたま市役所都市局南部都市・公園管理事務所管理課都市管理係

(2) 電話 048（840）6178

さいたま市告示第868号

次のとおり所有者の判明しない動物を収容しておりますので、さいたま市動物の愛護及び管理に関する条例第11条第1項及び同条第4項の規定に基づき公示します。飼い主は、令和2年6月2日までに返還の手続きをしてください。返還の手続きがない場合には処分します。

令和2年5月29日

さいたま市長 清水 勇 人

・ 次の表のとおり

収容日	種類	収容場所	品種	性別	毛色	年齢 (推定)	首輪の 有無	特 徴
5月 28日	猫	浦和区元町	雑種	オス	キジ白	2~3ヶ 月齢	なし	負傷動物
5月 28日	猫	南区大谷口	雑種	オス	茶白	5~8歳	なし	負傷動物

連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所保健福祉局保健部動物愛護ふれあいセンター
- (2) 電話 048(840)4150
- (3) FAX 048(840)4159

さいたま市告示第869号

さいたま市自転車等放置防止条例（平成13年さいたま市条例第205号）第10条第1項により自転車を撤去し、同条第4項の規定により保管したので、第12条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和2年5月29日

さいたま市長 清水 勇 人

1 保管理由

さいたま市自転車等放置防止条例

2 保管開始年月日

令和2年 5月22日

3 保管場所及び放置箇所

(1) 新開自転車保管所

南浦和駅、東浦和駅、西浦和駅、武蔵浦和駅及び北戸田駅周辺の自転車等放置禁止区域

(2) 吉野原自転車保管所

大宮駅、土呂駅、東大宮駅、北大宮駅、大宮公園駅、大和田駅、七里駅、日進駅、西大宮駅、指扇駅、宮原駅、鉄道博物館駅、加茂宮駅、東宮原駅、今羽駅、吉野原駅及びさいたま新都心駅（東口）周辺の自転車等放置禁止区域及び原動機付自転車

(3) 大戸自転車保管所

浦和駅、北浦和駅、中浦和駅、与野駅、北与野駅、与野本町駅、南与野駅及びさいたま新都心駅（西口）周辺の自転車等放置禁止区域

(4) 岩槻自転車保管所

岩槻駅、東岩槻駅及び浦和美園駅周辺の自転車等放置禁止区域

4 保管自転車

別紙のとおり

5 保管台数

計 45台

6 連絡先

(1) 担当 さいたま市都市局都市計画部自転車まちづくり推進課車両対策事務所

(2) 電話 048（652）8812

保管告示台帳

新開自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2020/05/18	東浦和駅	埼玉県警14-4002119	F3K01534		
2020/05/18	南浦和駅東口	埼玉県警18-8462990	A18AJ21033		
2020/05/18	南浦和駅東口	埼玉県警15-5179070	A14PL03527		
2020/05/18	西浦和駅	埼玉県警10-0366080	FA100100298		
2020/05/19	南浦和駅東口	埼玉県警18-8280385	SSD029163		
2020/05/19	武蔵浦和駅	埼玉県警17-7432038	H7G34959		
2020/05/20	武蔵浦和駅	埼玉県警10-0528514	LJI33619		
2020/05/20	西浦和駅	埼玉県警16-6390928	A15AC25581		
2020/05/20	西浦和駅	埼玉県警14-4182473	B4B13528		
2020/05/21	武蔵浦和駅	不明	GC4A29225		
2020/05/21	武蔵浦和駅	埼玉県警15-5244681	F040900683		
2020/05/22	東浦和駅	埼玉県警19-193349781	SL18110746		
2020/05/22	南浦和駅西口	愛知県警17-7-65358	V170705907		
2020/05/22	武蔵浦和駅	埼玉県警16-6092292	G150129972		
2020/05/22	武蔵浦和駅	不明	SPC065642		

保管告示台帳

吉野原自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2020/05/18	大宮駅東口	埼玉県警17-7001703	TA6BG198		
2020/05/18	東大宮駅西口	埼玉県警14-4053402	SNK189323		
2020/05/19	指扇駅	埼玉県警15-5442965	A15AG58106		
2020/05/20	大宮駅東口	埼玉県警18-8552875	SSJ319387		
2020/05/21	大宮駅東口	埼玉県警09-9225567	GF9C25807		
2020/05/21	大宮駅東口	不明	ACA17K003519		
2020/05/21	大宮駅西口	埼玉県警19-195183155	G190810640		
2020/05/21	大宮駅西口	埼玉県警18-8167103	A17AK28966		
2020/05/21	新都心駅東口	埼玉県警19-191932951	STRHF23102		
2020/05/21	新都心駅東口	埼玉県警10-0389406	SKF45127		
2020/05/22	大宮駅東口	埼玉県警18-8080381	G170903547		
2020/05/22	大宮駅東口	不明	SMI228160		
2020/05/22	大宮駅東口	不明	A17AB15483		

保管告示台帳

大戸自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2020/05/18	浦和駅西口	埼玉県警05-5199530	C25K9134		
2020/05/18	北浦和駅東口	埼玉県警13-3076456	G120223447		
2020/05/18	北浦和駅東口	不明	SX06044138		
2020/05/18	与野本町駅	埼玉県警11-1036273	F101154750		
2020/05/18	与野本町駅	埼玉県警03-3572424	TA0301011437		
2020/05/18	与野本町駅	埼玉県警12-2514498	D11070022		
2020/05/19	浦和駅東口	埼玉県警17-7278068	S7I116522		
2020/05/20	浦和駅西口	埼玉県警17-7011410	B6H10295		
2020/05/20	浦和駅西口	埼玉県警19-193297366	A19AF23801		
2020/05/20	北浦和駅西口	埼玉県警16-6476692	GF6F05532		
2020/05/21	浦和駅東口	埼玉県警14-4156862	A14AA79511		
2020/05/21	浦和駅西口	埼玉県警16-6011150	H5H57647		
2020/05/21	浦和駅西口	埼玉県警07-7445399	B7F55839		
2020/05/21	北浦和駅東口	埼玉県警20-201548797	B5A45089		
2020/05/22	浦和駅西口	埼玉県警19-194443110	ZY9L063886		
2020/05/22	北浦和駅西口	埼玉県警19-195223068	H9SI01696		

保管告示台帳

岩槻自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2020/05/19	岩槻駅	不明	S9H02824		

合計: 45台